

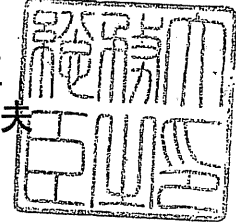
国際ボランティア貯金  
寄附金配分について  
(総務大臣諮問第 1010号)



諮問第 1010 号  
平成 21 年 3 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣  
鳩山 邦 夫



諮 問 書

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事長平井正夫から、平成 21 年 2 月 5 日付け機構第 3752 号で郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号。以下「旧寄附委託法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額並びに配分団体が守らなければならない事項の認可申請があった。（概要は別紙 1 のとおり。）

これらについて審査した結果は別紙 2 のとおりであり、整備法附則第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に適合していると認められる。よって、旧寄附委託法第 7 条の 2 第 1 項の規定により認可することといたしたい。

上記について諮問する。



資料 3-1-2

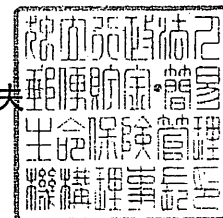


機構第 3752 号  
平成 21 年 2 月 5 日

総務大臣  
鳩山 邦夫 様

独立行政法人  
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

理事長 平 井 正 夫



平成 20 年度国際ボランティア貯金に係る寄附金配分認可申請書

平成 20 年度の国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分に当たり、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり認可申請します。

記

1 申請内容

- (1) 寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額等…… 別紙 1
- (2) 配分団体が守らなければならない事項…………… 別紙 2

2 添付資料

- (1) 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法…………… 別紙 3
- (2) 法第 5 条及び第 6 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額等…………… 別紙 4

## 寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額等

団 体 名(所在地)	配分類	配分対象援助事業(実施国)
特定非営利活動法人 アブカス  (北海道)	千円 7,357	①地滑り被災者に対する仮設住宅の建設及び自治組織の強化支援 (スリランカ・中部州ヌワエリヤ県ワラパネ郡ニルダンダーヒンナ、 エゴラカンダ、ウダマードウラ移転地区)
	9,410	②家庭菜園・有機農業普及のための農業研修センターの設立及び普及促進 (スリランカ・ウバ州モナラーガラ県タナマルヴィラ郡シーヌックワ地区)
特定非営利活動法人 どさんこ海外保健協力会  (北海道)	1,899	小学校を教育の場とした地域住民(子ども、大人)に対する識字・計算教育、生活改善・保健衛生指導の実施 (カンボジア・ラタナキリ州オンドン・メア郡ニヤン集合村ダル村、ボンカム村、 タンセー村)
特定非営利活動法人 プロ・ワークス十和田  (青森県)	3,231	老朽化した村立幼稚園舎の建替え及び建設管理 (ベトナム・バクサン省イエンズン県タンクオン村)
岩手県インドネシア友好協会  (岩手県)	3,408	農民のための持続可能型農業の技術指導及び牛銀行の実施 (インドネシア・南スラウェシ州ワジョー県バマナ郡シンプルシア村)
宮城国際支援の会  (宮城県)	6,149	①障がい者支援専門学校への車いす部材の送付及び車いす組立・修理 技術の指導 (タイ・パトタニ県パトタニ町)
	10,635	②地域住民の収入向上、生活改善のためのワークショップの開催、小学校 の運営支援、老朽化した小学校校舎の新築 (ネパール・バクマティ県ヌワコット郡オカルパウア地区カガチ村、トウロチトレ村)
特定非営利活動法人 アロアシャ・プロジェクト  (山形県)	4,487	貧困農民に対する生産性向上のための農業技術研修の実施及び研修生 宿泊施設、種苗貯蔵庫の建設 (バングラデシュ・ラシャヒ市)
福島県障害児・者の動作学習研究会  (福島県)	2,675	障がい児への知識、技能向上のための訓練実施及び障がい者支援ネット ワークの構築 (マレーシア・セランゴール州、ネグリスンビラン州、ジョホール州、トレンガル州)
特定非営利活動法人 黄土高原環境・緑化計画  (茨城県)	4,835	生徒のための学校付属農場の整備及び周辺緑化 (中国・寧夏回族自治区塩池県高沙窩鎮魏庄子地区)
財団法人 日本国際親善厚生財団  (茨城県)	14,314	ミャンマーからの流入者及び山岳民族に対する巡回医療、妊婦検診、ワク チン接種、医療技術指導の実施 (タイ・チェンライ県メーサイ地区)
アジア・アフリカと共に歩む会  (埼玉県)	6,490	貧困地域の教師及び生徒に対する基礎教育の改善と向上のための図書 活動支援 (南アフリカ・クワズールーナタール州ンドウェドウェ地域)
特定非営利活動法人 東方科学技術協力会  (埼玉県)	3,534	農民のための無灌漑による塩地茅の栽培技術の確立と耐アルカリ性アル ファルファの栽培 (中国・吉林省大安市大崗子鎮双崗山村)
特定非営利活動法人 NPOアジアマインド  (埼玉県)	3,951	ろう学校教職員に対する研修会の開催 (タイ・バンコク特別区、チョンブリー県パタヤ市)
ベトナムの「子どもの家」を支える会  (千葉県)	5,782	障がい児・ストリートチルドレンの自立支援のための職業訓練等の実施 (ベトナム・トゥアティエンフエ省フエ市)
特定非営利活動法人 ASACカンボジアに学校を贈る会  (千葉県)	2,463	住民のための識字教育の実施及び識字教師の育成 (カンボジア・コンボンチャム州バティエイ郡タンクロサン地区、トムノ地区)
特定非営利活動法人 エル・エンジェル国際ボランティア協会  (神奈川県)	9,747	ストリートチルドレンのための児童養護施設の建設及び運営 (インド・アンドラプラデシュ州スリカラム地区マングラ、エチエーラ)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
神奈川歯科大学南東アジア支援団 (神奈川県)	3,940	①口唇口蓋裂患者の治療及び手術技術移転 (フィリピン・ビサヤ地方ネグロス島ドゥマゲッティ市)
	8,752	②住民のための歯科医療サービス(検診・治療)の提供 (タイ・バンコク県クロントイ区)
特定非営利活動法人 草の根援助運動 (神奈川県)	7,551	地域住民のための環境保全・回復活動(禁漁区の設置と植林)の実施及び 代替生計手段の確保 (フィリピン・バターン州オリオン町、カピテ州ナイク町、テルナテ町、マラゴンドン町 サンタメルセデス村、ブラカン州ハゴノイ町ブガッド村)
特定非営利活動法人 国際援助団体 アイウエオサークル (神奈川県)	5,009	パブリック校(10年制の公立学校)の教師に対するインストラクション技術 向上のためのトレーニングの実施 (ネパール・カトマンズ市)
中国内蒙古沙丘・草原緑化研究会 (神奈川県)	2,750	沙漠化防止のための植林及び飛沙防止策の実施 (中国・内蒙古自治区赤峰市翁牛特旗烏蘭敖都)
特定非営利活動法人 ピラーンの医療と自立を支える会 (神奈川県)	906	地域住民のための簡易水道施設の建設及び管理組合の支援 (フィリピン・サランガニ州マルンゴン町)
ムリンディ/ジャパン・ワンラブ・プロジェクト (神奈川県)	3,988	上下肢障がい者のための義肢装具・杖などの製作 (ブルンジ・ブジュンブラ市)
特定非営利活動法人 ラブグリーンジャパン (神奈川県)	7,615	農民のための有機農法の研修指導及び農業用施設の設置 (ネパール・カブレ州アナニコット村)
特定非営利活動法人 ポロンナル (神奈川県)	2,643	①貧困地域の青少年のための職業訓練の実施 (ブラジル・サンパウロ州サンパウロ市モンチ・アズール地区)
	2,643	②貧困地域の青少年のための職業訓練の実施 (ブラジル・セアラ州アラカチ市カノア・ケブラーダ地区エステーヴァン村)
ハイチ友の会 (山梨県)	1,626	地域住民のハリケーン被害復興のための植林及び農業支援 (ハイチ・ニップス地区チビー村)
特定非営利活動法人 アジアレインボー (東京都)	2,857	貧困地域の住民に対する職業訓練センター開校及び運営指導 (カンボジア・プノンペン市トゥールコック)
特定非営利活動法人 アジア教育・文化・自然環境保護日本支援 センター (東京都)	9,664	貧困地域の小学校のトイレ・配水設備整備、世帯のトイレ設置及び衛生指 導 (スリランカ・カルタラ県ホラナ市パルピティゴダポールワダンダ、 ポロンナルワ県ニッサンカマツラプラ)
特定非営利活動法人 アジア教育友好協会 (東京都)	1,801	教育を受けられない地域の中学生のための教室新設及びトイレの増設等 施設整備 (ラオス・サラワン県タオイ地区パチュドン村)
特定非営利活動法人 アジア地域福祉と交流の会 (東京都)	2,403	障がい者のためのデイセンター運営と生活改善のための養魚場開設 (マレーシア・サラワク州シブ郡カノウイット町バワン地区)
特定非営利活動法人 アジアの障害者活動を支援する会 (東京都)	1,650	点字印刷製作所の一元化と視覚障がい児の教育改善プログラムの実施 (ラオス・ビエンチャン市)
特定非営利活動法人 幼い難民を考える会 (東京都)	8,813	①就学前教育の充実のための教材配布と活用指導 (カンボジア・プノンペン市、カンダール州ほか12州)
	4,357	②農村女性に対する織物技術の巡回指導 (カンボジア・タケオ州)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
特定非営利活動法人 環境修復保全機構 (東京都)	7,921	①森林再生による環境修復と持続的農業生産環境(有機農業)の構築 (タイ・ナン県プア地区)
	2,441	②小学生及び小学校教員に対する環境教育の推進活動 (カンボジア・ブンペン市、コンポンチャム県)
	5,139	③環境保全型農業(有機農業)の技術指導(堆肥作り、指導者育成研修等) (タイ・スコタイ県キリマツ地区)
社団法人 銀鈴会 (東京都)	2,209	喉頭摘出者のための発声(食道発声)指導及び発声指導員の育成 (中国・北京)
特定非営利活動法人 グリーンフォーラム (東京都)	1,800	地域住民の生活改善と環境保全のためのヒノキ苗圃場(ほじょう)整備と植林 (ラオス・ホアパン県、シェンクワン県、ポリカムサイ県)
特定非営利活動法人 国際アマチュア無線ボランティアズ (東京都)	13,834	無医村に対する医薬品の提供・RADIOPHARMACYの構築(医薬品の管理用無線連絡網) (モーリタニア・首都ヌアクショット、砂漠地帯)
特定非営利活動法人 国際開発フロンティア機構 (東京都)	1,678	貧困地域住民の生活改善のための豚及びヤギ飼育とロンガニーサ作りの技術指導 (フィリピン・ピコール地方アルバイ州ギノバタン町マカツリ村、ティウイ町ホロワン村を中心とする周辺バランガイ)
特定非営利活動法人 国際子ども権利センター (東京都)	8,571	貧困地域の子どものための労働防止等の意識啓発研修、生活改善のための牛貸出し、農業指導等の実施 (カンボジア・スバイリエン州チャントリア郡ブラサート、バディ、コンポンサーン県)
社会福祉法人 国際視覚障害者援護協会 (東京都)	1,627	視覚障がい者の自立のためのマッサージ技術の指導 (インドネシア・デンパサール市)
特定非営利活動法人 国際市民ネットワーク (東京都)	8,879	地域住民に対する職業訓練及び民族有和プロジェクトの実施 (コンボ・ミトロヴィツァ、グラチャニツァ)
特定非営利活動法人 子供地球基金 (東京都)	10,801	戦争被災地域における児童・青少年に対する生活、教育向上、民族差別意識の除去のための教育活動施設の整備と運営支援 (クロアチア・グボーズド市)
社会福祉法人 至愛協会 (東京都)	4,848	偏った教育を受けた子どもたちに対する基本的な人権等の教育の実施 (スリランカ・パッティカロア県ワーカライ村)
特定非営利活動法人 シェア＝国際保健協力市民の会 (東京都)	1,548	地域住民のための保健センターの施設改善、配電・配水システムの整備 (カンボジア・コンポンチャム州スレイセントー・コーンミヤ保健行政区内)
特定非営利活動法人 ジェン(JEN) (東京都)	5,414	住民のための衛生施設(トイレ)の設置と衛生教育 (スリランカ・パティカロア県ワカライ郡サラティブ村)
特定非営利活動法人 ジャパン バングラデシュ ファンデーション (東京都)	17,348	養殖技術者育成のための職業訓練所の運営、二部制学校の建設、運営及び保健衛生改善のための井戸建設 (バングラデシュ・バプナ地方チャットマハルアムリタクンダ村、バドラ村、バージバラ村、バングラニマイチャラ村、バングラ村)
特定非営利活動法人 シャブラニール＝市民による海外協力の会 (東京都)	7,491	住民グループ及びコミュニティの育成のための持続的な農村開発事業 (バングラデシュ・ノルシンディ県ライブーラ郡、ベラボー郡)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
社団法人 シャンティ国際ボランティア会 (東京都)	6,638	①小学校の教室不足を解決するための校舎建設 (ラオス・ボリカムサイ県ターパパーツ郡ホアイルック村)
	6,612	②難民キャンプの教育環境改善のための図書館活動の実施 (タイ・メーホンソン県ソッコイ郡、カンチャナブリ県サンクラブリ郡、 ラチャブリ県スワンブン郡)
スランガニ基金 (東京都)	5,640	①子どもの栄養、健康状態の向上のための給食プログラムの実施及び家 庭の台所衛生環境の改善 (スリランカ・東部州パティッカロア県ウッタワン村ワハラ地区)
	4,918	②プレスクールの衛生環境整備と保健衛生のための講習会実施 (スリランカ・アンパーラ県アンパーラ、ウハナ、ダマナ、ラナブラ県エンビリピティ)
社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (東京都)	13,488	ゲル集落の子どもの生活支援等(「地域ぐるみの子ども保護センター」の運 営)及び子どもの保護体制確立のための人材育成 (モンゴル・ウランバートル市テルゲルティ地区、ソングノ・ハイルハン地区、 ドルノド県ケルリン村)
特定非営利活動法人 地球の友と歩む会 (東京都)	8,512	農民のための給水、灌漑施設建設、農業技術の指導 (インドネシア・東ヌサトゥンガラ州東スンバ県カタラ・ハム・リング郡コンパバリ村、 ラエララ村、マンドス村、マタワイ・アムフ村、プライバグル村)
特定非営利活動法人 難民を助ける会 (東京都)	6,107	①地域住民のための簡易診療所の運営支援及び保健医療サービス提供 者の育成 (スーダン・東エクアトリア州ラフォン、ロバ郡)
	6,750	②障がい者のための職業訓練校の運営及び就職支援活動の実施 (ミャンマー・ヤンゴン市マヤンゴン地区)
日・タイ親善交流グループ (東京都)	2,515	老朽化した字校(幼稚園、小中学校)校舎の建替え及びトイレ棟の建設 (タイ・チェンライ県メースワイ郡)
特定非営利活動法人 日本カンボジア友好協会 (東京都)	7,649	熱帯性熱病予防のための巡回指導及び特殊蚊帳、医薬品の配布 (カンボジア・バットアン州の13県)
社会福祉法人 日本国際社会事業団 (東京都)	5,359	貧困家庭の子どものための識字教育及び母親への自立訓練(給食)の実 施 (カンボジア・プノンペン市)
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター (東京都)	6,166	①地域住民の健康保持・増進・健康意識高揚のための巡回保健指導・健 康診断実施 (パレスチナ・東エルサレム13地域)
	6,319	②学校の生徒と農民対象の環境教育及び学校教員向け環境教育ファシリ テーター養成講座の実施 (カンボジア・カンダール県オンスノール郡、シュムリアップ県 チークリエン郡、ソトニコム郡、プノンペン特別市)
	5,698	③帰還民(難民から戻った人)及び住民に対する自動車整備技術研修及 び労働安全衛生指導 (スーダン・南部スーダン・ジュバ市)
	2,383	農民のための沙漠化した農地の整備 (中国・内蒙古自治区通遼市奈曼旗固日班花蘇旗)
財団法人 日本産業開発青年協会 (東京都)	7,059	自主消火力強化のための初期消火技術、応急救護技術及び火災予防の 指導 (ベトナム・ハノイ市タン・スアン区)
日本・バングラデシュ文化交流会 (東京都)	16,909	女性の経済的自立と社会参加のための職業訓練の実施 (バングラデシュ・ジェソール県シャシャ郡)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
特定非営利活動法人 日本フィリピンボランティア協会 (東京都)	1,612	農民のための農業セミナーの開催(農業技術・経営など) (フィリピン・ミンダナオ島ダバオ市マリログ地区マラハン)
特定非営利活動法人 日本紛争予防センター (東京都)	15,338	ケニアの国内暴動による避難民の生活復興支援(飲料水確保、住居建設) (ケニア・リフトバレー州マイマヒウ郡ムニウ地区)
特定非営利活動法人 パルシック (東京都)	5,388	①内戦被害を受けた学校に対する住民参加型修復の支援 (スリランカ・トリンコマリ県ムトゥール郡)
	5,099	②コーヒー生産者の収入向上のための農業技術指導、コーヒー加工技術指導 (東ティモール・アイナロ県マウベシ郡)
特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン (東京都)	10,717	難民キャンプの子どもや家族に対する支援プログラムの実施及びソーシャルワーカー、指導員の育成 (レバノン・ベイルート市、トリポリ市、エルバス村、8難民キャンプ)
特定非営利活動法人 ハンガー・フリー・ワールド (東京都)	5,943	中学校校舎の増築と井戸の設置 (ベナン・アトランティック県ゼ郡ベト村)
特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン (東京都)	15,735	職業訓練科再開のための電気技術科の実習室、合同講義室の再建 (リベリア・ロファ州ボインジャマ市)
特定非営利活動法人 ヒマラヤ保全協会 (東京都)	2,808	住民のためのゴミ収集施設の建設及び環境教育 (ネパール・ダウラギ県ミャグディ郡ナルチャンレク村、キバン村)
ひまわりの会 (東京都)	3,535	障がい者のための就労支援、障がい者自立支援センターの運営支援 (ペルー・リマ市エプロリブレ区)
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ (東京都)	1,872	タイに居住するビルマ人難民に対する人権・権利に関する基礎的教育への支援 (タイ・タク県メイソット)
特定非営利活動法人 ラオスのこども (東京都)	728	小学校における基礎的応急手当に関する教員研修の実施 (ラオス・ボークオ県、サイヤブリ県、ルアンパバン県、ヴィエンチャン県、ポリカムサイ県、セコン県、チャムパサック県)
特定非営利活動法人 AMURT Japan (東京都)	10,238	①衛生環境改善のため、市場にトイレ、ゴミ箱、井戸を設置するとともに公衆衛生に関するワークショップを開催 (スーダン・ノーザン・バル・アル・ガザール州アウェイル・イースト郡)
	6,508	②知的障がい者の自立促進のための家庭菜園活動の支援 (スリランカ・ゴール県アクメーマナ、ゴルフオーグラベッツ、イマドゥワ、ハバラドゥワ)
特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会 (東京都)	1,605	①小中学校教員及び教員養成学校教員に対する子どもの成長に欠かさない情操教育(音楽教育)技術指導及びインストラクター養成 (カンボジア・プノンペン市、ブレイベン県、コンボンスピー県、コンボンチャム県、シアヌークビル市、コンボンチュナン県、タケオ県)
	15,200	②小学校教員養成学校の教育環境改善のための教室棟の建設 (カンボジア・バットバン県バットバン郡、ブレイプレスダァチュ集合村、オークチュエイ村)
特定非営利活動法人 NGOアフリカ友の会 (東京都)	4,248	①HIV・AIDS感染拡大防止のための保健指導員等の巡回指導 (中央アフリカ・バングィ市ブエラブ地区)
	3,500	②貧困により栄養失調となった子どもの栄養改善と健康回復のための給食実施 (中央アフリカ・バングィ市ブエラブ地区、ゴボンゴ地区)



団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
NGO地に平和 (東京都)	8,375	女性の経済的自立のための刺繍小物作成と販売プロジェクト及び共同組合の設立  (パレスチナ・ヨルダン川西岸地区南部ベツレヘム市郊外デヘイシュ 難民キャンプ)
インドネシア教育振興会 (富山県)	1,758	貧困スラム世帯の子ども・女性に対する最低限の教育を受ける権利保障を するための図書館整備と児童会設立・運営指導 (インドネシア・西ジャワ州バンドン市マレベレウタラ地区)
特定非営利活動法人 アジア日本相互交流センター(ICAN) (愛知県)	11,517	①路上で生活する子どもたちのための包括的生活改善事業の実施(カウ ンセリング、教育、医療、保健活動等) (フィリピン・マニラ首都圏ケソン市、マニラ市)
	6,682	②先住民族の教育・生計向上のための支援事業実施(学校給食、学校設 備充実、織物技術訓練等) (フィリピン・南コタバト州ジェネラルサントス市)
特定非営利活動法人 オアシス (愛知県)	3,603	小学校児童に対する教育環境整備のための教室増築及び自然環境保全 教育の実施 (カンボジア・シェムリアップ州ポウ地区タックヴェル町チェイ村)
オヴァ・ママの会 (愛知県)	3,062	養護施設(ホームレス児童受入れ、地域の幼稚園)の安全面、衛生面改善 のための改修・修繕  (スリランカ・南部州マータラ県ケカナドゥラ村)
自立のための道具の会・TFSR Japan (愛知県)	1,615	①大工職人のための鉋(かんな)の作成、使用方法、メンテナンス技術指 導と職人育成指導 (スリランカ・南部州マータラ地区ベリアッタ、中部州キャンディ地区ワッテガマ)
	1,640	②地域住民のためのヤシ殻炭焼き及び魚・鶏燻製の作成技術指導 (スリランカ・南部州マータラ地区タンガッラ、中部州キャンディ地区ワッテガマ)
スリヤールワ スリランカ (愛知県)	2,386	津波被災者のための託児所の運営指導及び施設の増築 (スリランカ・ハンバントタロードマダエリヤウンガマ)
特定非営利活動法人 チェルノブイリ救援・中部 (愛知県)	3,824	チェルノブイリ原発事故被曝者のための農地改善及び農業技術指導 (ウクライナ・ジトミル州ナロジチ地区スターレ・シャルネ村)
特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構 (愛知県)	10,717	①口腔先天異常疾患患者の無料手術の実施、手術手技等の移転及びモ ニタリングセンターの建設 (ベトナム・ニンビン省、ベンチェ省、ホーチミン市、チャービン省)
	1,425	②口腔先天異常疾患患者の無料手術の実施、手術手技等の移転 (チュニジア・スース市)
	4,343	③口腔先天異常疾患患者の無料手術の実施、手術手技等の移転及びモ ニタリングセンターの建設 (モンゴル・ウランバートル市、ドルノゴビ県、ボブド県)
特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会 (愛知県)	2,702	①口唇口蓋裂、口腔疾患患者への無料手術の実施及び医療従事者への 技術指導 (ミャンマー・サガイン、ヘホー)
	10,612	②口唇口蓋裂、口腔疾患患者への無料手術の実施及び医療従事者への 技術指導 (ラオス・ビエンチャン県)
	2,806	③口唇口蓋裂、口腔疾患患者への無料手術の実施及び医療従事者への 技術指導 (インドネシア・西ジャワ州バンドン市)
ハイチの会 (愛知県)	1,706	貧困農民に対する生産向上のための農業技術指導 (ハイチ・中央県エンシュ市ボナビ村)
特定非営利活動法人 ACHAN JAPAN (愛知県)	1,450	障がい者の自立支援のための職業訓練(農業、植林)及び居住施設の建 設 (ベトナム・ラムドン県)

団 体 名(所在地)	配分類	配分対象援助事業(実施国)
DIFAR (三重県)	4,000	①生ごみリサイクル(有機堆肥づくり)及び有機野菜栽培指導、堆肥販売に向けた試肥試験の実施 (ボリビア・MMカバジェロ郡コマラパ市)
	5,880	②エコサントイレ(糞尿を肥料化するバイオトイレ)の設置及び堆肥利用の指導 (ボリビア・MMカバジェロ郡コマラパ市)
特定非営利活動法人 リボン・京都 (京都府)	1,548	農村地域の住民のための職業訓練の実施 (ラオス・ビエンチャン県ヒンフープ郡ビエントーン村)
アイユーゴー―途上国の人と共に― (大阪府)	2,450	①貧困農村に対する農林複合経営の導入による生産性向上支援 (マダガスカル・アンタナナリボ州アナラマンガ郡フィハオナナ区)
	2,381	②貧困農村(少数民族)に対する有機栽培指導による生活向上支援 (タイ・メーホンソン県パーンマパー郡タムロート地区)
	3,857	③貧困農村(少数民族)に対する有機栽培指導による生活向上支援(農業情報支援センター建設) (ベトナム・ラムドン県カチェン地区)
社団法人 アジア協会アジア友の会 (大阪府)	11,174	住民に対する生活改善のためのバイオガスプラントの普及及び環境保全指導 (ネパール・バグマティ県ダーディン郡ムラリバンジャン村、スナウラバザール村、バクタプール郡スタル村、カブレパランチョーク郡トウクチャ村、ルンビニ県ノールパラシィ郡ビトゥリ村)
アジア保育教育交流推進実行委員会 (大阪府)	3,405	①少数民族の初等教育整備のための学生寮建設及び保育園の改修 (タイ・ターク県ターソンヤン郡メーソーン地区)
	3,529	②スラム地区、少数民族居住地区の保育園・図書館スタッフのスキルアップ研修の実施及び保育・幼児教育研修センターの設置 (タイ・バンコク市クロントイ地区、ターク県ターソンヤン郡)
関西日中交流懇談会 (大阪府)	4,357	①小学校の教育環境向上のための未整備運動場の整備 (中国・湖南省張家界市桑植県婁地坪白族郷)
	6,162	②学校の生活用水安定供給のための水道施設建設(取水場、導水路、貯水池) (中国・湖南省張家界市桑植県橋自湾郷)
関西バングラデシュ友好協会 (大阪府)	4,224	高校の建設、地域住民に対する識字教育、保健衛生指導の実施 (バングラデシュ・ダクリア村)
特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか(TIFA) (大阪府)	4,305	住民のための診療所の増築、運営支援、衛生教育の実施 (ネパール・シズリ県ドダウリ村)
ネパールの星 (大阪府)	7,970	住民の診療、衛生教育及び巡回診療活動の自立運営のためのサポートセンター建設 (ネパール・ラメチャブ郡ソロンブ村)
特定非営利活動法人 緑の地球ネットワーク (大阪府)	3,409	集中豪雨による土壌浸食により沙漠化が進む地域への植林 (中国・山西省大同市大同県聚楽郷聚楽村)
特定非営利活動法人 モンゴルパートナーシップ研究所 (大阪府)	3,525	①遊牧民のための教育環境の整備(黒板配布)及び技術指導 (モンゴル・セレンゲ県、ホルガン県、オルホン県、フブスグル県)
	2,286	②遊牧民のための環境保全型牧畜運営の技術指導と普及 (中国・内蒙古自治区額濟納旗)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
ラルパテの会 (大阪府)	1,779	障がい児、その家族及び現地の理学療法士等に指圧・マッサージ・鍼治療・遊戯療法などを併用した治療とトレーニング及びリハビリテーションの技術指導 (ネパール・カトマンズ市バラジュ地区)
特定非営利活動法人 アジア眼科医療協力会 (兵庫県)	4,542	チベット難民居住区における眼科医療、医療従事者に対する技術指導 (インド・ヒマチャル・ブラディッシュ州カングラ地区ダラムサラ)
アジア友好ネットワーク (兵庫県)	4,232	①ストリートチルドレンのためのチャイルドケアハウスの建設、運営指導 (ネパール・カブレ県バクタプール市)
	1,048	②老朽化した校舎(小・中・高一貫校)の再建と建設に対する助言、指導及び教育体制に対する実地指導 (ネパール・カブレ県ブダカニ村)
特定非営利活動法人 ギブ (兵庫県)	8,110	住民のための衛生改善指導、生活支援教育及び集会場の建設 (ペルー・リマ県カニエテ郡サン・ビセンテ・デ・カニエテ市ウナヌエ村、サン・ルイス市ラ・ケブラダ村)
特定非営利活動法人 国際エンゼル協会 (兵庫県)	10,988	地域児童生徒の教育環境充実のための新校舎建設 (バングラデシュ・ガジプール県コナバリ村)
特定非営利活動法人 地球ボランティア協会 (兵庫県)	3,465	貧困地域住民に対する収入増加のための特産品の開発支援 (フィリピン・バタンガス州タナウアン市バレレ村、バグバグ村、ブート村、トラビチェ村、マビニ村)
特定非営利活動法人 アフリカ児童教育基金の会 (兵庫県)	15,396	医療援助活動の充実及び有機物を活用した自然再生型農業の普及と生活環境向上のための援助
特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構 (岡山県)	6,138	①貧困世帯女性に対する自立支援のための生活改善事業 (ミャンマー・マンダレー管区メッティラ市)
	9,400	②新生児と妊産婦の健康改善のための保健衛生教育及び妊産婦検診の実施 (ネパール・ルパンデヒ郡)
特定非営利活動法人 ハート・オブ・ゴールド (岡山県)	4,161	小学校の合同巡回指導を通じて、指導要領に沿った保健科授業の確立 (カンボジア・スバイリエン州)
ひろしまルソン友好協会 (広島県)	5,582	①災害(地滑り)防止、水源涵養のための植林及び管理指導 (フィリピン・ヌエバビスカヤ州サンタフェ町バクネン・バランガイ)
	5,353	②デイケアスクールの運営及び小学3年生コースの新設のための校舎増築 (フィリピン・ヌエバビスカヤ州サンタフェ町バクネン・バランガイ)
徳島ネパール友好協会 (徳島県)	7,667	農業労働軽減のための荷物運搬用索道の建設 (ネパール・ラムジュン郡ブジュン村)
社団法人 セカンドハンド (香川県)	1,998	住民のための救急医療システムの構築及び救急隊員の養成 (カンボジア・プノンペン市)
特定非営利活動法人 東洋歯学友好会 (愛媛県)	16,930	貧困地域住民のための歯科医療設備の整備、巡回歯科診療の実施及び技術指導 (ベトナム・ホーチミン市ゴパップ、タンフー、ツズウック、郡部クチ、タンウエン、ティンヤン、ベンチェ)
財団法人 北九州国際技術協力協会 (福岡県)	2,415	住民に対する衛生環境向上のための廃棄物収集システムの構築 (インドネシア・南部ジャワ州スマラン市ツグレジョ地区)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
特定非営利活動法人 にこにこプラットホーム (福岡県)	719	貧困地域の住民のためのリサイクル事業の実施支援 (インド・アッサム州 Guwahati City)
特定非営利活動法人 地球市民の会 (佐賀県)	10,309	地域住民に対する循環型農業研修と普及及び情報発信拠点のためのコミュニティセンターの設置 (ミャンマー・南シャン州ポオー地域、タウンジー県シャウンシエ郡タンボジ村)
DANKA DANKA (鹿児島県)	5,252	貧困所帯住民の自立促進効果のための多目的共同作業場の増設、設備充実、職業訓練及び識字教育の指導 (セネガル・ティエス州)

計140事業 797,316 千円

## 配分団体が守らなければならない事項

### 整備法附則第 2 2 条第 1 項の規定に基づく配分団体が守らなければならない事項

#### 1 配分金の使途の制限

配分金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した援助事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途には使用してはならない。

#### 2 実施計画の変更等

- (1) 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない。やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を機構に別紙様式 1 の実施計画変更承認申請書により申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に係る援助事業について、予定の期日に着手することができないとき若しくは予定の期日までに完了することができなくなったとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに機構に届出を行い、その指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に係る寄附金配分申請書の記の第 1 の申請団体の名称等欄の記載事項及び定款又は寄附行為（法人格のない団体にあつては、これらに準じた規約等）に変更がある場合は、速やかに機構に届け出なければならない。
- (4) 実施計画の変更等について、機構が配分金を配分する旨の決定を行うに当たっての判断要素の重大な変更等に該当すると認めるときは、機構の指示するところにより、速やかに交付を受けた配分金を返還しなければならない。

#### 3 配分金の経理等

- (1) 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならない。
- (2) 配分金に係る援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、機構の指示するところにより、速やかに余剰に係る金額を返還しなければならない。
- (3) 配分金によって取得又は効用等の増加した財産については、援助事業完了後も配分金交付の目的に沿って、その効率的及び効果的運用を行わなければならない。

#### 4 配分金に係るものであることの表示等

配分金に係る施設、機材その他の設備及び物資には、寄附金によるものであることを援助事業の実施地域における公用語により表示しなければならない。

ただし、この表示が困難と思われる場合については、実施地域において報道発表する等適宜の方法により公表すること。

#### 5 完了報告

配分金に係る援助事業が完了したときは、別紙様式 2 の完了報告書により速やかに機構に報告しなければならない。

#### 6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならない。

(参考)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
附則

第 22 条 機構は、配分金（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の用途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第 1 項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第 1 項若しくは同条第 3 項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(記 番 号)  
平成 年 月 日

独立行政法人  
郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
理事長 殿

(団 体 名)  
(代 表 者 役 職 名)  
(氏 名 [登録印])

国際ボランティア貯金に係る寄附金による援助事業の実施計画変更承認申請書  
(機構第※※※※号 (H※. ※. ※) 関連)

標記について、下記の理由により援助事業の内容を変更したいので、承認申請をします。

記

1 援助事業名 (対象国・地域)

\_\_\_\_\_ ( . )

2 計画変更の内容

変更前の実施計画	変更後の実施計画

3 計画変更の理由

【記入上の注意等】

- 1 記3の計画変更の理由は、その根拠、背景等を具体的に記入してください。
- 2 変更申請の承認手続は、変更予定の事業に着手する前に行ってください。

(記 番 号)  
平成 年 月 日

独立行政法人  
郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
理事長 殿

(団 体 名)  
(代 表 者 役 職 名)  
(氏 名 [登録印])

国際ボランティア貯金に係る寄附金による援助事業の完了報告書  
(機構第※※※※号 (H※.※.※) 関連)

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 援助事業名 (対象国・地域)

\_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

2 配分類

配分類	_____	千円
(内訳)	受領額	_____ 千円
	未受領額	_____ 千円

3 配分事業の総費用額等

総費用額	_____	円
(内訳)	自己資金額 (総費用額 - 受領額)	_____ 円
	自己資金額の割合 (自己資金額 ÷ 総費用額 × 100)	_____ %

4 援助事業の実施状況及び効果



## 5 配分項目別経費の使用状況

配分項目	①配分決定額	②変更承認後及び10%以内の流用後の額	③実際の使用額	④差額 (①—③ 又は②—③)
合計				

注：1 変更承認を受けたものについては、承認文書の写しを添付すること。

2 「差額」の欄は、自己資金で負担した額か、返還を要する額となる。

## 6 援助事業の完了時期

平成 年 月 日

## 7 現地の人々の反響・意見

## 8 監査結果記載欄

配分申請書に記載の監査担当者が、事業内容及び会計報告内容について内部監査を行い、以下の欄に署名（自筆）及び押印してください。

上記の記載事項及び会計書類を監査したところ、援助事業の実施結果は正しく記載されており、また、配分金の適正な使用と添付の会計書類に不備がないことを確認した。

監査年月日

監査役氏名 （自筆署名）

印

### 【記入上の注意等】

1 記4の援助事業の実施状況及び効果は、援助事業の着手から完了までの実施経過、事業の効果（反省点も含む。）等を具体的に記入してください。

2 記5の配分項目別経費の使用状況は、配分決定通知文書の「配分項目」に基づき、派遣人数や雇用人数、期間等も括弧書きするなどし、漏れなく記入してください。

また、会計帳簿（写）、領収書、両替票、航空券控(eチケット控)及び搭乗半券など支出額を証明する資料をすべて添付してください。

なお、領収書、両替票、航空券控(eチケット控)及び搭乗半券など支出額を証明する資

料については、原本の提出が困難である事情を具体的に記載した理由書の提出をいただき、その事情について当機構がやむを得ないと判断した場合を除き、すべて原本を添付してください。

- 3 記7の現地の人々の反響・意見は、現地の人々の率直な意見等を記入してください。また、写真等で現地の状況が分かるものを添付してください。

## 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

### 1 配分審査の客観性・透明性の確保

- (1) 審査基準として設けられている団体の要件、事業の要件に合致していることを確認
- (2) 配分申請額の精査、過年度事業の実施状況の評価結果の反映
- (3) 機構で実施する配分審査会による審査

### 2 審査基準

#### (1) 団体の要件

- ① 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
- ② 海外援助に関する事業を実施する営利を目的としない民間の団体であること。
- ③ 適正な会計処理が行われていること。
- ④ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑤ 過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと。

#### (2) 事業の要件

- ① 援助事業の対象地域の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs : 基礎生活分野) を充足させる事業であること。
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で援助事業の実施方法などの事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体がスタッフや専門家を援助地域に派遣し、現地の人々と直接顔を合わせ、両者が協力して活動を展開する「お互いの顔の見える援助」であること。
- ⑤ 援助事業の対象地域の住民に技術を指導するなど、当該地域の住民の自立を支援するものであること。
- ⑥ 援助事業の実施期間が配分対象期間内のものであること。
- ⑦ 継続して配分を受けている事業の場合、5年目以下であること。
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行為（類似行為を含む）が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な助成機関に重複して申請していないこと。
- ⑩ 事業実施に当たって、現地政府や住民等と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している「海外危険情報」により、事業実施地域について「退避に関する情報」が発出されておらず、現地での活動に対する邦人の十分な安全が確保されていること。

### 3 配分審査手順

#### (1) 配分申請書の形式審査

##### ア 到着検査

配分申請書の提出が申請期間内（平成20年6月30日から同年9月30日まで）となっているかを送付された封筒の消印で確認する。

##### イ 形式検査

提出された配分申請書及び添付資料（規約など）をもとに、平成20年度配分審査チェックシート（別添1）の「I 形式検査」をすべて満たしていることを確認する。

#### (2) 団体の審査

提出された配分申請書及び添付資料（規約など）をもとに、平成20年度配分審査チェックシートの「II 団体要件」をすべて満たしていることを確認し、要件をすべて満たしていない場合は、非配分とする。

#### (3) 事業内容の審査

提出された配分申請書及び添付資料（規約など）をもとに、平成20年度配分審査チェックシートの「III 事業要件」をすべて満たしていることを確認し、要件をすべて満たしていない場合は、非配分とする。

#### (4) 配分項目の審査

提出された配分申請書に含まれる「配分希望額調書」について、以下の基準により項目及び金額を精査する。

##### ア 以下の項目のみについて、配分対象とする。

- ・ 物資・資機材の調達費
- ・ 現地での研修関係費
- ・ 建設費、建造物の工事費
- ・ 現地事務所経費（事務所借料、光熱費、水道料など）
- ・ 現地における雇用費（専門家、スタッフ及び作業員など）
- ・ スタッフや専門家の派遣費（航空運賃、現地交通費、滞在費、日当）

##### イ 配分対象経費であっても、事業計画の精査の結果、配分の趣旨に合わない経費は除外する。

##### ウ 項目ごとの査定基準（次表）により、各項目を精査する。

項 目		査定方法・上限単価等
【物件費】	物資・資機材購入費、建設費・建造物工事費、医薬品購入費等	配分申請額×一律 90% ※配分される寄附金に依存し、継続して配備しているような耐久消費財は非配分。事業実施に必要な不可欠なものに絞る。
	高額医療関係器材費	配分申請額×一律 80% ※単品で 50 万円以上の物品を対象とする。50 万円以下の場合 は医薬品として査定。 ※見積書を確認する。 ※寄附金配分に依存した継続申請のある物品は非配分。事業 に必要不可欠なものに絞る。
	現地事務所経費等 (賃借費用、光熱費等を含む。)	新規、既存、継続団体を問わず、3 万円/月、36 万円/年 を上限とする。
	現地での研修関係費	食事代を含め 300 円/1 日を上限とする。 ※中身を精査し、現地の自立を促すようなものだけに配分。 ※短期間でフォーラムなどを開催するのみの事業は非配分。
【物件費特殊】	航空運賃	エコノミー価格の 50% ※滞在 14 日以上の上陸に限る（複数回に分かれる場合はそ の合計。移動日等、活動を行わない日数は含めない）。 ※現地での活動内容を精査し、視察、打合せ、式典参加等を 目的とした派遣については非配分。
	現地交通費	配分申請額×一律 90%
	滞在費	3,000 円/日、90,000 円/月を上限とする。 ※(滞在日数-1 日)分として配分（泊数での配分とする）。 ※月額を 30 日/月として算出。 ※滞在 14 日以上に限る（複数回に分かれる場合はその合計。 移動日等、活動を行わない日数は含めない）。
【人件費】	現地雇用費 ※月額は営業日を 25 日/月として算出	
	技術者・専門家	900 円/日、22,500 円/月を上限とする。
	運転手・事務員	600 円/日、15,000 円/月を上限とする。
	作業員・警備員	300 円/日、7,500 円/月を上限とする。
	専門家派遣日当 (日当はスタッフ には配分しない)	3,000 円/日、75,000 円/月を上限とする。 ※滞在 14 日以上に限る（複数回に分かれる場合はその合計。 移動日等、活動を行わない日数は含めない）。 ※月額は営業日を 25 日/月として算出。

#### 4 過年度事業の評価の反映

##### (1) 監査結果の反映

- ア 平成 19 年度上期事業の監査結果を反映する。
- イ 平成 18 年度以前の事業の監査結果については反映しない。
- ウ 監査結果において「不適正」とされた事業は「E (非配分)」とする。
- エ 平成 19 年度下期事業については、事業実施中のため原則として評価対象外とする。ただし、平成 19 年度下期事業において、明らかに不適正事例が発生した団体については「E (非配分)」とする。

(2) 評価基準

19年度 上期評価	19年度 下期評価	評価基準	評価率
A	—	活動内容が高く評価できる。	1.03
B	—	概ね計画どおりに実施、特段の問題は認められない。	1.00
C	—	事業は実施できたが、一部改善事項がある。	0.97
E	E	重大な問題があった。	0.00
F	—	新規団体及び19年度上期に配分のなかった団体	1.00

(3) 配分額の算出

次の算出式により、事業ごとの「配分額」を算出する。

配分額＝配分申請額（精査後）×過年度事業評価率

## 5 配分保留額の考え方

(1) 平成20年度の配分原資は、平成19年度下期の配分残額の繰越額等で、14億3,493万円となった。

(2) 19年度下期と同じ条件（1団体当たりの申請上限額は「2,000万円」（新規団体を除く）、1団体当たりの申請可能事業数を「複数事業」の申請を可とする等。）により公募したところ、111団体から144事業の申請があり、申請総額は10億3,791万円（平成19年度下期6億9,536万円）となった。

(3) 申請事業のうち、配分対象となる事業の申請書の内容審査、団体へのヒアリング等により事業内容を確認の上、必要経費について配分し、109団体の140事業に対して7億9,731万円の配分案を作成した。

(4) その結果、配分残額は6億3,762万円となるが、これについては、次回の配分のために保留することとする。

## 6 配分案の確定

配分団体（事業）ごとの内訳は別添2のとおり。

配分残額については、次回配分の配分原資として保留する。

- ・ 配分原資額①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,434,936,316円
- ・ 配分予定額②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・797,316,000円
- ・ 寄附金から控除した特に要した費用③・・・・・・・・・・・・・・・・0円
- ・ 次回配分用の配分原資として保留①－②－③・・・・・・・・637,620,316円

## 法第 5 条及び第 6 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額等

1 寄附金に充てられた額…………… 1,434,936,316 円

(1) 法第 5 条により寄附金に充てられた額

ア 法第 5 条第 1 項の規定により寄附金に充てられた配分金…………… 23,870,749 円

- ・ 平成 20 年度配分期間中に返還されたが配分とならなかった平成 19 年度下期配分期間以前に交付された配分金…………… 2,108,749 円
- ・ 平成 19 年度下期配分期間経過後に交付できなくなった配分金…………… 21,762,000 円

イ 法第 5 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた平成 19

年度下期配分期間の末日において配分金とならなかった寄附金…………… 1,411,065,567 円

- ・ 平成 19 年度下期配分期間において、緊急援助用等として保留されていた寄附金…………… 1,411,065,567 円

(2) 法第 6 条第 2 項により寄附金に充てられた額

- ・ 法第 6 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額（運用した結果生じた利子）…………… 0 円

2 寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金の額から控除した費用の額…………… 0 円

(2) 内訳

寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため特に要した費用（平成 19 年度下期分）…………… 0 円

3 配分金とならなかった寄附金の額及びその処理方法

(1) 配分金とならなかった寄附金の額…………… 637,620,316 円

(2) 配分金とならなかった寄附金の処理方法

平成 21 年度配分期間以降の配分用として保留

(参考) 配分原資等の算出

1 寄附金に充てられる額

- ① 法第5条第1項の規定により寄附金に充てられた配分金…………… 23,870,749 円  
(平成19下期配分期間経過後に返還され又は交付できなくなった配分金)
- ② 法第5条第2項の規定により寄附金に充てられた額…………… 1,411,065,567 円  
(平成19下期配分期間の末日において配分金とならなかった寄附金)
- ③ 法第6条第2項の規定により寄附金に充てられた額  
(運用した結果生じた利子)…………… 0 円

合 計…………… 1,434,936,316 円

2 費用(支出)

特に要した費用…………… 0 円

3 配分原資(1-2)…………… 1,434,936,316 円

(1) 配分予定額…………… 797,316,000 円

(2) 配分金とならなかった寄附金…………… 637,620,316 円



## 平成 20 年度配分審査チェックシート

団体名 : \_\_\_\_\_

形式 検査	実施日	検査者	審 査	実施日	審査者	確認者	審査結果	<input type="checkbox"/> 配 分

事業概要	実施地域 : _____
派遣予定	

### I 形式検査

確認項目・方法	検査 者	整備 状況
以下の書類がすべて提出され、不備がないことの確認		
1 配分申請書本文		
(1) ホームページに掲載した様式を使用し、ページ、項目に記入漏れがない		
(2) 申請名義人が、団体を代表する者として定められた役職の者である		
2 別記 1 「団体に関する名簿」		
3 別記 2 「現地事務所及び現地協力団体の有無」		
4 別記 3 「申請援助事業に要する費用総額調書」		
配分申請書の「費用総額」に記載されている金額と一致している		
5 別記 4 「配分希望額調書」		
(1) 申請上限額を超えていない (新規申請団体 100 万円 (海外援助事業の実績がない団体) / 200 万円 (相応の実績がある 団体、既配分団体 2,000 万円 / 1 団体当たり)		
(2) 費用総額を超えていない		
(3) 配分申請書の「配分希望額」に記載されている金額と一致している		
6 別記 5 「団体の最近 2 年間の収支決算書の概要」		
7 別記 6 「団体の最近 2 年間の補助金・助成金受給調書」		

8	団体の定款、寄附行為（法人格のない団体にあつては、これに準じた組織の規約）、会則、規約、その他これに準ずるもの		
9	団体役員名簿（様式適宜）		
10	団体代表者の印鑑登録証明書		
	(1) 申請年月日以前、3か月以内に発行された印鑑証明書又は印鑑登録証明書の原本である		
	(2) 申請書の代表者氏名欄の印影が、印鑑証明書又は印鑑登録証明書の印鑑と符合する		
	(3) 法人の場合、地方法務局発行の印鑑証明書で、法人名称、主たる事務所、代表者名が配分申請書の記載と一致している		
11	援助事業の実施地域を示す地図（様式適宜、実施地が特定できる）		
12	援助事業を実施する年度の団体の収支予算書（様式適宜）		
13	援助事業を実施する年度の団体の事業計画書（様式適宜）		
14	団体の最近2年間の収支決算書（様式適宜）		
15	日本国内での調達がある場合は、見積書及び日本で調達しなければならない理由書（様式適宜）		
16	申請書がFD等の媒体で提出された場合は、正・副の媒体それぞれに申請団体名が記載され、ウイルスに感染していない		

注 形式検査において△又は×とされた項目について、その後の整備状況を確認し、整備状況欄に記入する。

## II 団体要件の審査

確認項目・方法		審査者	確認者
1 日本国内に事務所を置き、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任者の所在が明確であることの確認			
(1) 団体事務所所在地は日本国内か	ア 申請書に記載されている事務所所在地が日本国内である		
	イ 規約・定款に所在地に関する記述がある場合は、申請書の記載内容と一致している		
	ウ 郵便調査の結果、実態のある団体であることが確認されている		
(2) 意思決定機関が定められているか	規約・定款に意思決定方法に関する記述があること、又は代表者・責任者に関し明記されている		
2 海外援助に関する事業を実施する営利を目的としない民間の団体であることの確認			
(1) 営利目的で活動する団体でないか	規約・定款に営利目的である旨が記載されていない		
(2) 海外での国際協力活動を行う団体か	ア 規約・定款の設立目的あるいは事業内容に、「海外での国際協力活動」が含まれている		
	イ 規約・定款上、特定国のみで国際協力活動を行う旨定められている場合には、申請援助事業の実施地域と一致している		
(3) 政治活動及び宗教活動を行う団体でないか	ア 規約・定款の設立目的あるいは事業内容に、政治活動及び宗教活動が含まれていない		
	イ 印鑑証明書に「宗教法人」と記載されていない		
	ウ 政治団体ではない（別途調査）		

<b>3 適正な会計処理が行われていることの確認</b>		
(1) 収支決算書が適正に作成されており、会員に周知した年月日・方法が記載されている又は会報誌に掲載されている		
(2) 予算書が適正に作成されており、事業計画の内容と一致している		
<b>4 他の援助団体に対する助成を行っていないことの確認</b>		
(1) 収支決算書の支出の部に他のNGOへの資金提供が掲載されていない		
(2) 規約・定款及び今年度の事業計画に他の援助団体に対する助成を実施する旨が記載されていない		
<b>5 過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと</b>		
過去の援助事業実施に当たり重大な問題がない及び債権管理団体となっていない		
<b>Ⅲ 事業要件の審査</b>		
<b>1 援助事業の対象地域の状況や住民のニーズを十分把握し、BHNを充足させる事業であり、成果が明確であることの確認</b>		
(1) 配分申請書の第2の1に記載されている事前調査について	ア 申請団体のスタッフが実際に現地に赴いて調査している (マスコミ報道、現地カウンターパートからの聞き取りなど、調査の実態がない場合は×)	
	イ 調査実施日が平成19年7月以降である	
	ウ 事前調査の内容が具体的である (誰が、いつ、何を、どのように調査し、その結果、現地のニーズは明確か等)	
(2) BHNを充足させる事業であるか	ア 衣食住、水、必要最低限の医療、教育など、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させるなど、開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく内容の事業であり、事前調査の結果を踏まえた事業である	
	イ 目的が「人々の福祉の向上」になっている (新たな作物栽培の実験、調査研究などが目的の場合は×)	
(3) 援助事業の目的・目標が明確に示されている		
<b>2 申請団体が主体となって計画し実施する事業であることの確認</b>		
(1) 申請団体 (関連団体を除く) が主体となって計画した事業である		
(2) 申請団体 (カウンターパートを除く) が主体となって実施する事業である		
<b>3 申請時点で援助事業の実施方法などの事業計画が明確になっていることの確認</b>		
(1) 事業計画に申請事業そのものに係る調査や実行計画策定のための渡航計画等が含まれていない (事業実施に係る打合せ、調整等の渡航はよい。)		
(2) 事業の実施内容が具体的に記載されている (いつ、どこで、何を、誰に対して、どのように行うのか等)		
<b>4 申請団体がスタッフや専門家を援助地域に派遣し、現地の人々と直接顔を合わせ、両者が協力して活動を展開する「お互いの顔の見える援助」であることの確認 (配分申請書の第2の4)</b>		
(1) 申請団体が事業のためにスタッフや専門家を現地に派遣する		
(2) 現地にスタッフが駐在し、他に派遣の予定がない場合は、そのスタッフが申請団体に所属している (現地カウンターパートや関連組織 (申請団体の現地法人など) の場合は×)		
(3) 申請団体が派遣するスタッフや専門家の現地活動期間が2週間 (14日間) 以上である 2週間に満たない場合は、正当な理由があること (継続して実施してきた事業で、現地の自立		

のためにフォロー程度の訪問を行うなど)		
(4) 現地での活動期間のうち、視察、調査、表敬訪問、式典への参加、モニタリング、事務処理など、直接的な活動とはいえない部分が主となっていない		
5 申請援助事業の対象地域の住民に技術を指導する等、当該地域の住民の自立を支援するものであることの確認（配分申請書の第2の3）		
日本からの技術指導等を伴う事業である（人々の生活に関わる直接的緊急支援事業を除く）		
6 援助事業の実施期間が配分対象期間内のものであることの確認		
配分申請書の第2の3に記載されている事業の期間が、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの範囲内である		
7 継続して配分を受けている事業の場合、5年(回)目以下であることの確認		
同一地域で実施する同一分野の事業として、これまでの配分年数が通算で5年(回)未満である		
8 活動内容に政治的又は宗教的行為が含まれていないことの確認		
(1) 政治的な活動を伴う事業でない		
(2) 宗教的な活動を伴う事業でない		
9 国や地方公共団体など他の公的な助成機関に対し、同じプロジェクトを重複申請していないことの確認（別途調査）		
重複申請は、原則認めない。		
10 現地政府へのNGO登録の確認		
現地政府へのNGO登録について、「要」「不要」「済」「未済」が記載されている（「要」「未済」であっても非配分とはしない。）		
11 現地政府や住民と事前の調整を行っていることの確認		
現地政府や住民と事前の調整を行っていること。調整を行っていない場合は、正当な理由が存在する		
12 援助事業が危険地域での活動ではないことの確認		
外務省が発表している「海外安全ホームページ」により、事業実施地域に「退避を勧告します。渡航は延期してください。」との情報が発出されていない及び現地での活動に対する邦人の十分な安全が確保されている（平成20年10月1日現在の「海外安全ホームページ」の情報により確認）		

### 不備項目に関する説明

項目No.	理 由	備 考

## 特定非営利活動法人 アプカス

配分総額 16,767 千円

## ○ 地滑り被災者に対する仮設住宅の建設及び自治組織の強化支援 [スリランカ]

(配分額 7,357 千円)

## [項目]

コンクリートブロック製作費(コンクリートブロック作製機:2台) (82,800円 * 2台)	166千円
コンクリートブロック製作費(機械設置場所整備用簡易小屋:1棟) (38,250円 * 1棟)	38千円
人件費現地コンクリートブロック製作作業員雇用費(2人 * 12か月) (7,500円 * 2人 * 12月)	180千円
コンクリートブロック製作費(コンクリートブロック材料費) (3,038,000円 * 1式)	3,038千円
コンクリートブロック製作費(機械輸送費) (11,000円 * 1式)	11千円
コンクリートブロック製作費(大工日当:1人 * 5日) (500円 * 1人 * 5日)	3千円
住宅建設支援費(セメント:375袋) (945円 * 375袋)	354千円
住宅建設支援費(砂:75立方メートル) (7,920円 * 75立方メートル)	594千円
住宅建設支援費(ブロック輸送費:一式) (360,000円 * 1式)	360千円
現地事務所賃借費(12か月) (12,000円 * 12月)	144千円
人件費現地スタッフ・アシスタントマネージャー雇用費(1人 * 12か月) (20,000円 * 1人 * 12月)	240千円
人件費現地スタッフ・フィールドオフィサー雇用費(1人 * 12か月) (15,000円 * 1人 * 12月)	180千円
自動二輪車借上費(12か月) (8,100円 * 12月)	97千円
現地交通費(燃料費含む車両借上費:12か月) (31,500円 * 12月)	378千円

日本人スタッフ・プロジェクトマネージャー日当・滞在費(1人×150日) (6,000円×1人×150日)	900千円
日本人スタッフ会計及び広報担当者日当・滞在費(1人×18日) (3,000円×1人×18日)	54千円
日本人スタッフ・中間評価担当者日当・滞在費(1人×10日) (6,000円×1人×10日)	60千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-スリランカ:4人×1回) (140,000円×4人×1回)	560千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

○ 家庭菜園・有機農業普及のための農業研修センターの設立及び普及促進[スリランカ]

(配分額 9,410 千円)

[項目]

研修センター建設(1棟) (4,685,256円×1棟)	4,685千円
研修圃場整備費(畑の整備費:1か所) (180,000円×1か所)	180千円
研修圃場整備費(圃場内簡易インフラ整備費:1か所) (406,000円×1か所)	406千円
研修圃場整備費(家畜購入費:3頭) (90,000円×3頭)	270千円
研修圃場整備費(バイオガスプラント建設費:1棟/資材・資材輸送費) (95,400円×1棟)	95千円
研修圃場整備費(バイオガスプラント建設費:大工日当) (900円×25日)	23千円
研修圃場整備費(バイオガスプラント建設費:専門技術指導料) (900円×4日)	4千円
研修圃場整備費(苗床整備費:1か所) (109,000円×1か所)	109千円
農業技術移転研修費(家庭菜園技術普及研修参加費及び研修物件費:520人) (1,169円×520人)	608千円
農業技術移転研修費(持続型農業技術普及研修参加費:200人) (300円×2日×200人)	120千円
農業技術移転研修費(持続型農業技術普及研修材料費等:200人) (1,620円×200人)	324千円

農業技術移転研修費(種バンク整備費:1か所)	
(135,000円 * 1か所)	135千円
農業技術移転研修費(農村リーダー養成研修参加費:20人 * 5日 * 2回)	
(300円 * 20人 * 5日 * 2回)	60千円
農業技術移転研修費(農村リーダー養成研修関係費・堆肥、肥料作成材料費等:20人 * 2回)	
(810円 * 20人 * 2回)	32千円
農業技術移転研修費(農村リーダー養成研修関連費/プロジェクター借用料:2回)	
(3,150円 * 2回)	6千円
農業技術移転研修費(農村リーダー養成研修関連道具等(害虫駆除作成材料・種・ガイドブック):20人)	
(20,925円 * 20人)	419千円
人件費現地スタッフ・アシスタントマネージャー雇用費(1人 * 12か月)	
(20,000円 * 1人 * 12月)	240千円
人件費現地スタッフ・フィールドオフィサー雇用費(1人 * 12か月)	
(15,000円 * 12月)	180千円
現地交通費(燃料費含む車両借上費:12か月)	
(22,500円 * 12月)	270千円
日本人スタッフ・プロジェクトマネージャー日当・滞在費(1人 * 150日)	
(6,000円 * 1人 * 150日)	900千円
日本人スタッフ・中間評価担当者日当・滞在費(1人 * 4日)	
(6,000円 * 1人 * 4日)	24千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-スリランカ:2人 * 1回)	
(160,000円 * 2人 * 1回)	320千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 どさんこ海外保健協力会

配分総額 1,899 千円

- 小学校を教育の場とした地域住民(子ども、大人)に対する識字・計算教育、生活改善・保健衛生指導の実施 [カンボジア]

[項目]

日本人農村開発専門家日当(1人×200日) (3,000円×1人×200日)	600千円
日本人短期専門家日当(2人×5日) (3,000円×2人×5日)	30千円
日本人専門家航空運賃(日本ーカンボジア:1人×1回) (140,000円×1人×1回)	140千円
日本人専門家航空運賃(日本ーカンボジア:2人×1回) (100,000円×2人×1回)	200千円
現地スタッフ人件費・常勤スタッフ雇用費(2人×12か月) (22,500円×2人×12月)	540千円
成人教育教材費(教材作成費:12か月) (2,970円×12月)	36千円
現地事務所賃借費(光熱費含む:12か月) (21,450円×12月)	257千円
現地交通費(バイクレンタル代:60日) (495円×60日)	30千円
現地交通費(ガソリン代:12か月) (2,970円×12月)	36千円
現地交通費(バス代:プノンペン往復・10回) (2,970円×10回)	30千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



特定非営利活動法人 プロ・ワークス十和田

配分総額 3,231 千円

○ 老朽化した村立幼稚園舎の建替え及び建設管理 [ベトナム]

[項目]

園舎建設事業建設費用一式

(2,901,031円 \* 1式)

2,901千円

人件費通訳雇用費(1人 \* 25日)

(2,000円 \* 1人 \* 25日)

50千円

日本人専門家航空運賃(日本-ベトナム:4人 \* 1回)

(70,000円 \* 4人 \* 1回)

280千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

岩手県インドネシア友好協会

配分総額 3,408 千円

○ 農民のための持続可能型農業の技術指導及び牛銀行の実施 [インドネシア]

[項目]

牛銀行基金(雌牛貸付資金:10頭) (58,950円 * 10頭)	590千円
日本人専門家航空運賃(日本ーインドネシア:4人 * 1回) (174,968円 * 4人 * 1回)	700千円
日本専門家宿泊費(135人日) (2,910円 * 135人日)	393千円
日本人専門家日当(110人日) (2,910円 * 110人日)	320千円
日本人専門家現地交通費(75日) (3,933円 * 75日)	295千円
農業機械費(耕運機:1台) (485,641円 * 1台)	486千円
建設資材調達費(つなぎ牛舎建設資材:2棟) (58,928円 * 2棟)	118千円
建設資材調達費(トレンチサイロ建設:3基) (78,309円 * 3基)	235千円
現地スタッフ研修・展示圃補助者雇用費(1人 * 60日) (582円 * 1人 * 60日)	35千円
展示圃設置圃場借上費(1ヘクタール) (44,000円 * 1ヘクタール)	44千円
展示圃設置肥料(とうもろこし専用) (43,000円 * 1式)	43千円
展示圃設置(種子代) (55,000円 * 1式)	55千円
展示圃設置(ほ場看板:2か所) (7,420円 * 2か所)	15千円
展示圃設置(展示圃管理器材:ホーク5、カマ2、クワ3) (10,476円 * 1式)	10千円
研修材料費(若手研究会ワークショップ:5回) (1,309円 * 5回)	7千円

研修材料費(堆肥枠:2枠)

(14,404円 \* 2枠)

29千円

研修材料費(サイレージ用ビニール:3本)

(10,912円 \* 3本)

33千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

## 宮城国際支援の会

配分総額 16,784 千円

---

### ○ 障がい者支援専門学校への車いす部材の送付及び車いす組立・修理技術の指導 [タイ]

(配分額 6,149 千円)

#### [項目]

機材・部材(電動車いす200V電源トランス:20個) (9,315円 * 20個)	186千円
機材・部材(電動車いす整備工具費:10個) (8,730円 * 10個)	87千円
機材・部材(車いす用電動ユニット用バッテリー:20個) (40,500円 * 20個)	810千円
機材・部材(車いす用電動ユニット用充電器:20個) (24,300円 * 20個)	486千円
機材・部材(標準車いす用22インチ交換タイヤ:200本) (1,800円 * 200本)	360千円
機材・部材(CRC556(防錆・潤滑剤):120個) (274円 * 120個)	33千円
機材・部材(ピカール(研磨剤):100個) (366円 * 100個)	37千円
機材・部材(車いす整備工具:30個) (4,050円 * 30個)	122千円
機材・部材(布ヤスリ:200枚) (174円 * 200枚)	35千円
機材・部材(溶接機:鉄用:1機) (68,094円 * 1機)	68千円
機材・部材(電気ドリル:2台) (57,600円 * 2台)	115千円
人件費現地スタッフ・障害者支援雇用費(2人 * 12か月) (21,825円 * 2人 * 12月)	524千円
車いす輸送費(コンテナ費用・トラック運送費用) (1,746,000円 * 1式)	1,746千円

日本人スタッフ現地交通費(タイ国内移動交通費) (198,000円)	198千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-タイ:2人) (125,000円 * 2人)	250千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-タイ:2人) (115,000円 * 2人)	230千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-タイ:1人) (130,000円 * 1人)	130千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-タイ:1人) (100,000円 * 1人)	100千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-タイ:2人) (130,000円 * 2人)	260千円
日本人スタッフ日当・滞在費(8人 * 8日) (5,820円 * 8人 * 8日)	372千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 地域住民の収入向上、生活改善のためのワークショップの開催、小学校の運営支援、老朽化した小学校校舎の新築 [ネパール]

(配分額 10,635 千円)

[項目]

学校建設(マハカリ小学校建設費:1棟) (3,930,260円 * 1棟)	3,930千円
学校建設(トゥロチトレ小学校修繕費:1棟) (1,038,932円 * 1棟)	1,039千円
学校設備費(輸送費含む、机・いす一式) (952,722円 * 1式)	953千円
学校設備費(ロッカー:1台) (49,655円 * 1台)	50千円
学校設備費(水道施設) (254,927円 * 1式)	255千円
人件費現地スタッフ・医者雇用費(1人 * 12か月) (22,500円 * 1人 * 12月)	270千円
人件費現地スタッフ・教師雇用費(4人 * 12か月) (9,105円 * 4人 * 12月)	437千円
給食支援一式(カガチ村小学校) (533,544円 * 1式)	534千円

診療所ワークショップ一式(大人向け給食)	
(124,080円 * 1式)	124千円
現地交通費(トウロチトレ村への交通費:24回)	
(9,310円 * 24回)	223千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-ネパール:10回分)	
(258,000円 * 10回)	2,580千円
日本人スタッフ日当・滞在費(35人日)	
(3,000円 * 35人日)	105千円
日本人スタッフ日当・滞在費(45人日)	
(3,000円 * 45人日)	135千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

特定非営利活動法人 アロアシャ・プロジェクト

配分総額 4,487 千円

○ 貧困農民に対する生産性向上のための農業技術研修の実施及び研修生宿泊施設、種苗貯蔵庫の建設 [バングラデシュ]

[項目]

寄宿舍等建設費・1階躯体(柱、梁、天井:189平方メートル) (5,184円 * 189㎡)	980千円
寄宿舍等建設費・1階外装(壁、窓枠:189平方メートル) (1,584円 * 189㎡)	299千円
寄宿舍等建設費・2階躯体(柱、梁、天井:189平方メートル) (5,184円 * 189㎡)	980千円
寄宿舍等建設費・2階外装(壁、窓枠:189平方メートル) (1,584円 * 189㎡)	299千円
寄宿舍等建設費・2階内装(仕切壁、床:189平方メートル) (4,320円 * 189㎡)	816千円
寄宿舍等建設費・2階設備(電気、水回り:189平方メートル) (2,304円 * 189㎡)	435千円
家具、備品費(ベッド:20台) (12,960円 * 20台)	259千円
家具、備品費(ベッド:1台) (9,720円 * 1台)	10千円
家具、備品費(棚:23台) (2,880円 * 23台)	66千円
家具、備品費(食卓:5台) (7,200円 * 5台)	36千円
家具、備品費(食卓用いす:40脚) (720円 * 40脚)	29千円
家具、備品費(ホワイトボード:1台) (3,600円 * 1台)	4千円
家具、備品費(事務机、いす:3式) (1,440円 * 3式)	4千円
現地スタッフ・コーディネーター雇用費(1人 * 12か月) (22,500円 * 1人 * 12月)	270千円

福島県障害児・者の動作学習研究会

配分総額 2,675 千円

---

○ 障がい児への知識、技能向上のための訓練実施及び障がい者支援ネットワークの構築  
[マレーシア]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーマレーシア:10人×1回) (140,000円×10人×1回)	1,400千円
日本人専門家滞在費(10人×9日) (3,000円×10人×9日)	270千円
日本人専門家日当(10人×8日) (3,000円×10人×8日)	240千円
人件費現地スタッフ・現地コーディネーター雇用費(1人×12か月) (20,000円×1人×12月)	240千円
人件費現地スタッフ・研修会通訳日当(8日×3回) (3,000円×8日×3回)	72千円
人件費現地スタッフ・アドバイザー養成研修会講師雇用費(2日×4回) (900円×2日×4回)	7千円
人件費現地スタッフ・障害者の保護者研修会講師雇用費(2日×8回) (900円×2日×8回)	14千円
研修会関係費・テキスト作成(テキスト原稿執筆) (162,000円×1式)	162千円
研修会関係費・テキスト作成(印刷・製本代:1,000部) (270円×1,000部)	270千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



特定非営利活動法人 黄土高原環境・緑化計画

配分総額 4,835 千円

○ 生徒のための学校付属農場の整備及び周辺緑化 [中国]

[項目]

研修基盤整備費(土地改良費一式) (936,000円 * 1式)	936千円
研修基盤整備費(牧草種苗購入費:1,050キログラム) (478円 * 1,050kg)	502千円
研修基盤整備費(牧草播種費一式) (99,900円 * 1式)	100千円
研修基盤整備費(経済林植樹費:11,000本) (135円 * 11,000本)	1,485千円
農場施設建設費等(作業棟建設設備費:84平方メートル) (12,780円 * 84m <sup>2</sup> )	1,074千円
農場施設建設等費(防風林整備費一式) (738,000円 * 1式)	738千円

財団法人 日本国際親善厚生財団

配分総額 14,314 千円

○ ミャンマーからの流入者及び山岳民族に対する巡回医療、妊婦検診、ワクチン接種、医療技術指導の実施 [タイ]

[項目]

医療機器・医療機材(携帯型超音波診断装置:1台) (3,351,012円 * 1台)	3,351千円
医療機器・医療機材(医療機器・医療資材一式) (2,630,000円 * 1式)	2,630千円
日本人専門家航空運賃(日本-タイ:8人 * 1回) (140,590円 * 8人 * 1回)	1,125千円
日本人専門家・医師日当(76日) (3,000円 * 76日)	228千円
日本人専門家・医師滞在費(72日) (3,000円 * 72日)	216千円
日本人専門家・助産師日当(341日) (3,000円 * 341日)	1,023千円
日本人専門家・助産師滞在費(337日) (3,000円 * 337日)	1,011千円
巡回診療経費(ワクチン医薬品購入費一式) (1,824,468円 * 1式)	1,824千円
人件費現地スタッフ・巡回診療スタッフ雇用費 (2,049,000円 * 1式)	2,049千円
人件費現地スタッフ・事務所スタッフ雇用費(2人 * 12か月) (22,500円 * 2人 * 12月)	540千円
現地事務所賃貸費(光熱費含む:12か月) (26,400円 * 12月)	317千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

アジア・アフリカと共に歩む会

配分総額 6,490 千円

○ 貧困地域の教師及び生徒に対する基礎教育の改善と向上のための図書活動支援  
[南アフリカ]

[項目]

人件費現地スタッフ・学校巡回指導員(司書)兼ドライバー雇用費(3人×20日×12か月) (900円×3人×20日×12月)	648千円
人件費現地スタッフ・言語教育専門家雇用費(1人×15日×12か月) (900円×1人×15日×12月)	162千円
人件費現地スタッフ・事務所スタッフ雇用費(1人×15日×12か月) (600円×1人×15日×12月)	108千円
物資・資機材費(移動図書館車搭載用ノートパソコン:2台) (129,600円×2台)	259千円
物資・資機材費(図書整理用ソフト:1個) (28,800円×1個)	29千円
物資・資機材費(コピー機:1台) (57,600円×1台)	58千円
物資・資機材費(発電機:1台) (50,400円×1台)	50千円
物資・資機材費(学校寄贈及び巡回用図書:30校) (28,800円×30校)	864千円
物資・資機材費(事務所設置用本棚:8本) (28,800円×8本)	230千円
物資・資機材費(学校寄贈用本棚:30校) (25,920円×30校)	778千円
物資・資機材費(バス燃料費:12か月) (50,400円×12月)	605千円
研修関係費(教材作成費:30校) (7,200円×30校)	216千円
研修関係費(研修会会場・交通費:2日×4回) (28,800円×2日×4回)	230千円
日本人スタッフ・プロジェクトマネージャー日当・滞在費(1人×12か月) (150,000円×1人×12月)	1,800千円

日本人スタッフ航空運賃(日本ー南アフリカ:2人×1回) (200,000円×2人×1回)	400千円
日本人専門家スタッフ日当・滞在費(1人×7日) (5,571円×1人×7日)	39千円
日本人スタッフ現地交通費(1人) (13,500円×1人)	14千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 東方科学技術協力会

配分総額 3,534 千円

○ 農民のための無灌漑による塩地茅の栽培技術の確立と耐アルカリ性アルファルファの栽培  
[中国]

[項目]

塩地茅栽培費(整地費:20ヘクタール) (10,800円 * 20ヘクタール)	216千円
塩地茅栽培費(播種費:20ヘクタール) (6,750円 * 20ヘクタール)	135千円
塩地茅栽培費(塩地茅種子費:20ヘクタール) (6,750円 * 20ヘクタール)	135千円
塩地茅栽培費(管理費:20ヘクタール) (9,450円 * 20ヘクタール)	189千円
アルファルファ栽培費(種子費:8ヘクタール) (6,750円 * 8ヘクタール)	54千円
アルファルファ栽培費(肥料費:20ヘクタール) (13,500円 * 20ヘクタール)	270千円
アルファルファ栽培費(播種費:8ヘクタール) (13,500円 * 8ヘクタール)	108千円
アルファルファ栽培費(管理費:20ヘクタール) (13,500円 * 20ヘクタール)	270千円
人材養成費(参加者日当:30人 * 50日) (300円 * 30人 * 50日)	450千円
人材養成費(指導教員雇用費:8人 * 50日) (900円 * 8人 * 50日)	360千円
人材養成費(教材費:50セット) (1,350円 * 50セット)	68千円
人材養成費(教室運営費/専門家雇用費:1人 * 40日) (750円 * 1人 * 40日)	30千円
人材養成費(教室運営費/事務員雇用費:2人 * 40日) (225円 * 2人 * 40日)	18千円
人材養成費(教室運営費/燃料代:40日) (270円 * 40日)	11千円

日本人専門家航空運賃(日本-中国:6人×1回) (99,360円×6人×1回)	596千円
日本人専門家日当・滞在費(6人×11日) (5,000円×6人×11日)	330千円
日本人専門家交通費(車両借上費:2回) (117,000円×2回)	234千円
人件費・通訳雇用費(11日×2回) (2,727円×11日×2回)	60千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 NPOアジアマインド

配分総額 3,951 千円

○ ろう学校教職員に対する研修会の開催 [タイ]

[項目]

日本人スタッフ航空運賃(日本-タイ:3人×1回) (100,000円×3人×1回)	300千円
日本人専門家滞在費(3人×15日) (3,000円×3人×15日)	135千円
日本人専門家日当(3人×16日) (3,000円×3人×16日)	144千円
日本人専門家航空運賃(日本-タイ:1人×1回) (100,000円×1人×1回)	100千円
日本人専門家滞在費(1人×15日) (3,000円×1人×15日)	45千円
日本人専門家日当(1人×16日) (3,000円×1人×16日)	48千円
機材費(補聴器:HA73P:40個) (62,400円×40個)	2,496千円
機材費(充電器:eneloop:10個) (2,500円×10個)	25千円
機材費(騒音計:NL-20:1個) (104,400円×1個)	104千円
機材費(騒音計:NL-22:1個) (230,400円×1個)	230千円
機材費(スピーカー:簡易型:2個) (40,000円×2個)	80千円
機材費(三脚:ベルボン645:1脚) (56,000円×1脚)	56千円
機材費(三脚:ベルボン435:2脚) (16,000円×2脚)	32千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(2人×15日) (3,000円×2人×15日)	90千円
現地交通費(タクシー・機材運搬:バンコク-パタヤ・2台×2回) (5,850円×2台×2回)	23千円

現地交通費(市内移動:4人×15回)

(720円×4人×15回)

43千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



ベトナムの「子どもの家」を支える会

配分総額 5,782 千円

---

○ 障がい児・ストリートチルドレンの自立支援のための職業訓練等の実施 [ベトナム]

[項目]

縫製研修ベトナム人所長手当(1人×12か月) (11,500円×1人×12月)	138千円
現地人スタッフ・縫製研修センタースタッフ雇用費(8人×12か月) (7,550円×8人×12月)	725千円
アクセサリー研修ベトナム人責任者手当(1人×12か月) (22,000円×1人×12月)	264千円
現地人スタッフ・アクセサリー研修センタースタッフ雇用費(8人×12か月) (7,200円×8人×12月)	691千円
日本人スタッフ・代表・滞在費(1人×12か月) (82,000円×1人×12月)	984千円
日本人スタッフ・事務所員・日当(1人×12か月) (82,000円×1人×12月)	984千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーベトナム:2人×1回) (118,500円×2人×1回)	237千円
日本人スタッフ現地交通費(2回) (15,300円×2回)	31千円
日本人スタッフ日当(2人×12か月) (34,500円×2人×12月)	828千円
ベトナム事務所賃借費(12か月) (30,000円×12月)	360千円
人件費現地スタッフ雇用費(3人×12か月) (15,000円×3人×12月)	540千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 ASACカンボジアに学校を贈る会

配分総額 2,463 千円

○ 住民のための識字教育の実施及び識字教師の育成 [カンボジア]

[項目]

日本人スタッフ航空運賃(日本ーカンボジア:2人×1回) (164,900円×2人×1回)	330千円
日本人スタッフ現地交通費(車ガソリン、車修理代、オートバイタクシー代、バス代:9 か月) (35,100円×9月)	316千円
日本人スタッフ滞在費(106人日) (2,910円×106人日)	308千円
日本人スタッフ日当(106人日) (2,910円×106人日)	308千円
人件費現地スタッフ・アシスタントプログラムマネージャー雇用費(1人×9か月) (21,825円×1人×9月)	196千円
人件費現地スタッフ・識字スーパーバイザー雇用費(1人×9か月) (5,820円×1人×9月)	52千円
人件費現地スタッフ・識字アシスタントスーパーバイザー雇用費(1人×9か月) (1,940円×1人×9月)	17千円
人件費現地人スタッフ・識字教師トレーニング参加日当(8人×21日) (485円×8人×21日)	81千円
人件費現地スタッフ・識字教師日当(8人×6か月) (2,910円×8人×6月)	140千円
物品・資材購入費(教材費一式) (156,600円×1式)	157千円
物品・資材購入費(夜間照明備品一式) (128,700円×1式)	129千円
物品・資材購入費(本:400冊) (220円×400冊)	88千円
物品・資材購入費(印刷費一式) (8,550円×1式)	9千円
物品・資材購入費(文集「はじめての手紙」、生活日誌製本代:400冊) (175円×400冊)	70千円

現地事務所賃借費(9か月)

(29,100円 \* 9月)

262千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 エル・エンジェル国際ボランティア協会

配分総額 9,747 千円

---

○ ストリートチルドレンのための児童養護施設の建設及び運営 [インド]

[項目]

エル・エンジェルチャイルドホーム建設工事費一式

(9,072,000円 \* 1式)

9,072千円

ベッド、寝具、テーブル購入費一式

(675,000円 \* 1式)

675千円

神奈川歯科大学南東アジア支援団

配分総額 12,692 千円

○ 口唇口蓋裂患者の治療及び手術技術移転 [フィリピン]

(配分額 3,940 千円)

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーフィリピン:10人×1回+1人×2回) (115,000円 * 12回)	1,380千円
現地病院費(入院室代:20人) (13,500円 * 20人)	270千円
現地病院費(薬代:20人) (27,000円 * 20人)	540千円
現地病院費(手術費用:20人) (14,625円 * 20人)	293千円
現地病院費(小児科診察費:20人) (7,875円 * 20人)	158千円
現地病院費(麻酔費:20人) (20,250円 * 20人)	405千円
医療器材費(気管内チューブ:2箱) (18,202円 * 2箱)	36千円
医療器材費(気管内チューブ:6箱) (27,168円 * 6箱)	163千円
医療器材費(縫合針・糸:1式) (39,429円 * 1式)	39千円
医療器材費(メス:1箱) (3,600円 * 1箱)	4千円
医療器材費(バブルチューブ:2個) (3,150円 * 2個)	6千円
医療器材費(サクシヨンチューブ:1箱) (15,750円 * 1箱)	16千円
日本人専門家・派遣手術医日当(10人×10日) (3,000円 * 10人 * 10日)	300千円
日本人専門家・派遣手術医滞在費(10人×11日) (3,000円 * 10人 * 11日)	330千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 住民のための歯科医療サービス(検診・治療)の提供 [タイ]

(配分額 8,752 千円)

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本-タイ:40人) (174,000円 * 40人)	6,960千円
日本人専門家日当(2人 * 110人日) (2,500円 * 2人 * 110日)	550千円
日本人専門家滞在費(2人 * 110日) (2,500円 * 2人 * 110日)	550千円
人件費現地スタッフ雇用費(8人 * 25日) (600円 * 8人 * 25日)	120千円
人件費現地スタッフ・専門家雇用費(2人 * 25日) (900円 * 2人 * 25日)	45千円
現地交通車両借上費(バン:35回) (9,000円 * 35回)	315千円
器材・薬品費(歯科器材:500個) (315円 * 500個)	158千円
器材・薬品費(薬剤:20個) (2,700円 * 20個)	54千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 草の根援助運動

配分総額 7,551 千円

○ 地域住民のための環境保全・回復活動(禁漁区の設置と植林)の実施及び代替生計手段の確保 [フィリピン]

[項目]

日本人スタッフ航空運賃(日本ーフィリピン:5回) (80,000円 * 5回)	400千円
日本人スタッフ滞在費(51日) (3,000円 * 51日)	153千円
日本人スタッフ日当(54日) (3,000円 * 54日)	162千円
日本人スタッフ現地交通費(54日) (1,000円 * 54日)	54千円
日本人専門家航空運賃(日本ーフィリピン:1回) (80,000円 * 1回)	80千円
日本人専門家滞在費(7日) (3,000円 * 7日)	21千円
日本人専門家日当(8日) (3,000円 * 8日)	24千円
日本人専門家現地交通費(8日) (900円 * 8日)	7千円
人件費現地専門家雇用費(3人 * 12か月) (22,500円 * 3人 * 12月)	810千円
人件費現地スタッフ・会計担当雇用費(1人 * 12か月) (15,000円 * 1人 * 12月)	180千円
人件費現地スタッフ・住民組織リーダー臨時雇用費(7人 * 12か月) (7,500円 * 7人 * 12月)	630千円
人件費現地スタッフ・地域住民作業日当(25人 * 48日) (300円 * 25人 * 48日)	360千円
人件費現地スタッフ・トレーニング講師日当(10人) (900円 * 10人)	9千円
人件費現地スタッフ・海洋専門家日当(16人) (900円 * 16人)	14千円

現地スタッフ交通費(3人×12か月)	
(1,800円×3人×12月)	65千円
資材費一式	
(1,584,450円×1式)	1,584千円
トレーニング費(資料費:500人)	
(225円×500人)	113千円
トレーニング費(会議費:500人)	
(180円×500人)	90千円
トレーニング費(販促用リーフレット制作:1,000冊)	
(135円×1,000冊)	135千円
トレーニング参加者交通費(500人)	
(180円×500人)	90千円
先行プロジェクト見学ツアー交通費(60人)	
(540円×60人)	32千円
トレーニング研修関係費(研修滞在費:30人×2泊×2回)	
(200円×30人×2日×2回)	24千円
現地事務所賃借費(マニラ事務所1か所×12か月)	
(12,000円×12月)	144千円
現地事務所賃借費(地域事務所:2か所×12か月)	
(8,000円×2か所×12月)	192千円
現地事務所光熱費・水道費(マニラ事務所1か所・地域事務所2か所×12か月)	
(5,000円×3か所×12月)	180千円
現地交通費(車両借上費:100日)	
(4,500円×100日)	450千円
会議費(組織代表者会議会場借上費:4回)	
(1,800円×4回)	7千円
会議費(組織代表者会議:会議費/4回)	
(3,600円×4回)	14千円
会議費(組織代表者会議:交通費/20人×4回)	
(540円×20人×4回)	43千円
会議費(アセスメント・企画会議:会場借上費/6回)	
(1,800円×6回)	11千円
会議費(アセスメント・企画会議:交通費/20人×6回)	
(540円×20人×6回)	65千円
機材費一式	
(1,407,600円×1式)	1,408千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



特定非営利活動法人 国際援助団体 アイウエオサークル

配分総額 5,009 千円

○ パブリック校(10年制の公立学校)の教師に対するインストラクション技術向上のためのトレーニングの実施 [ネパール]

[項目]

委員会会議費(ミーティング開催費) (106,000円 * 1式)	106千円
人件費現地スタッフ・マネージメントトレーナー日当(2人 * 3地区 * 30日) (900円 * 2人 * 3地区 * 30日)	162千円
人件費現地スタッフ・フォローアップ現地交通費(3人 * 3地区) (13,500円 * 3人 * 3地区)	122千円
人件費現地スタッフ・アシスタント雇用費(2人 * 12か月) (15,000円 * 2人 * 12月)	360千円
人件費現地スタッフ・アシスタント雇用費(1人 * 3か月) (7,500円 * 1人 * 3月)	23千円
委員会の費用(参加費11人 * 24回) (300円 * 11人 * 24回)	79千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-ネパール:5人 * 1回) (190,000円 * 5人 * 1回)	950千円
現地交通費(5人) (16,200円 * 5人)	81千円
日本人スタッフ滞在費(5人 * 8日) (3,000円 * 5人 * 8日)	120千円
日本人専門家スタッフ日当(5人 * 8日) (3,000円 * 5人 * 8日)	120千円
インストラクショントレーニング教材購入費(120人) (1,350円 * 120人)	162千円
機器使用教材費(パワーポイント借用費:15日 * 3地区 * 2回) (4,050円 * 15日 * 3地区 * 2回)	365千円
研修準備(マニュアル作成費一式) (67,500円 * 1式)	68千円
国際教育情報研修教材費(120人) (405円 * 120人)	49千円

トレーニングホール(賃借料:3か所×2回)	
(20,250円 * 3か所 * 2回)	122千円
マネージメントトレーナー研修参加者交通費(120人×30日)	
(270円 * 120人 * 30日)	972千円
現地スタッフ交通費	
(67,500円 * 1式)	68千円
研修参加費(食事含む:120日×30日)	
(300円 * 120人 * 30日)	1,080千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

中国内蒙古沙丘・草原緑化研究会

配分総額 2,750 千円

○ 沙漠化防止のための植林及び飛沙防止策の実施 [中国]

[項目]

牧柵材料費(鉄製針金一式)	
(523,800円 * 1式)	524千円
牧柵材料費(コンクリート支柱:2,000本)	
(236円 * 2,000本)	472千円
苗木購入費一式(ポプラ)	
(993,600円 * 1式)	994千円
溝堀作業用トラクター賃借費	
(216,000円 * 1式)	216千円
材料費(稲わら一式)	
(64,800円 * 1式)	65千円
井戸設置材料費(3か所)	
(134,100円 * 3か所)	402千円
人件費現地スタッフ・牧柵作業員日当(10人 * 24日)	
(291円 * 10人 * 24日)	70千円
人件費現地スタッフ・専門家日当(4人 * 2回)	
(873円 * 4人 * 2回)	7千円

特定非営利活動法人 ビラーンの医療と自立を支える会

配分総額 906 千円

---

○ 地域住民のための簡易水道施設の建設及び管理組合の支援 [フィリピン]

[項目]

水道管敷設資材費一式 (610,234円 * 1式)	610千円
洗濯槽・水飲場建設資材費(洗濯槽1基、水飲場14か所) (67,136円 * 1式)	67千円
資材輸送一式 (85,048円 * 1式)	85千円
水源保護工事資材費一式 (14,550円 * 1式)	15千円
人件費現地スタッフ・技術指導スタッフ日当(水道建設労務:1人 * 15日) (785円 * 1人 * 15日)	12千円
人件費現地スタッフ・水道建設大工日当(水道建設労務:2人 * 15日) (786円 * 2人 * 15日)	24千円
人件費現地スタッフ・熟練土木工日当(水道建設労務:3人 * 15日) (808円 * 3人 * 15日)	36千円
人件費現地スタッフ・会計及び報告担当スタッフ日当(事業管理:2人 * 15日) (873円 * 2人 * 15日)	26千円
人件費現地スタッフ・会計及び報告担当スタッフ宿泊費(事業管理:2人 * 7日) (1,154円 * 2人 * 7日)	16千円
事業管理費・現地車両借上費(4回) (3,855円 * 4回)	15千円

ムリンディ／ジャパン・ワンラブ・プロジェクト

配分総額 3,988 千円

---

○ 上下肢障がい者のための義肢装具・杖などの製作 [ブルンジ]

[項目]

義肢材料費(プラスチックパイプ:240本)	
(445円 * 240本)	107千円
義肢材料費(関節部品:60組)	
(1,484円 * 60組)	89千円
義肢材料費(義足足部:120足)	
(2,475円 * 120足)	297千円
義肢材料費(石膏:50袋)	
(9,900円 * 50袋)	495千円
義肢材料費(石膏包帯:600巻)	
(396円 * 600巻)	238千円
義肢材料費(皮革一式)	
(135,000円 * 1式)	135千円
義肢材料費(木材・ペンキ・釘・鋸一式)	
(315,000円 * 1式)	315千円
機器購入費(ハンドドリル:2台)	
(9,900円 * 2台)	20千円
機器購入費(溶接機一式)	
(61,650円 * 1式)	62千円
機器購入費(電気炉一式)	
(315,000円 * 1式)	315千円
燃料費(ガソリン代:12か月)	
(39,600円 * 12月)	475千円
人件費現地スタッフ・義肢装具士雇用費(4人 * 12か月)	
(22,500円 * 4人 * 12月)	1,080千円
現地事務所賃借費(12か月)	
(30,000円 * 12月)	360千円

特定非営利活動法人 ラブグリーンジャパン

配分総額 7,615 千円

○ 農民のための有機農法の研修指導及び農業用施設の設置 [ネパール]

[項目]

建築資材費一式

(4,878,624円 \* 1式) 4,879千円

人件費現地スタッフ・建設技術者雇用費(2人×6か月)

(17,460円 \* 2人 \* 6月) 210千円

人件費現地スタッフ・測量技術者雇用費(2人×3か月)

(21,825円 \* 2人 \* 3月) 131千円

車両関係費(資材搬入用車両:月4回×6か月)

(13,095円 \* 4回 \* 6月) 314千円

人件費現地スタッフ・運転手雇用費(1人×24回)

(582円 \* 1人 \* 24回) 14千円

内装機材費一式

(265,173円 \* 1式) 265千円

人件費現地スタッフ・ラブグリーンネパールスタッフ事業総責任者雇用費(1人×12か月)

(21,825円 \* 1人 \* 12月) 262千円

人件費現地スタッフ・ラブグリーンネパールスタッフ現場責任者雇用費(1人×12か月)

(17,460円 \* 1人 \* 12月) 210千円

人件費現地スタッフ・ラブグリーンネパールスタッフ現場副責任者雇用費(1人×12か月)

(14,550円 \* 1人 \* 12月) 175千円

日本人専門家航空運賃(日本-ネパール:2人×1回)

(174,600円 \* 2人 \* 1回) 349千円

日本人専門家日当・滞在費(2人×10日)

(5,820円 \* 2人 \* 10日) 116千円

日本人専門家現地交通費

(26,190円 \* 1式) 26千円

人件費現地スタッフ・有機農法専門家雇用費(1人×月2回×12か月)

(873円 \* 1人 \* 2回 \* 12月) 21千円

人件費現地スタッフ・研修会(家畜の管理)専門家雇用費(1人×3回) (873円×1人×3回)	3千円
人件費現地スタッフ・備蓄倉庫管理責任者雇用費(住民の交代制:5か所×12か月) (1,940円×5か所×12月)	116千円
現地事務所賃借費(12か月) (19,400円×12月)	233千円
人件費現地スタッフ・事務所専従スタッフ雇用費(1人×12か月) (19,400円×1人×12月)	233千円
現地事務所光熱費(12か月) (4,850円×12月)	58千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

CRIーチルドレンズ・リソース・インターナショナル

配分総額 12,753 千円

○ 貧困地域の子どものための託児所建設と教育者、保護者に対する教育に関する啓発活動の実施 [ブラジル]

(配分額 10,110 千円)

[項目]

日本人スタッフ航空運賃(日本ーブラジル:2人×1回) (242,500円×2人×1回)	485千円
日本人スタッフ日当・滞在費(1人×11か月) (160,050円×1人×11月)	1,761千円
日本人スタッフ日当・滞在費(1人×1か月) (160,050円×1人×1月)	160千円
建造物の物資・資機材費(建造材料費) (7,157,727円×1式)	7,158千円
建造物の物資・資機材費(木材費) (238,329円×1式)	238千円
建造物の物資・資機材費(窓購入費:4個) (14,841円×4個)	59千円
建造物の物資・資機材費(ドア購入費:5個) (7,158円×5個)	36千円
現地研修関係費(資料・教材等費) (209,520円×1式)	210千円
人件費現地スタッフ・研修関係講師雇用費(3回) (873円×3回)	3千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 貧困地域の青少年のための職業訓練の実施 [ブラジル]

(配分額 2,643 千円)

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーブラジル:1人×1回) (242,500円×1人×1回)	243千円
---	-------



日本人専門家日当・滞在費(1人×11か月)	
(160,050円×1人×11月)	1,761千円
現地研修関係費・職業訓練事業(現地交通費:12回)	
(32,301円×12回)	388千円
人件費現地スタッフ・職業訓練事業研修関係講師雇用費(1人×36日)	
(873円×1人×36日)	31千円
現地研修関係費・職業訓練事業(材料費:12回)	
(18,333円×12回)	220千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

## ハイチ友の会

配分総額 1,626 千円

---

### ○ 地域住民のハリケーン被害復興のための植林及び農業支援 [ハイチ]

#### [項目]

植林事業費・果樹(苗床:1,000本) (243円 * 1,000本)	243千円
植林事業費・果樹(接木:500本) (270円 * 500本)	135千円
植林事業費・広葉樹(カシア:2,500本) (54円 * 2,500本)	135千円
農業支援費(コーヒー種:3,500種) (54円 * 3,500種)	189千円
農業支援費(ヤムイモ栽培セット:20セット) (9,630円 * 20セット)	193千円
農業支援費(指導員派遣費一式) (82,000円 * 1式)	82千円
日本人専門家航空運賃(日本ーハイチ:2人) (180,000円 * 2人)	360千円
日本人専門家滞在費(12日) (3,000円 * 12日)	36千円
日本人現地交通費(レンタカー:14日) (9,000円 * 14日)	126千円
人件費現地スタッフ・運転手日当(9日) (600円 * 9日)	5千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(14日) (3,000円 * 14日)	42千円
人件費現地スタッフ・コーディネーター雇用費(10か月) (8,000円 * 10月)	80千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 アジアレインボー

配分総額 2,857 千円

○ 貧困地域の住民に対する職業訓練センター開校及び運営指導 [カンボジア]

[項目]

人件費現地スタッフ・バイク修理講師雇用費(1人×10か月) (22,000円×1人×10月)	220千円
人件費現地スタッフ・美容師講師雇用費(1人×10か月) (22,000円×1人×10月)	220千円
人件費現地スタッフ・縫製講師雇用費(1人×10か月) (22,000円×1人×10月)	220千円
人件費現地スタッフ・各講師アシスタント雇用費(3人×9か月) (11,000円×3人×9月)	297千円
人件費現地スタッフ・現地担当者雇用費(1人×12か月) (22,500円×1人×12月)	270千円
人件費現地スタッフ・事務員雇用費(2人×12か月) (12,000円×2人×12月)	288千円
現地事務所経費(光熱費:12か月) (9,699円×12月)	116千円
職業訓練センター賃借費(12か月) (54,000円×12月)	648千円
研修機材バイク(研修用エンジン:2個) (27,000円×2個)	54千円
研修機材バイク(実習用エンジン:2個) (45,000円×2個)	90千円
研修機材バイク(修理道具:2箱) (13,500円×2箱)	27千円
研修機材バイク(修理備品:6箱) (4,500円×6箱)	27千円
研修機材縫製(電動ミシン:5台) (18,000円×5台)	90千円
研修機材縫製(手動ミシン:10台) (7,200円×10台)	72千円
研修機材縫製(巻尺、物差し、ハサミ、アイロン:10セット) (1,800円×10セット)	18千円

研修機材縫製(布地各種一式)	
(27,000円 * 1式)	27千円
研修機材美容(客用いす:6台)	
(4,500円 * 6台)	27千円
研修機材美容(はさみ、くし、ブラシ類:6セット)	
(1,350円 * 6セット)	8千円
研修機材美容(シャンプーなどリキッド類:10セット)	
(4,500円 * 10セット)	45千円
研修機材美容(美容ケース:3セット)	
(6,300円 * 3セット)	19千円
研修機材美容(ドライヤー台:2台)	
(9,000円 * 2台)	18千円
研修機材美容(ドライヤー:6個)	
(1,800円 * 6個)	11千円
研修用機材美容(シャンプー用いす:2台)	
(9,000円 * 2台)	18千円
研修機材美容(鏡・大:3枚)	
(9,000円 * 3枚)	27千円

特定非営利活動法人 アジア教育・文化・自然環境保護日本支援センター

配分総額 9,664 千円

○ 貧困地域の小学校のトイレ・配水設備整備、世帯のトイレ設置及び衛生指導 [スリランカ]

[項目]

工事費(ポロンナルワ県内トイレ工事一式:68か所) (114,467円 * 68か所)	7,784千円
工事費(パルピティゴダ学校トイレ工事一式:1か所) (262,800円 * 1か所)	263千円
工事費(パルピティゴダ学校水タンク工事一式:1か所) (288,963円 * 1か所)	289千円
人件費現地スタッフ・ポロンナルワ県内工事担当者雇用費(1人×8か月) (19,400円 * 1人 * 8月)	155千円
現地スタッフ・ポロンナルワ県内工事担当者移動費(1人×8か月) (5,238円 * 1人 * 8月)	42千円
人件費現地スタッフ・パルピティゴダ学校工事担当者日当(1人×20日) (873円 * 1人 * 20日)	17千円
現地スタッフ・パルピティゴダ学校工事担当者移動費(1人×20日) (436円 * 1人 * 20日)	9千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ースリランカ:2人×3回) (140,650円 * 2人 * 3回)	844千円
日本人現地交通費(2人×33日) (1,309円 * 2人 * 33日)	86千円
日本人スタッフ滞在費(2人×30日) (2,910円 * 2人 * 30日)	175千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 アジア教育友好協会

配分総額 1,801 千円

---

○ 教育を受けられない地域の中学生のための教室新設及びトイレの増設等施設整備 [ラオス]

[項目]

主要建設資材(セメント:11トン) (10,593円 * 11トン)	117千円
主要建設資材(砂利:4立方メートル) (30,816円 * 4立方メートル)	123千円
主要建設資材(砂:3立方メートル) (28,890円 * 3立方メートル)	87千円
主要建設資材(レンガブロッカー式) (482,000円 * 1式)	482千円
主要建設資材(鉄筋一式) (171,000円 * 1式)	171千円
主要建設資材(亜鉛鉄板一式) (144,000円 * 1式)	144千円
主要建具・家具(窓・窓枠:12か所) (5,778円 * 12か所)	69千円
主要建具・家具(扉、扉枠:3か所) (6,259円 * 3か所)	19千円
主要建具・家具(机、いす:30セット) (5,850円 * 30セット)	176千円
教室工事費(一式) (413,429円 * 1式)	413千円

特定非営利活動法人 アジア地域福祉と交流の会

配分総額 2,403 千円

○ 障がい者のためのデイセンター運営と生活改善のための養魚場開設 [マレーシア]

[項目]

人件費現地スタッフ・指導スタッフ①雇用費(1人×12か月) (20,400円 * 1人 * 12月)	245千円
人件費現地スタッフ・指導スタッフ②雇用費(1人×12か月) (18,672円 * 1人 * 12月)	224千円
人件費現地スタッフ・運転手雇用費(1人×12か月) (14,600円 * 1人 * 12月)	175千円
人件費現地スタッフ・守衛雇用費(1人×12か月) (7,275円 * 1人 * 12月)	87千円
センター運営費(発電機軽油代:12か月) (15,300円 * 12月)	184千円
センター運営費(送迎者軽油代:12か月) (21,388円 * 12月)	257千円
センター運営費(日常諸経費:12か月) (18,333円 * 12月)	220千円
利用者給食費(給食材料費:12か月) (19,861円 * 12月)	238千円
養魚場資材費(パイプ:7本) (5,580円 * 7本)	39千円
養魚場資材費(Lパイプ:4本) (900円 * 4本)	4千円
養魚場資材費(掘削機使用料:120時間) (3,666円 * 120時間)	440千円
養魚場資材費(運搬費:800回) (154円 * 800回)	123千円
人件費現地スタッフ・作業員雇用費(100人日) (291円 * 100人日)	29千円
人件費現地スタッフ・医師、看護師雇用費(2人×12か月) (2,716円 * 2人 * 12月)	65千円
診療室開設維持費(医師、患者送迎燃料費:12か月) (6,111円 * 12月)	73千円

特定非営利活動法人 アジアの障害者活動を支援する会

配分総額 1,650 千円

○ 点字印刷製作所の一元化と視覚障がい児の教育改善プログラムの実施 [ラオス]

[項目]

人件費現地スタッフ雇用費(2人×12か月) (21,825円×2人×12月)	524千円
現地事務所経費(12か月) (29,100円×12月)	349千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーラオス:2回) (145,500円×2回)	291千円
日本人専門家日当(20日) (2,910円×20日)	58千円
日本人スタッフ滞在費(19日) (2,910円×19日)	55千円
日本人スタッフ現地交通費(8往復/1日×20日) (545円×8往復×20日)	87千円
セミナー開催費一式 (262,800円×1式)	263千円
セミナー経費(通訳経費:2人×2日×2回) (2,910円×2人×2日×2回)	23千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



特定非営利活動法人 幼い難民を考える会

配分総額 13,170 千円

○ 就学前教育の充実のための教材配布と活用指導 [カンボジア]

(配分額 8,813 千円)

[項目]

保育教材費(クメール子音パズルの印刷一式) (405,000円 * 1式)	405千円
保育教材費(絵本「はははのはなし」の印刷:1,000冊) (288円 * 1,000冊)	288千円
保育教材費(紙芝居「ソピアップちゃんとかみなりちゃん」の印刷:1,000冊) (643円 * 1,000冊)	643千円
保育教材費(教育省編集費一式) (20,000円 * 1式)	20千円
保育教材費(「はははのはなし」原版買取・著作権料一式) (162,960円 * 1式)	163千円
保育教材費(子音パズル木枠製作:6,000個) (576円 * 6,000個)	3,456千円
保育教材費(子音パズル容器一式) (286,000円 * 1式)	286千円
保育教材費(配布諸経費一式) (62,000円 * 1式)	62千円
保育教材費(作業部屋賃借費:2か月) (14,400円 * 2月)	29千円
保育教材費(パソコン・周辺機器一式) (153,000円 * 1式)	153千円
人件費現地スタッフ・保育事業担当雇用費(1人 * 12か月) (22,500円 * 1人 * 12月)	270千円
人件費現地スタッフ・保育事業担当補佐雇用費(1人 * 12か月) (16,500円 * 1人 * 12月)	198千円
人件費現地スタッフ・保育事業担当補佐雇用費(1人 * 12か月) (10,395円 * 1人 * 12月)	125千円
人件費現地スタッフ・会計担当雇用費(1人 * 12か月) (7,722円 * 1人 * 12月)	93千円

人件費現地スタッフ・保育研修通訳雇用費(30回) (3,000円 * 30回)	90千円
日本人スタッフ・カンボジア事務所長日当(1人 * 12か月) (30,000円 * 1人 * 12月)	360千円
日本人スタッフ・保育事業担当保育士日当(1人 * 12か月) (75,000円 * 1人 * 12月)	900千円
日本人専門家・保育事業担当保育士航空運賃(日本-カンボジア:2回) (92,000円 * 2回)	184千円
日本人スタッフ・東京事務局職員航空運賃(日本-カンボジア:3人 * 1回) (145,000円 * 3人 * 1回)	435千円
日本人スタッフ・東京事務局職員滞在費(18日) (3,000円 * 18日)	54千円
現地事務所賃借費(12か月) (29,500円 * 12月)	354千円
現地事業管理費(車両燃料・修理費:12か月) (9,900円 * 12月)	119千円
現地出張費(ガソリン代) (15,840円 * 1式)	16千円
現地出張費(宿泊費4室 * 5泊) (1,650円 * 4室 * 5泊)	33千円
現地出張費(日当:4名 * 8日) (1,650円 * 4人 * 8日)	53千円
現地出張費(通訳:1人 * 8日) (3,000円 * 1人 * 8日)	24千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

○ 農村女性に対する織物技術の巡回指導 [カンボジア]

(配分額 4,357 千円)

[項目]

研修資材費・緋(かすり)括り・草木染め研修資材(糸・染料等:5回) (58,050円 * 5回)	290千円
研修資材費(緋括り・草木染め研修参加費:5回) (39,372円 * 5回)	197千円
人件費現地スタッフ・緋括り・草木染め研修指導者、アシスタント日当(4名 * 5回) (291円 * 4人 * 5回)	6千円

研修資材費(拵括り・草木染め研修会場:10日×5回) (288円×10日×5回)	14千円
研修資材費(修了式費用食費含む)(25人×5回) (96円×25人×5回)	12千円
研修資材費・拵括り・草木染め研修備品一式(鍋、拵織見本、写真代等) (187,259円×1式)	187千円
研修資材費(経糸整形研修・綿糸:1回) (2,881円×1回)	3千円
研修資材費(経糸整形研修参加費:130人×1回) (233円×130人×1回)	30千円
人件費現地スタッフ・経糸整形研修指導者、アシスタント日当(4人×1回) (291円×4人×1回)	1千円
研修資材費(経糸整形研修会場:5日×1回) (288円×5回)	1千円
研修資材費(経糸整形研修備品一式・整形台、箆等) (36,012円×1式)	36千円
研修資材費(修了式費用食費含む)(35人×1回) (96円×35人×1回)	3千円
研修費教材制作費(視聴覚教材制作・渡航費、宿泊費、撮影・編集費等) (439,410円×1式)	439千円
研修費教材制作費(CDプレーヤー) (14,405円×1式)	14千円
研修費教材制作費(テレビモニター) (48,015円×1式)	48千円
研修費教材制作費(ジェネレーター(視聴覚研修用機器)) (48,015円×1式)	48千円
研修費教材制作費(パソコン・周辺機器) (153,648円×1式)	154千円
人件費現地スタッフ・織物事業担当雇用費(1人×12か月) (14,138円×1人×12月)	170千円
人件費現地スタッフ・織物事業補助者雇用費(1人×12か月) (10,670円×1人×12月)	128千円
人件費現地スタッフ・織物指導者雇用費(1人×12か月) (16,005円×1月×12月)	192千円
人件費現地スタッフ・織物指導者雇用費(1人×12か月) (4,268円×1人×12月)	51千円
人件費現地スタッフ・織物指導者雇用費(1人×12か月) (3,735円×1人×12月)	45千円

人件費現地スタッフ・織物アシスタント雇用費(2人×55日) (582円×2人×55日)	64千円
人件費現地スタッフ・織物事務担当雇用費(1人×12か月) (10,670円×1人×12月)	128千円
人件費現地スタッフ・織物事務補佐雇用費(1人×12か月) (2,091円×1人×12月)	25千円
人件費現地スタッフ・織物事務パート雇用費(1人×12か月) (1,921円×1人×12月)	23千円
人件費現地スタッフ・織物事務パート雇用費(1人×12か月) (1,280円×1人×12月)	15千円
人件費現地スタッフ・会計担当雇用費(1人×12か月) (7,490円×1人×12月)	90千円
日本人スタッフ・カンボジア事務所長滞在費(1人×12か月) (87,300円×1人×12月)	1,048千円
日本人スタッフ・カンボジア事務所長航空運賃(日本ーカンボジア:2回) (90,695円×2回)	181千円
日本人スタッフ・東京事務局職員航空運賃(日本ーカンボジア:2人×1回) (145,500円×2人×1回)	291千円
日本人スタッフ・東京事務局職員滞在費(14日) (2,910円×14日)	41千円
現地事務所賃借費(12か月) (16,005円×12月)	192千円
現地事業管理費(車両燃料費等:12か月) (8,642円×12月)	104千円
現地事務所管理費(車両保険料) (48,015円×1回)	48千円
巡回研修・フォローアップ用車両借上代(バイク:76日) (500円×76日)	38千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 環境修復保全機構

配分総額 15,501 千円

○ 森林再生による環境修復と持続的農業生産環境(有機農業)の構築 [タイ]

(配分額 7,921 千円)

[項目]

植林経費一式

(1,233,000円 \* 1式) 1,233千円

堆肥加工センター資機材費一式

(2,680,200円 \* 1式) 2,680千円

混農林業モデル区画等資機材費一式

(1,283,004円 \* 1式) 1,283千円

人件費現地スタッフ・現地活動補助者日当(3人 \* 90日)

(873円 \* 3人 \* 90日) 236千円

人件費現地スタッフ・堆肥加工センター設置補助者日当(3人 \* 60日)

(873円 \* 3人 \* 60日) 157千円

人件費現地スタッフ・混農林業モデル区画運営管理補助者日当(9人 \* 180日)

(873円 \* 9人 \* 180日) 1,414千円

人件費現地スタッフ・タイ語一英語通訳・日当(2人 \* 16日)

(2,910円 \* 2人 \* 16日) 93千円

堆肥づくり、混農林業モデル区画・ワークショップ消耗品費一式

(326,856円 \* 1式) 327千円

日本人専門家航空運賃(日本一タイ:2人 \* 1回)

(92,150円 \* 2人 \* 1回) 184千円

日本人専門家日当・滞在費(2人 \* 6日)

(5,820円 \* 2人 \* 6日) 70千円

現地交通費(車両借上代:2台 \* 20日)

(6,111円 \* 2台 \* 20日) 244千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 小学生及び小学校教員に対する環境教育の推進活動 [カンボジア]

(配分額 2,441 千円)

[項目]

環境保全農業資機材一式 (999,000円 * 1式)	999千円
ワークショップ・パンフレット作成用消耗品費一式 (229,140円 * 1式)	229千円
人件費現地スタッフ・生物起源防虫液づくり、有機菜園での野菜栽培等現地活動協力者 日当(5人 * 150日) (873円 * 5人 * 150日)	655千円
人件費現地スタッフ・英語一クメール語通訳日当(3人 * 15日) (2,910円 * 3人 * 15日)	131千円
人件費現地スタッフ・英語一クメール語改訂版パンフレット作成、翻訳者日当(3人 * 10日) (2,910円 * 3人 * 10日)	87千円
日本人専門家航空運賃(日本一カンボジア:2人 * 1回) (126,100円 * 2人 * 1回)	252千円
日本人専門家日当・滞在費(1人 * 7日) (5,820円 * 1人 * 7日)	41千円
日本人専門家日当・滞在費(1人 * 8日) (5,820円 * 1人 * 8日)	47千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 環境保全型農業(有機農業)の技術指導(堆肥作り、指導者育成研修等) [タイ]

(配分額 5,139 千円)

[項目]

ガイドブック印刷経費(4,000冊) (611円 * 4,000冊)	2,444千円
モデルファーム資機材費一式 (381,938円 * 1式)	382千円
モデルファーム・ワークショップ等消耗品一式 (218,700円 * 1式)	219千円
人件費現地スタッフ・現地活動補助者雇用費(2人 * 90日) (873円 * 2人 * 90日)	157千円

人件費現地スタッフ・モデルファーム運営管理補助者雇用費(5人×180日) (873円×5人×180日)	786千円
人件費現地スタッフ・有機農業専門家日当(600人日) (873円×600人日)	524千円
人件費現地スタッフ・タイ語－英語通訳日当(2人×16日) (2,910円×2人×16日)	93千円
現地交通費(車両借上代:2台×20日) (6,120円×2台×20日)	245千円
日本人専門家航空運賃(日本－タイ:2人×1回) (92,150円×2人×1回)	184千円
日本人専門家日当・滞在費(2人×9日) (5,820円×2人×9日)	105千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

社団法人 銀鈴会

配分総額 2,209 千円

○ 喉頭摘出者のための発声(食道発声)指導及び発声指導員の育成 [中国]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本-中国:3人×2回) (125,130円×3人×2回)	751千円
日本人専門家滞在費(3人×14日×2回) (2,910円×3人×14日×2回)	244千円
日本人専門家日当(3人×14日×2回) (2,910円×3人×14日×2回)	244千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(2人×14日) (2,910円×2人×14日)	81千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(1人×28日) (2,910円×1人×28日)	81千円
教材費(50部) (1,332円×50部)	67千円
研修会場費(14日) (4,401円×14日)	62千円
現地会員の交通費及び宿泊費(50人×14日) (970円×50人×14日)	679千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



特定非営利活動法人 グリーンフォーラム

配分総額 1,800 千円

○ 地域住民の生活改善と環境保全のためのヒノキ苗圃場(ほじょう)整備と植林 [ラオス]

[項目]

圃場造成費(土木工事一式)	
(720,000円 * 1式)	720千円
圃場造成費(設備工事一式)	
(180,000円 * 1式)	180千円
建築工事(事務所兼倉庫建設費一式)	
(450,000円 * 1式)	450千円
苗木購入費(50,000本)	
(9円 * 50,000本)	450千円

特定非営利活動法人 国際アマチュア無線ボランティアズ

配分総額 13,834 千円

---

○ 無医村に対する医薬品の提供・RADIOPHARMACYの構築(医薬品の管理用無線連絡網)  
[モーリタニア]

[項目]

供与医薬品調達費(現地購入)1セット (4,050,000円 * 1セット)	4,050千円
緊急医療無線連絡網用(保守・点検機材費:現地要望無線設備、保守部品等)1セット (4,792,068円 * 1セット)	4,792千円
日本人専門家航空運賃(日本ーモーリタニア:7人 * 1回) (450,000円 * 7人 * 1回)	3,150千円
日本人専門家日当・滞在費(宿泊費)(7人 * 2日) (3,000円 * 7人 * 2日)	42千円
日本人専門家日当・滞在費(7人 * 15日) (6,000円 * 7人 * 15日)	630千円
現地移動費(車借り上げ代:1セット) (1,080,000円 * 1セット)	1,080千円
事務管理費(現地研修教材費:保守・点検などテキスト代その他マニュアル) (90,000円 * 1セット)	90千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 国際開発フロンティア機構

配分総額 1,678 千円

○ 貧困地域住民の生活改善のための豚及びヤギ飼育とロンガニーサ作りの技術指導 [フィリピン]

[項目]

日本人派遣者航空運賃(日本ーフィリピン:4人×1回) (115,000円×4人×1回)	460千円
日本人派遣者日当(4人×15日) (3,000円×4人×15日)	180千円
日本人派遣者滞在費(4人×14日) (3,000円×4人×14日)	168千円
人件費現地スタッフ・コーディネーター雇用費(12か月) (22,500円×12月)	270千円
子豚購入費(30匹) (4,374円×30匹)	131千円
ヤギ購入費(10匹) (8,505円×10匹)	85千円
資機材調達費(冷蔵庫:2台) (31,590円×2台)	63千円
資材調達費(ミンチ加工機:4台) (19,440円×4台)	78千円
資機材調達費(調理場改修工事材料費一式) (185,895円×1式)	186千円
技術・組織運営研修(会場費:4回) (2,430円×4回)	10千円
技術・組織運営研修(参加者交通費:20人×4回) (125円×20人×4回)	10千円
技術・組織運営研修(昼食費含む参加費:20人×4回) (300円×20人×4回)	24千円
人件費現地スタッフ・研修講師日当(3人×4回) (900円×3人×4回)	11千円
技術・組織運営研修(キャンペーン配布資料:100枚×4回) (5円×100枚×4回)	2千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 国際子ども権利センター

配分総額 8,571 千円

○ 貧困地域の子どものための労働防止等の意識啓発研修、生活改善のための牛貸出し、農業指導等の実施 [カンボジア]

[項目]

収入向上事業費(牛:20頭) (34,830円 * 20頭)	697千円
収入向上事業費(野菜種子セット:20セット) (5,238円 * 20セット)	105千円
収入向上事業費(灌漑ポンプ:2基) (43,650円 * 2基)	87千円
収入向上事業費(井戸:2基) (13,095円 * 2基)	26千円
人件費現地スタッフ・家庭菜園講師日当(10回) (872円 * 10回)	9千円
人件費現地スタッフ・牛の飼育講師日当(10回) (872円 * 10回)	9千円
人件費現地スタッフ・貯蓄組合講師日当(10回) (872円 * 10回)	9千円
農業研修参加者交通費(200人) (349円 * 200人)	70千円
日本人調整員日当・滞在費(1人 * 12か月) (160,050円 * 1人 * 12月)	1,921千円
日本人農業指導員日当・滞在費(1人 * 12か月) (155,200円 * 1人 * 12月)	1,862千円
人件費現地スタッフ・調整員雇用費(1人 * 12か月) (21,825円 * 1人 * 12月)	262千円
人件費現地スタッフ・研修トレーナー雇用費(1人 * 12か月) (21,825円 * 1人 * 12月)	262千円
人件費現地スタッフ・収入向上担当者雇用費(1人 * 12か月) (21,825円 * 1人 * 12月)	262千円
現地事務所賃借費・光熱費含む(12か月) (29,100円 * 12月)	349千円

日本人スタッフ航空運賃(タイーカンボジア:1人×6回) (38,800円×1人×6回)	233千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーカンボジア:1人×3回) (170,720円×1人×3回)	512千円
日本人スタッフ・代表日当(1人×20日) (1,940円×1人×20日)	39千円
日本人スタッフ・東京事務局長日当(1人×8日) (1,940円×1人×8日)	16千円
日本人スタッフ日当(1人×6日) (1,940円×1人×6日)	12千円
日本人スタッフ現地交通費(空港⇄事務所:8回) (1,920円×8回)	15千円
日本人スタッフ滞在費(44人日) (2,910円×44人日)	128千円
日本人スタッフ現地交通費(車輛借上費:30日) (17,460円×30日)	524千円
現地スタッフ交通費(バス:20往復) (2,619円×20往復)	52千円
現地スタッフ交通費(ガソリン・市内交通費:12か月) (16,325円×12月)	196千円
研修参加者現地交通費(生徒・先生:416人) (349円×416人)	145千円
研修参加者現地交通費(村長・コミュニケーション長:120人) (480円×120人)	58千円
人件費現地スタッフ・通訳雇用費(35日) (2,910円×35日)	102千円
研修参加費(茶菓子代含む:440人) (49円×440人)	22千円
研修会場費(39日) (523円×39日)	20千円
研修教材作成費(320人) (174円×320人)	56千円
学校整備費(トイレ:2基) (86,427円×2基)	173千円
学校整備費(井戸:2基) (12,222円×2基)	24千円
通学補助費(米:50人) (6,285円×50人)	314千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

社会福祉法人 国際視覚障害者援護協会

配分総額 1,627 千円

○ 視覚障がい者の自立のためのマッサージ技術の指導 [インドネシア]

[項目]

現地交通費(4人) (8,100円 * 4人)	32千円
日本人専門家航空運賃(日本ーインドネシア:6人 * 1回) (145,000円 * 6人 * 1回)	870千円
日本人専門家滞在費(6人 * 10日) (2,910円 * 6人 * 10日)	175千円
日本人専門家滞在費(4人 * 10日) (2,910円 * 4人 * 10日)	116千円
セミナー開催費(講師・受講生白衣:24人分) (4,320円 * 24人分)	104千円
セミナー開催費(受講生参加費:20人 * 10日) (291円 * 20人 * 10日)	58千円
セミナー開催費(会場賃借料:10日) (4,050円 * 10日)	41千円
セミナー開催費(点字教材制作費等:24人分) (7,200円 * 24人分)	173千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(2人 * 10日) (2,910円 * 2人 * 10日)	58千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 国際市民ネットワーク

配分総額 8,879 千円

○ 地域住民に対する職業訓練及び民族宥和プロジェクトの実施 [コソボ]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーコソボ:2人×1回) (280,000円×2人×1回)	560千円
日本人専門家現地交通費(2人) (27,000円×2人)	54千円
日本人専門家日当・滞在費(4人月) (165,000円×4人月)	660千円
ワークショップ合宿費(参加費施設借用・宿泊・食費含む:200人×7日) (3,600円×200人×7日)	5,040千円
現地交通費(運転手含む:10往復) (144,000円×10往復)	1,440千円
現地事務所賃借費(3か月) (30,000円×3月)	90千円
職業訓練用物資購入費(職業訓練業務用マウンテンバイク:25台) (32,670円×25台)	817千円
訓練用資材費(修理用工具一式) (92,160円×1式)	92千円
訓練用資材費(自転車用空気入れ:3台) (5,400円×3台)	16千円
訓練用資材費(メンテナンス台:2台) (18,000円×2台)	36千円
ワークショップ運動用具及び教科書購入費 (73,800円×1式)	74千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 子供地球基金

配分総額 10,801 千円

- 戦争被災地域における児童・青少年に対する生活、教育向上、民族差別意識の除去のための教育活動施設の整備と運営支援 [クロアチア]

[項目]

施設建設費一式 (5,580,000円 * 1式)	5,580千円
活動資材費(活動資材・画材:11か月) (27,900円 * 11月)	307千円
活動資材費(施設内家具購入費一式) (418,500円 * 1式)	419千円
活動資材費(教科書・書籍類:年間) (153,450円 * 1セット)	153千円
施設運営維持費(冬季のみ暖房、電気ガス光熱費・水道代:7か月分) (1,213,650円 * 1式)	1,214千円
人件費現地スタッフ・事業管理マネージャー雇用費(1人 * 12か月) (22,500円 * 1人 * 12月)	270千円
人件費現地スタッフ・管理マネージャー補佐雇用費(1人 * 12か月) (22,500円 * 1人 * 12月)	270千円
人件費現地スタッフ・指導員リーダー雇用費(2人 * 12か月) (22,500円 * 2人 * 12月)	540千円
人件費現地スタッフ・指導員雇用費(2人 * 12か月) (22,500円 * 2人 * 12月)	540千円
人件費現地スタッフ・外部指導員雇用費(2人 * 12か月) (7,100円 * 2人 * 12月)	170千円
人件費現地スタッフ・会計担当雇用費(1人 * 12か月) (15,000円 * 1人 * 12月)	180千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ークロアチア:4人 * 1回) (250,000円 * 4人 * 1回)	1,000千円
日本人スタッフ現地交通費(ガソリン代) (18,000円 * 1式)	18千円
日本人スタッフ日当・滞在費(4人 * 7日) (5,000円 * 4人 * 7日)	140千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



社会福祉法人 至愛協会

配分総額 4,848 千円

○ 偏った教育を受けた子どもたちに対する基本的な人権等の教育の実施 [スリランカ]  
[項目]

子どもたちのキャンプ開催費(参加費宿泊費含む:600人) (3,780円 * 600人)	2,268千円
子どもたちのキャンプ開催費(食器代:100人分) (225円 * 100人分)	23千円
子どもたちのキャンプ開催費(洗面用具一式:600人分) (450円 * 600人分)	270千円
子どもたちのキャンプ開催費(寝具:100セット) (450円 * 100セット)	45千円
子どもたちのキャンプ開催費(衣服代:600人分) (360円 * 600人分)	216千円
現地交通費(バス借上費:12台) (36,000円 * 12台)	432千円
キャンプ開催同行スタッフ経費(現地スタッフ参加費宿泊費含む:120人日) (3,780円 * 120人日)	454千円
キャンプ開催同行スタッフ経費(食器代:20人分) (225円 * 20人分)	5千円
キャンプ開催同行スタッフ経費(洗面用具一式:120人分) (450円 * 120人分)	54千円
キャンプ開催同行スタッフ経費(寝具:20セット) (450円 * 20セット)	9千円
教材費(600人分) (45円 * 600人分)	27千円
教材費(動物園入園料等:600人) (225円 * 600人)	135千円
人件費現地スタッフ雇用費(1人 * 12か月) (15,000円 * 1人 * 12月)	180千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-スリランカ:5回) (125,000円 * 5回)	625千円
日本人スタッフ滞在費(35人日) (3,000円 * 35人日)	105千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 シェア＝国際保健協力市民の会

配分総額 1,548 千円

○ 地域住民のための保健センターの施設改善、配電・配水システムの整備 [カンボジア]

[項目]

配電・配水システム建設費(バライ保健センター分:1棟) (777,843円 * 1棟)	778千円
配電・配水システム建設費(リアパイ保健センター分:1棟) (769,680円 * 1棟)	770千円

特定非営利活動法人 ジェン(JEN)

配分総額 5,414 千円

---

○ 住民のための衛生施設(トイレ)の設置と衛生教育 [スリランカ]

[項目]

トイレ建設費(50基) (74,400円 * 50基)	3,720千円
日本人スタッフ・事業責任者日当・滞在費(15日) (6,000円 * 15日)	90千円
人件費現地スタッフ・フィールド・コーディネーター雇用費(1人 * 9か月) (22,500円 * 1人 * 9月)	203千円
人件費現地スタッフ・ソーシャル・ワーカー雇用費(9か月) (22,500円 * 9月)	203千円
人件費現地スタッフ・エンジニア雇用費(7か月) (22,500円 * 7月)	158千円
人件費現地スタッフ・衛生教育講師雇用費(1か月) (21,000円 * 1月)	21千円
車両借上費(燃料、運転手人件費込み:9か月) (83,222円 * 9月)	749千円
現地事務所賃借費(光熱費含む・事務用品除く:9か月) (30,000円 * 9月)	270千円

特定非営利活動法人 ジャパン バングラデシュ ファンデーション

配分総額 17,348 千円

○ 養殖技術者育成のための職業訓練所の運営、二部制学校の建設、運営及び保健衛生改善のための井戸建設 [バングラデシュ]

[項目]

井戸建設工事(地下水汲上げポンプ、給水タンク、配管設備工事一式) (5,586,000円 * 1式)	5,586千円
人件費現地スタッフ・ポンプ専門家雇用費(2人 * 12か月) (12,222円 * 2人 * 12月)	293千円
人件費現地スタッフ・現地水管理専門家雇用費(1人 * 52回) (873円 * 1人 * 52回)	45千円
バドラコミュニティスクール・学校建設工事費一式(30人作業員雇用費含む) (3,285,000円 * 1式)	3,285千円
人件費現地スタッフ・バドラコミュニティスクール教師雇用費(3人 * 4か月) (9,700円 * 3人 * 4月)	116千円
バドラコミュニティスクール・学校運営費(薬代:1,000人 * 12か月) (83円 * 1,000人 * 12月)	996千円
バドラコミュニティスクール・学校運営費(発電機:1台) (180,000円 * 1台)	180千円
バドラコミュニティスクール・学校運営費(学校運営関連経費:12か月) (2,200円 * 12月)	26千円
職業訓練用教材費(100人 * 12か月) (88円 * 100人 * 12月)	106千円
職業訓練用備品費一式(ポンプ用ガソリン含む) (1,859,000円 * 1式)	1,859千円
人件費現地スタッフ・職業訓練校専門家雇用費(2人 * 12か月) (12,348円 * 2人 * 12月)	296千円
人件費現地スタッフ・職業訓練校事務員雇用費(1人 * 12か月) (9,700円 * 1人 * 12月)	116千円
人件費現地スタッフ・職業訓練校給食員雇用費(3人 * 12か月) (7,760円 * 3人 * 12月)	279千円
現地交通費(12か月) (7,000円 * 12月)	84千円

現地事務所(光熱費:12か月) (5,250円 * 12月)	63千円
職業訓練校運営費(発電機:1台) (182,000円 * 1台)	182千円
職業訓練校運営費(応急薬:12か月) (2,166円 * 12月)	26千円
職業訓練校運営費(職業訓練校運営関連経費:12か月) (2,166円 * 12月)	26千円
アマリタundaコミュニティスクール運営費(教材費:350人 * 12か月) (87円 * 350人 * 12月)	365千円
人件費現地スタッフ・アマリタundaコミュニティスクール教師雇用費(4人 * 12か月) (9,700円 * 4人 * 12月)	466千円
人件費現地スタッフ・アマリタundaコミュニティスクールヘルスケア専門家雇用費(2人 * 12か月) (14,550円 * 2人 * 12月)	349千円
人件費現地スタッフ・アマリタundaコミュニティスクール医師(2人 * 12か月) (19,400円 * 2人 * 12月)	466千円
アマリタundaコミュニティスクール運営費(薬代:1,000人 * 12か月) (83円 * 1,000人 * 12月)	996千円
アマリタundaコミュニティスクール運営費(電気代:12か月) (2,166円 * 12月)	26千円
アマリタundaコミュニティスクール運営費(発電機:1台) (182,000円 * 1台)	182千円
アマリタundaコミュニティスクール運営費(スクール運営関連経費:12か月) (2,166円 * 12月)	26千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーバングラデシュ:6回) (133,860円 * 6回)	803千円
日本人スタッフ滞在費(6人 * 6回) (2,910円 * 6人 * 6回)	105千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会

配分総額 7,491 千円

○ 住民グループ及びコミュニティの育成のための持続的な農村開発事業 [バングラデシュ]

[項目]

人件費現地スタッフ・住民グループ育成フィールドワーカー雇用費(16人×12か月) (15,209円 * 16人 * 12月)	2,920千円
住民グループ育成(会議・印刷費:12か月) (7,083円 * 12月)	85千円
人件費住民グループ育成講師日当(20日) (700円 * 20日)	14千円
住民グループ育成研修生会議費(食費:20人×20日) (87円 * 20人 * 20日)	35千円
住民グループ育成研修生会議費(交通費:20人×20日) (60円 * 20人 * 20日)	24千円
住民グループ育成年次集会開催経費(交通費) (28,000円 * 1式)	28千円
住民グループ育成・現地交通費(通信費除く:12か月) (9,333円 * 12月)	112千円
人件費現地スタッフ・コミュニティ育成フィールドワーカー雇用費(8人×12か月) (15,209円 * 8人 * 12月)	1,460千円
コミュニティ育成(会議・印刷費:12か月) (3,583円 * 12月)	43千円
人件費コミュニティ育成講師日当(10日) (776円 * 10日)	8千円
コミュニティ育成研修生会議費(食費:20人×10日) (87円 * 20人 * 10日)	17千円
コミュニティ育成研修生会議費(交通費:20人×10日) (60円 * 20人 * 10日)	12千円
コミュニティ育成・現地交通費(通信費除く:12か月) (4,666円 * 12月)	56千円
人件費現地スタッフ・識字学級教師雇用費(5人×6か月) (2,172円 * 5人 * 6月)	65千円
コミュニティ育成・識字学級教室運営経費(壁・床マット、黒板) (47,000円 * 1式)	47千円

コミュニティ育成・識字学級(教材費一式)	
(31,000円 * 1式)	31千円
コミュニティ育成・障がい者支援キャンペーン等実施経費(交通費:80人 * 1日)	
(700円 * 80人 * 1日)	56千円
人件費コミュニティ育成・障がい者支援技術研講師日当(10日)	
(873円 * 10日)	9千円
コミュニティ育成・障がい者支援技術研修費(食費:10日)	
(873円 * 10日)	9千円
コミュニティ育成・障がい者支援技術研修費(交通費:10人 * 10日)	
(100円 * 10人 * 10日)	10千円
コミュニティ育成・障がい者支援(理学療法費一式)	
(56,000円 * 1式)	56千円
人件費現地スタッフ・プログラムオフィサー雇用費(1人 * 6か月)	
(21,825円 * 1人 * 6月)	131千円
人件費現地スタッフ・アドミニストレーター雇用費(1人 * 3か月)	
(21,825円 * 1人 * 3月)	65千円
人件費現地スタッフ・会計担当者雇用費(2人 * 3か月)	
(14,550円 * 2人 * 3月)	87千円
人件費現地スタッフ・ダッカ事務所ドライバー雇用費(1人 * 3か月)	
(14,550円 * 1人 * 3月)	44千円
現地ダッカ事務所賃借費(光熱費含む:3か月)	
(29,100円 * 3月)	87千円
シャプラニール管理費交通費(3か月)	
(83,666円 * 3月)	251千円
シャプラニール管理費車両修繕費(3か月)	
(35,000円 * 3月)	105千円
シャプラニール管理費スタッフ研修(研修受講料:3人)	
(28,000円 * 3人)	84千円
日本人スタッフ日当(3人 * 7日)	
(2,910円 * 3人 * 7日)	61千円
日本人スタッフ滞在費(3人 * 6日)	
(2,910円 * 3人 * 6日)	52千円
日本人駐在員滞在費(2人 * 3か月)	
(87,300円 * 2人 * 3月)	524千円
日本人駐在員日当(2人 * 3か月)	
(72,750円 * 2人 * 3月)	437千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーバングラデシュ:3人 * 1回)	
(155,200円 * 3人 * 1回)	466千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

社団法人 シャンティ国際ボランティア会

配分総額 13,250 千円

---

○ 小学校の教室不足を解決するための校舎建設 [ラオス]

(配分額 6,638 千円)

[項目]

学校建設費一式

(4,571,000円 \* 1式) 4,571千円

日本人スタッフ日当・滞在費(1人 \* 12か月)

(160,050円 \* 1人 \* 12月) 1,921千円

日本人スタッフ航空運賃(日本ーラオス:1人 \* 1回)

(145,500円 \* 1人 \* 1回) 146千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 難民キャンプの教育環境改善のための図書館活動の実施 [タイ]

(配分額 6,612 千円)

[項目]

日本人スタッフ調整員日当・滞在費(1人 \* 12か月)

(139,680円 \* 1人 \* 12月) 1,676千円

日本人スタッフ調整員航空運賃(日本ータイ:1人 \* 1回)

(97,000円 \* 1人 \* 1回) 97千円

人件費現地専門家スタッフ・雇用費(2人 \* 12か月)

(21,825円 \* 2人 \* 12月) 524千円

人件費現地スタッフ・雇用費(8人 \* 12か月)

(14,550円 \* 8人 \* 12月) 1,397千円

現地事務所賃借費(光熱費含む:2か所 \* 12か月)

(20,400円 \* 2か所 \* 12月) 490千円

人件費現地スタッフ・図書館員雇用費(35人 \* 12か月)

(2,037円 \* 35人 \* 12月) 856千円

図書館運営・活動費(青少年ボランティア活動費:4か所)

(26,000円 \* 4か所) 104千円



図書館運営・活動費(図書館行事開催費:4か所) (47,750円 * 4か所)	191千円
図書館運営・活動費(移動図書館活動費:4か所) (3,250円 * 4か所)	13千円
図書館運営・活動費(母親層への読書推進活動費:12か所) (3,083円 * 12か所)	37千円
図書館運営・活動費(図書館消耗品:12か所) (25,750円 * 12か所)	309千円
図書館運営・活動費(モニタリング車両燃料費:12か月) (44,083円 * 12月)	529千円
図書館員研修費(4か所) (18,469円 * 4か所)	74千円
人件費現地スタッフ・楽器講師日当(32人) (8,155円 * 32人)	261千円
伝統文化活動費(図書館行事開催費:4か所) (13,500円 * 4か所)	54千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

## スランガニ基金

配分総額 10,558 千円

---

○ 子どもの栄養、健康状態の向上のための給食プログラムの実施及び家庭の台所衛生環境の改善 [スリランカ]

(配分額 5,640 千円)

[項目]

給食棟・建設費(建物:1棟) (1,573,000円 * 1棟)	1,573千円
給食棟・設備費(シンクなど一式) (1,310,000円 * 1式)	1,310千円
厨房機器(冷蔵庫:1台) (75,000円 * 1台)	75千円
厨房機器(ガス調理設備:1セット) (244,000円 * 1セット)	244千円
厨房機器(ラック:5台) (6,600円 * 5台)	33千円
厨房機器(調理器具・水フィルター:1揃) (72,000円 * 1揃)	72千円
食堂備品(いす:20脚) (3,500円 * 20脚)	70千円
食堂備品(テーブル:5台) (9,600円 * 5台)	48千円
食堂備品(食器類:20人分) (450円 * 20人分)	9千円
人件費現地スタッフ・事業リーダー雇用費(1人 * 12か月) (21,825円 * 1人 * 12月)	262千円
人件費現地スタッフ・管理人雇用費(1人 * 12か月) (19,400円 * 1人 * 12月)	233千円
人件費現地スタッフ・助手雇用費(1人 * 12か月) (6,790円 * 1人 * 12月)	81千円
人件費現地スタッフ・ドライバー雇用費(1人 * 12か月) (14,550円 * 1人 * 12月)	175千円
日本人スタッフ・マネージャー日当・滞在費(1人 * 150日) (5,820円 * 150日)	873千円

日本人専門家日当・滞在費(1人×60日)	
(5,820円×1人×60日)	349千円
日本人専門家航空運賃(日本ースリランカ:1人×1回)	
(160,050円×1人×1回)	160千円
現地交通費(燃料代:12か月)	
(6,111円×12月)	73千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

○ プレスクールの衛生環境整備と保健衛生のための講習会実施 [スリランカ]

(配分額 4,918 千円)

[項目]

トイレ設備調達及び工事費(資材購入・工事費:60校)	
(34,900円×60校)	2,094千円
人件費現地スタッフ・事業リーダー雇用費(1人×12か月)	
(21,825円×1人×12月)	262千円
人件費現地スタッフ・事業補佐雇用費(2人×12か月)	
(21,825円×2人×12月)	524千円
人件費現地スタッフ・講師日当(20回)	
(873円×20回)	17千円
研修会開催費(会場費:2地区)	
(30,500円×2地区)	61千円
研修開催費(研修参加費:30人×2地区)	
(2,910円×30人×2地区)	175千円
研修会開催費(文具・教材一式×2地区)	
(22,000円×1式×2地区)	44千円
現地交通費(車両借上費:12か月)	
(69,833円×12月)	838千円
日本人スタッフ・マネージャー日当・滞在費(1人×100日)	
(5,820円×1人×100日)	582千円
日本人スタッフ・事業補佐日当・滞在費(1人×30日)	
(5,820円×1人×30日)	175千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ースリランカ:1回)	
(145,500円×1回)	146千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

配分総額 13,488 千円

○ ゲル集落の子どもの生活支援等(「地域ぐるみの子ども保護センター」の運営)及び子どもの保護体制確立のための人材育成 [モンゴル]

[項目]

ゲル集落子ども生活支援・生活指導・ライフスキル教育費(軽食、茶菓、飲料水一式) (85,000円 * 1式)	85千円
ゲル集落子ども生活支援・生活指導・ライフスキル教育費(衣類、医薬品・医療支援費: 3か所) (133,333円 * 3か所)	400千円
学習生活指導及びライフスキル教育用資料印刷・文房雑貨費(18回) (4,666円 * 18回)	84千円
現地交通費(3か所 * 12か月) (9,277円 * 3か所 * 12月)	334千円
人件費現地スタッフ・チームリーダー雇用費(1人 * 3か所 * 12か月) (21,825円 * 1人 * 3か所 * 12月)	786千円
人件費現地スタッフ・ソーシャルワーカー雇用費(1人 * 3か所 * 12か月) (21,825円 * 1人 * 3か所 * 12月)	786千円
人件費現地スタッフ・子ども指導員雇用費(1人 * 3か所 * 12か月) (21,825円 * 1人 * 3か所 * 12月)	786千円
人件費現地スタッフ・暖房用務員兼ガード雇用費(4人 * 3か所 * 12か月) (21,825円 * 4人 * 3か所 * 12月)	3,143千円
地域ぐるみの子ども保護センター運営費(光熱費:3か所 * 12か月) (2,888円 * 3か所 * 12月)	104千円
地域ぐるみの子ども保護センター運営費(暖房費:3か所 * 2回) (46,666円 * 3か所 * 2回)	280千円
地域ぐるみの子ども保護センター運営費(文房雑貨費:3か所 * 6回) (27,444円 * 3か所 * 6回)	494千円
ハイリスクの子どものためのアウトリーチ(保護センター外)活動(実施費:3か所) (93,000円 * 3か所)	279千円
ハイリスクの子どものためのアウトリーチ活動(交通費:72人) (5,583円 * 72人)	402千円

住民参加型啓発活動(啓発ツール開発・印刷費:2回)	
(74,500円 * 2回)	149千円
住民参加型啓発活動費(企画・実施費:18回)	
(13,944円 * 18回)	251千円
人件費現地スタッフ・ソーシャルワーカー指導員日当(7回)	
(872円 * 7回)	6千円
ソーシャルワーカー研修費(地元ソーシャルワーク指導員巡回交通費:7回)	
(1,000円 * 7回)	7千円
人件費現地スタッフ・ソーシャルワーク学科教諭日当(27回)	
(872円 * 27回)	24千円
ソーシャルワーカー研修費(ソーシャルワーク学科教諭交通費:27回)	
(518円 * 27回)	14千円
子ども保護専門チーム照会機能強化と研修の現地専門家雇用費(12か月)	
(21,825円 * 12月)	262千円
子ども保護専門チーム照会機能強化と研修の照会活動実施費・交通費、社会福祉サービス料など(3か所 * 12か月)	
(4,666円 * 3か所 * 12月)	168千円
人件費現地スタッフ・研修講師日当(15回)	
(872円 * 15回)	13千円
子ども保護専門チーム照会機能強化と研修の研修資料作成費(18回)	
(4,666円 * 18回)	84千円
人件費現地スタッフ・基準・手引き書作成アドバイザー雇用費(1人 * 8か月)	
(21,825円 * 1人 * 8月)	175千円
代替ケア導入のための基準・手引き書の作成及び周知活動の専門家雇用費(12か月)	
(21,825円 * 12月)	262千円
代替ケア導入のための基準・手引き書の作成及び周知活動のアドバイザー・事業スタッフ・ドルノド県・現地交通費(2回)	
(74,500円 * 2回)	149千円
代替ケア導入のための基準・手引き書の作成及び周知活動の資料翻訳費(1回)	
(80,000円 * 1回)	80千円
代替ケア導入のための基準・手引き書の作成及び周知活動のタスクチームミーティング費(5回)	
(19,000円 * 5回)	95千円
代替ケア導入のための基準・手引き書の作成及び周知活動の基準・手引き書出版印刷費(1回)	
(66,000円 * 1回)	66千円
代替ケア導入のための基準・手引き書の作成及び周知活動の普及ワークショップ会場費(2回)	
(28,500円 * 2回)	57千円

代替ケア導入のための基準・手引き書の作成及び周知活動のテレビ番組作成費(1回) (140,000円 * 1回)	140千円
代替ケア導入のための基準・手引き書の作成及び周知活動のテレビ番組放映費(4回) (162,000円 * 4回)	648千円
地域ぐるみの子ども保護センター資機材費(ラップトップコンピューター購入費:1台) (214,000円 * 1台)	214千円
地域ぐるみの子ども保護センター資機材費(プロジェクター購入費:1台) (168,000円 * 1台)	168千円
地域ぐるみの子ども保護センター資機材費(机・いす購入費一式) (196,000円 * 1式)	196千円
事業進捗モニタリング(車両燃料費:12回) (1,916円 * 12回)	23千円
事業進捗モニタリング(ドルノド出張国内航空運賃:4回) (74,250円 * 4回)	297千円
事業進捗モニタリング(ドルノド出張宿泊費:4回) (2,910円 * 4回)	12千円
人件費現地スタッフ・プロジェクト・コーディネーター雇用費(12か月) (21,825円 * 12月)	262千円
人件費現地スタッフ・プロジェクト・アシスタント雇用費(12か月) (14,550円 * 12月)	175千円
人件費現地スタッフ・事業経理スタッフ雇用費(12か月) (14,550円 * 12月)	175千円
日本人スタッフ日当・滞在費(1人 * 12か月) (99,000円 * 1人 * 12月)	1,188千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーモンゴル:2回) (82,450円 * 2回)	165千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 地球の友と歩む会

配分総額 8,512 千円

○ 農民のための給水、灌漑施設建設、農業技術の指導 [インドネシア]

[項目]

人件費現地スタッフ・プログラム・コーディネーター雇用費(1人×12か月) (14,550円 * 1人 * 12月)	175千円
現地スタッフ・プログラム・オフィサー雇用費(1人×120日) (873円 * 1人 * 120日)	105千円
日本人専門家航空運賃(日本ーインドネシア:4回) (126,000円 * 4回)	504千円
現地人スタッフ・地域オルガナイザー雇用費(5人×12か月) (9,700円 * 5人 * 12月)	582千円
現地人スタッフ・農業指導員雇用費(5人×12か月) (11,640円 * 5人 * 12月)	698千円
給水、灌漑施設建設(各種建設資材代一式) (5,670,000円 * 1式)	5,670千円
農民グループ研修関連費(10回) (4,300円 * 10回)	43千円
農業研修関連費(10回) (17,500円 * 10回)	175千円
日本人スタッフ現地交通費(4回) (44,000円 * 4回)	176千円
日本人スタッフ滞在費(60日) (2,910円 * 60日)	175千円
現地交通費・プログラムオフィサー(現地航空運賃:4回) (52,250円 * 4回)	209千円

特定非営利活動法人 難民を助ける会

配分総額 12,857 千円

○ 地域住民のための簡易診療所の運営支援及び保健医療サービス提供者の育成 [スーダン]

(配分額 6,107 千円)

[項目]

研修関連費(教材作成費一式) (210,000円 * 1式)	210千円
研修関連費(文房具費一式) (279,000円 * 1式)	279千円
研修関連費(僻地研修時キャンプ用備品一式) (70,000円 * 1式)	70千円
研修関連費(参加費:840人日) (291円 * 840人日)	244千円
人件費現地スタッフ雇用費(2人 * 12か月) (21,850円 * 2人 * 12月)	524千円
現地専門家雇用費(研修ファシリテーター雇用費:28日 * 4回) (872円 * 28日 * 4回)	98千円
日本人専門家航空運賃(日本-スーダン:2回) (388,000円 * 2回)	776千円
日本人専門家日当(20日 * 2回) (2,910円 * 20日 * 2回)	116千円
日本人専門家滞在費(20日 * 2回) (2,425円 * 20日 * 2回)	97千円
評価報告書作成費用(2回) (17,500円 * 2回)	35千円
PHCU(簡易診療所)運営サポート関連費(医薬品・伝統的産婆キット搬送費一式) (698,000円 * 1式)	698千円
PHCU運営サポート関連費(燃料費含む車両借上費:12か月) (87,416円 * 12月)	1,049千円
PHCU運営サポート関連費(車両保険:1台) (388,000円 * 1台)	388千円
人件費現地スタッフ・運転手雇用費(1人 * 12か月) (14,550円 * 1人 * 12月)	175千円



日本人駐在員航空運賃(日本ースーダン:1回)	
(388,000円 * 1回)	388千円
日本人駐在員日当・滞在費(12か月)	
(80,025円 * 12月)	960千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

○ 障がい者のための職業訓練校の運営及び就職支援活動の実施 [ミャンマー]

(配分額 6,750 千円)

[項目]

訓練校運営現地スタッフ等交通費(フォローアップ・モニタリング:3回)	
(56,666円 * 3回)	170千円
訓練校運営費(燃料含む車両借上費:12か月)	
(74,166円 * 12月)	890千円
訓練校運営費(文房具等事務経費一式)	
(118,000円 * 1式)	118千円
訓練校運営訓練生募集広告費(3回)	
(8,666円 * 3回)	26千円
人件費現地スタッフ雇用費(14人 * 12か月)	
(15,243円 * 14人 * 12月)	2,561千円
訓練校運営イベント費(3回)	
(30,666円 * 3回)	92千円
訓練校運営寮給食関係費(食費・調理器具等:12か月)	
(104,750円 * 12月)	1,257千円
訓練校運営費(寮機材費・訓練生日用品、資機材一式)	
(157,000円 * 1式)	157千円
訓練校運営費(教室、機材、寮・修理費一式)	
(67,000円 * 1式)	67千円
訓練校運営医療費(健康診断・医療費・薬等:12か月)	
(10,500円 * 12月)	126千円
コース資機材費(洋裁コース教材費:12か月)	
(14,000円 * 12月)	168千円
コース資機材費(理容コース教材費:12か月)	
(15,750円 * 12月)	189千円
コース資機材費(洋裁モデルショップ資機材費:12か月)	
(3,500円 * 12月)	42千円
日本人専門家航空運賃(日本ーミャンマー:2回)	
(135,800円 * 2回)	272千円

日本人専門家日当(14日)	
(2,910円 * 14日)	41千円
日本人専門家滞在費(12日)	
(2,910円 * 12日)	35千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーミャンマー:3回)	
(135,800円 * 3回)	407千円
日本人スタッフ日当(21日)	
(1,940円 * 21日)	41千円
日本人スタッフ滞在費(17日)	
(2,910円 * 17日)	49千円
自助組織支援費(研修・イベント等:12か月)	
(3,500円 * 12月)	42千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

日・タイ親善交流グループ

配分総額 2,515 千円

○ 老朽化した学校(幼稚園、小中学校)校舎の建替え及びトイレ棟の建設 [タイ]

[項目]

教室建設費(資材・労務費一式)	
(1,800,000円 * 1式)	1,800千円
トイレ棟建設費(資材・労務費一式)	
(150,000円 * 1式)	150千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ータイ:2人 * 2回)	
(95,000円 * 2人 * 2回)	380千円
日本人スタッフ滞在費(7日 * 2回)	
(3,000円 * 7日 * 2回)	42千円
人件費現地スタッフ・通訳雇用費(7日 * 2回)	
(3,000円 * 7日 * 2回)	42千円
車両借上費(7日 * 2回)	
(7,214円 * 7日 * 2回)	101千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 日本カンボジア友好協会

配分総額 7,649 千円

---

○ 熱帯性熱病予防のための巡回指導及び特殊蚊帳、医薬品の配布 [カンボジア]

[項目]

医薬品費一式 (4,772,000円 * 1式)	4,772千円
医薬品運送費(2回) (43,500円 * 2回)	87千円
特殊蚊帳購入費一式 (1,964,000円 * 1式)	1,964千円
蚊帳運送費(10日) (13,100円 * 10日)	131千円
車両借上費(4か月) (65,500円 * 4月)	262千円
人件費現地スタッフ雇用費(5人 * 12か月) (2,425円 * 5人 * 12月)	146千円
現地事務所賃借費(プノンペン、通信費を除く:12か月) (9,700円 * 12月)	116千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーカンボジア:1人) (170,720円 * 1人)	171千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

社会福祉法人 日本国際社会事業団

配分総額 5,359 千円

○ 貧困家庭の子どものための識字教育及び母親への自立訓練(給食)の実施 [カンボジア]

[項目]

日本人スタッフ航空運賃(日本ーカンボジア:1往復)	
(126,100円 * 1往復)	126千円
日本人スタッフ滞在費・日当(12か月)	
(87,300円 * 12月)	1,048千円
人件費現地スタッフ雇用費(3人 * 12か月)	
(19,400円 * 3人 * 12月)	698千円
教材費(食材:300日)	
(3,923円 * 300日)	1,177千円
教材費(文具:12か月)	
(3,916円 * 12月)	47千円
教材費(教科書含む本:12か月)	
(8,666円 * 12月)	104千円
教材費(紙芝居作成:10冊)	
(8,700円 * 10冊)	87千円
教室賃料(12か月)	
(31,333円 * 12月)	376千円
教室賃料(教室運営費:12か月)	
(4,333円 * 12月)	52千円
日本人専門家航空運賃(日本ーカンボジア:2人 * 4往復)	
(116,400円 * 2人 * 4往復)	931千円
日本人専門家滞在費(2人 * 14日 * 4回)	
(2,910円 * 2人 * 14日 * 4回)	326千円
日本人専門家日当(2人 * 14日 * 4回)	
(1,843円 * 2人 * 14日 * 4回)	206千円
日本人専門家日当(2人 * 半日 * 4回)	
(873円 * 2人 * 4回)	7千円
日本人専門家現地交通費(10日 * 4回)	
(4,350円 * 10日 * 4回)	174千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター

配分総額 18,183 千円

○ 地域住民の健康保持・増進・健康意識高揚のための巡回保健指導・健康診断実施  
[パレスチナ]

(配分額 6,166 千円)

[項目]

日本人スタッフ日当・滞在費(2人×11か月) (155,200円×2人×11月)	3,414千円
日本人専門家日当・滞在費(15日×2回) (5,173円×15日×2回)	155千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーパレスチナ:2人×1回) (271,600円×2人×1回)	543千円
日本人専門家航空運賃(日本ーパレスチナ:2回) (194,000円×2回)	388千円
人件費現地スタッフ・医師雇用費(1人×12か月) (21,825円×1人×12月)	262千円
人件費現地スタッフ・保健指導員雇用費(2人×12か月) (21,825円×2人×12月)	524千円
人件費現地スタッフ・保健指導責任者雇用費(1人×12か月) (4,850円×1人×12月)	58千円
人件費現地スタッフ・パート医師雇用費(1人×12か月) (21,825円×1人×12月)	262千円
現地事務所賃借費(12か月) (29,100円×12月)	349千円
現地交通費(12か月) (17,600円×12月)	211千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 学校の生徒と農民対象の環境教育及び学校教員向け環境教育ファシリテーター養成講座の実施 [カンボジア]

(配分額 6,319 千円)

[項目]

日本人専門家日当・滞在費(2人×11か月) (155,200円×2人×11月)	3,414千円
日本人スタッフ日当・滞在費(1人×1か月) (155,200円×1人×1月)	155千円
日本人専門家航空運賃(日本ーカンボジア:2人×1回) (155,200円×2人×1回)	310千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーカンボジア:1人×2回) (145,500円×1人×2回)	291千円
現地事務所賃借費(12か月) (29,100円×12月)	349千円
人件費現地スタッフ・環境教育担当者雇用費(12か月) (21,825円×12月)	262千円
人件費現地スタッフ・環境教育アシスタント雇用費(2人×12か月) (14,550円×2人×12月)	349千円
人件費現地スタッフ・司書担当者雇用費(12か月) (21,825円×12月)	262千円
人件費現地スタッフ・図書アシスタント(2人×12か月) (14,550円×2人×12月)	349千円
現地交通費(車両燃料費:12か月) (26,250円×12月)	315千円
現地交通費(車両整備費:12か月) (11,000円×12月)	132千円
研修関係費(教材費:12か月) (10,916円×12月)	131千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 帰還民(難民から戻った人)及び住民に対する自動車整備技術研修及び労働安全衛生指導  
[スーダン]

(配分額 5,698 千円)

[項目]

日本人スタッフ日当・滞在費(1人×11か月) (155,200円×11月)	1,707千円
日本人スタッフ日当・滞在費(1人×1か月) (155,200円×1月)	155千円
研修関係費(教材用品:11か月) (8,454円×11月)	93千円
研修関係費(飲料水:11か月) (7,130円×11月)	78千円
人件費現地スタッフ・研修補助雇用費(10人×11か月) (10,185円×10人×11月)	1,120千円
人件費現地スタッフ・指導員雇用費(2人×12か月) (21,825円×2人×12月)	524千円
研修関係費(研修用消耗品:11か月) (9,545円×11月)	105千円
研修関係費(発電機用燃料費:12か月) (34,916円×12月)	419千円
研修関係費(工場消耗品:11か月) (970円×11月)	11千円
現地事務所賃借費(12か月) (29,100円×12月)	349千円
車両燃料費(12か月) (34,916円×12月)	419千円
現地人スタッフ(事務所警備員費:12か月) (7,275円×12月)	87千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ースーダン:1人×1回) (339,500円×1人×1回)	340千円
日本人専門家航空運賃(日本ースーダン:1人×1回) (291,000円×1人×1回)	291千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



配分総額 2,383 千円

---

○ 農民のための沙漠化した農地の整備 [中国]

[項目]

物資・資機材の調達(羊購入費:80頭) (8,375円 * 80頭)	670千円
物資・資機材の調達(植樹用ポプラ苗:5,000本) (35円 * 5,000本)	175千円
物資・資機材の調達(植樹用砂柳苗代:30,000本) (336,000円 * 1式)	336千円
物資・資機材の調達(牧草種子) (1,400円 * 100kg)	140千円
砂防止植林費(ブルドーザー整地費:5ヘクタール) (35,000円 * 5ヘクタール)	175千円
砂防止植林費(ポプラ植樹請負費:5,000本) (21円 * 5,000本)	105千円
砂防止植林費(砂柳植樹請負費一式) (209,000円 * 1式)	209千円
人件費現地スタッフ・金網設置者日当(6人 * 4日) (291円 * 6人 * 4日)	7千円
人件費現地スタッフ・活動地ブルドーザー整地担当者日当(6人 * 5回) (291円 * 6人 * 5回)	9千円
人件費現地スタッフ・防護林管理者雇用費(4人 * 12か月) (3,104円 * 4人 * 12月)	149千円
家畜小屋建築費(羊小屋建築牧草倉庫を含む一式) (42,000円 * 1式)	42千円
日本人専門家航空運賃(日本ー中国:1回) (125,130円 * 1回)	125千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ー中国:1回) (125,130円 * 1回)	125千円
日本人専門家日当・滞在費(23人日) (2,910円 * 23人日)	67千円
現地交通費(3回) (7,000円 * 3回)	21千円

現地交通費(高速料金等)

(27,936円 \* 1式)

28千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

財団法人 日本消防設備安全センター

配分総額 7,059 千円

○ 自主消防力強化のための初期消火技術、応急救護技術及び火災予防の指導 [ベトナム]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本-ベトナム:4人) (159,000円 * 4人)	636千円
日本人専門家滞在費(4人 * 16日) (3,000円 * 4人 * 16日)	192千円
日本人専門家日当(4人 * 14日) (3,000円 * 4人 * 14日)	168千円
日本人専門家(現地交通費:17日) (9,529円 * 17日)	162千円
日本人専門家航空運賃(日本-ベトナム:2人) (159,000円 * 2人)	318千円
日本人専門家滞在費(2人 * 6日) (3,000円 * 2人 * 6日)	36千円
日本人専門家日当(2人 * 4日) (3,000円 * 2人 * 4日)	24千円
日本人専門家(現地交通費:7日) (9,571円 * 7日)	67千円
機材費(可搬ポンプ等消化機材一式) (2,273,000円 * 1式)	2,273千円
機材費(救助破壊機材一式) (565,000円 * 1式)	565千円
機材費(照明機材一式) (431,000円 * 1式)	431千円
機材費(防火服セット:20セット) (21,450円 * 20セット)	429千円
機材費(救急機材一式) (183,000円 * 1式)	183千円
機材費(初期消火訓練機材一式) (161,000円 * 1式)	161千円

機材費(収納機材一式)	
(378,000円 * 1式)	378千円
人件費現地スタッフ・通訳A日当(14日)	
(3,000円 * 14日)	42千円
人件費現地スタッフ・通訳B日当(14日)	
(3,000円 * 14日)	42千円
人件費現地スタッフ・通訳C日当(14日)	
(3,000円 * 14日)	42千円
人件費現地スタッフ・作業員A日当(14日)	
(300円 * 14日)	4千円
人件費現地スタッフ・作業員B日当(14日)	
(300円 * 14日)	4千円
人件費現地スタッフ・通訳A2日当(4日)	
(3,000円 * 4日)	12千円
人件費現地スタッフ・通訳B2日当(4日)	
(3,000円 * 4日)	12千円
人件費現地スタッフ・作業員2日当(4日)	
(300円 * 4日)	1千円
人件費現地スタッフ・連絡調整員日当(12回)	
(900円 * 12回)	11千円
テキスト作成費(翻訳、編集:80部)	
(9,262円 * 80部)	741千円
テキスト製本(60部)	
(2,083円 * 60部)	125千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

日本・バングラデシュ文化交流会

配分総額 16,909 千円

○ 女性の経済的自立と社会参加のための職業訓練の実施 [バングラデシュ]

[項目]

人件費現地スタッフ雇用費(5人×12か月) (21,825円×5人×12月)	1,310千円
人件費現地スタッフ雇用費(15人×12か月) (19,400円×15人×12月)	3,492千円
備品費(大型オーブン:1台) (1,397,000円×1台)	1,397千円
備品費(大型冷蔵庫:1台) (140,000円×1台)	140千円
備品費(アイスクリーム製造機:1台) (1,048,000円×1台)	1,048千円
備品費(パン作り用かくはん機:1台) (437,000円×1台)	437千円
備品費(豆乳パッキング機:1台) (349,000円×1台)	349千円
備品費(ステンレステーブル・シンク:1台) (314,000円×1台)	314千円
染色作業室建設費(建設用資材・人件費含む一式) (611,000円×1式)	611千円
染色作業室建設費(給排水水回りシステム一式) (262,000円×1式)	262千円
染色作業室建設費(電気配線・備品一式) (262,000円×1式)	262千円
大豆加工室建設費(建設用資材・人件費含む一式) (698,000円×1式)	698千円
大豆加工室建設費(給排水水回りシステム一式) (349,000円×1式)	349千円
大豆加工室建設費(電気配線・備品一式) (262,000円×1式)	262千円
職業訓練費(草木染研修参加費:8人×7日) (4,577円×8人×7日)	256千円

職業訓練費(一般染研修参加費:8人×7日) (4,577円×8人×7日)	256千円
職業訓練費(草木型押染研修参加費:8人×7日) (4,577円×8人×7日)	256千円
職業訓練費(一般型押染研修参加費:8人×7日) (4,577円×8人×7日)	256千円
職業訓練費(ろうけつ染(布にろうを乗せ染める技法)研修参加費:8人×7日) (4,577円×8人×7日)	256千円
職業訓練費(刺繍研修参加費:8人×7日) (4,577円×8人×7日)	256千円
職業訓練費(縫製研修参加費:8人×7日) (4,577円×8人×7日)	256千円
職業訓練費(刺繍指導材料費:30人×12か所) (1,746円×30人×12か所)	629千円
ワークショップ費(材料費:50人×12か所) (1,048円×50人×12か所)	629千円
ワークショップ費(往復交通費:12回分) (4,333円×12回)	52千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーバン格拉デシュ:3回) (122,220円×3回)	367千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーバン格拉デシュ:1回) (131,920円×1回)	132千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーバン格拉デシュ:1回) (112,520円×1回)	113千円
日本人スタッフ滞在費(30日) (2,716円×30日)	81千円
日本人スタッフ滞在費(17日) (2,716円×17日)	46千円
日本人スタッフ滞在費(60日) (2,716円×60日)	163千円
日本人スタッフ滞在費(11日) (2,716円×11日)	30千円
日本人スタッフ滞在費(14日) (2,716円×14日)	38千円
日本人スタッフ現地交通費(30日) (1,133円×30日)	34千円
日本人スタッフ現地交通費(17日) (1,117円×17日)	19千円

日本人スタッフ現地交通費(60日)	
(1,133円 * 60日)	68千円
日本人スタッフ現地交通費(11日)	
(1,090円 * 11日)	12千円
日本人スタッフ現地交通費(14日)	
(1,142円 * 14日)	16千円
日本人スタッフ日当(132人日)	
(2,910円 * 132人日)	384千円
農村巡回交通費(8人 * 20日 * 12か月)	
(524円 * 8人 * 20日 * 12月)	1,006千円
材料費一式	
(262,000円 * 1式)	262千円
発電機用燃料費(12か月)	
(8,750円 * 12月)	105千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 日本フィリピンボランティア協会

配分総額 1,612 千円

○ 農民のための農業セミナーの開催(農業技術・経営など) [フィリピン]

[項目]

現地スタッフ人件費・農業研修スタッフ雇用費(12か月) (21,825円 * 12月)	262千円
現地スタッフ人件費・農業研修補助員雇用費(2人 * 12か月) (14,550円 * 2人 * 12月)	349千円
人件費現地スタッフ・研修講師日当(3回 * 4期) (873円 * 3回 * 4期)	10千円
研修費(教材費一式) (159,000円 * 1式)	159千円
研修費:運営費(研修参加費:30人 * 3回 * 4期) (291円 * 30人 * 3回 * 4期)	105千円
現地交通費(ガソリン代:12か月) (10,416円 * 12月)	125千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーフィリピン:2人 * 2回) (106,700円 * 2人 * 2回)	427千円
日本人スタッフ日当(5日 * 12か月) (2,910円 * 5日 * 12月)	175千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



特定非営利活動法人 日本紛争予防センター

配分総額 15,338 千円

○ ケニアの国内暴動による避難民の生活復興支援(飲料水確保、住居建設) [ケニア]

[項目]

給水システム導入費(障害物撤去・草刈り費一式) (405,000円 * 1式)	405千円
給水システム導入費(給水システムに係る調査:水源・給水パイプの敷設ルートの調査) (540,000円 * 1式)	540千円
給水システム導入費(2インチ給水パイプ:2,000本) (720円 * 2,000本)	1,440千円
給水システム導入費(給水パイプ敷設費一式) (630,000円 * 1式)	630千円
給水システム導入費(貯水槽設置費:4か所) (225,000円 * 4か所)	900千円
給水システム導入費(遠心ポンプ設置費一式) (1,080,000円 * 1式)	1,080千円
給水システム導入費(遠心ポンプ保護設備設置費一式) (720,000円 * 1式)	720千円
給水システム導入費(作業員人件費含む資機材費一式) (135,000円 * 1式)	135千円
給水システム導入費(資機材輸送費一式) (765,000円 * 1式)	765千円
給水システム管理に係る研修費(研修教材作成費一式) (18,000円 * 1式)	18千円
給水システム管理に係る研修費(研修材料費:30人分) (900円 * 30人分)	27千円
給水システム管理に係る研修費(現地交通費:20日) (13,500円 * 20日)	270千円
人件費現地スタッフ:研修員日当(30人 * 5日) (300円 * 30人 * 5日)	45千円
日本人専門家日当・滞在費(14日) (6,000円 * 14日)	84千円
給水システム管理に係る研修費(現地交通費:14日)	

(1,285円 * 14日)	18千円
簡易シェルター建設(トタン屋根:5枚 * 600セット)	
(1,080円 * 5枚 * 600セット)	3,240千円
簡易シェルター建設(支柱となる木材、3メートル:10本 * 600セット)	
(225円 * 10本 * 600セット)	1,350千円
簡易シェルター建設(建設補助材:土壁維持用、各世帯60メートル:600本)	
(900円 * 600本)	540千円
簡易シェルター建設(釘:1.5キログラム * 600セット)	
(135円 * 600セット)	81千円
簡易シェルター建設(金づち:10個 * 3村)	
(1,366円 * 10個 * 3村)	41千円
簡易シェルター建設(現地交通費:21回)	
(13,523円 * 21回)	284千円
簡易シェルター建設(車両借上費:6回)	
(72,000円 * 6回)	432千円
和解促進啓発活動費(啓発用チラシ作製一式:600部)	
(93,000円 * 1式)	93千円
日本人スタッフ・プロジェクトコーディネーター日当・滞在費(1人 * 12か月)	
(110,000円 * 1人 * 12月)	1,320千円
人件費現地スタッフ・コミュニティーファシリテーター雇用費(1人 * 12か月)	
(22,500円 * 1人 * 12月)	270千円
日本人専門家航空運賃(日本ーナイロビ:1回)	
(250,000円 * 1回)	250千円
現地事務所賃借費(12か月)	
(30,000円 * 12月)	360千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 パルシック

配分総額 10,487 千円

○ 内戦被害を受けた学校に対する住民参加型修復の支援 [スリランカ]

(配分額 5,388 千円)

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ースリランカ:3人×1回) (130,950円×3人×1回)	393千円
日本人専門家滞在費(2人×13日) (2,910円×2人×13日)	76千円
日本人スタッフ・トリンコマリー事務所職員滞在費(1人×119日) (2,910円×1人×119日)	346千円
日本人専門家日当(2人×14日) (2,910円×2人×14日)	81千円
日本人スタッフ・トリンコマリー事務所職員日当(1人×120日) (1,940円×1人×120日)	233千円
現地交通費(車両借上費:12か月) (40,833円×12月)	490千円
現地交通費(ガソリン代:12か月) (1,583円×12月)	19千円
学校修復建設費(資材一式:12か所) (230,166円×1式×12か所)	2,762千円
人件費現地スタッフ・講師日当(1人×12回) (873円×1人×12回)	10千円
ワークショップ経費(文具代:12回) (13,083円×12回)	157千円
トリンコマリー事務所賃借費(12か月) (17,460円×12月)	210千円
トリンコマリー事務所警備員(1名×12か月) (7,275円×1人×12月)	87千円
現地スタッフ・プロジェクト・コーディネーター雇用費(12か月) (21,825円×12月)	262千円
現地スタッフ・建築監督雇用費(12か月)	

(21,825円 \* 12月)

262千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ コーヒー生産者の収入向上のための農業技術指導、コーヒー加工技術指導 [東ティモール]

(配分額 5,099 千円)

[項目]

日本人スタッフ航空運賃(日本-東ティモール:3人×1回) (171,690円 * 3人 * 1回)	515千円
日本人専門家・研修講師滞在費(1人×8日) (2,910円 * 1人 * 8日)	23千円
日本人スタッフ・東京事務所職員滞在費(13日) (2,910円 * 13日)	38千円
日本人スタッフ・東ティモール事務所職員滞在費(1人×239日) (2,910円 * 1人 * 239日)	695千円
日本人専門家・研修講師日当(9日) (2,910円 * 9日)	26千円
日本人スタッフ・東京事務所職員日当(14日) (2,910円 * 14日)	41千円
日本人スタッフ・東ティモール事務所職員日当(1人×240日) (1,940円 * 1人 * 240日)	466千円
日本人スタッフ現地交通費(ガソリン代:12か月) (56,083円 * 12月)	673千円
研修経費(翻訳含む資料代:1セット) (47,000円 * 1セット)	47千円
加工場建設費(建設資材一式:3か所) (493,333円 * 1式 * 3か所)	1,480千円
加工場建設費(果肉除去機:3台) (112,333円 * 3台)	337千円
ディリ・マウベシ事務所賃借費(12か月) (29,100円 * 12月)	349千円
ディリ事務所警備員(1名×12か月) (7,275円 * 1人 * 12月)	87千円
マウベシ事務所警備員(1名×12か月) (6,208円 * 1人 * 12月)	74千円
人件費現地スタッフ・コーヒー加工指導者雇用費(12か月) (15,520円 * 12月)	186千円

人件費現地スタッフ・フィールド補佐雇用費(12か月)

(5,141円 \* 12月)

62千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン

配分総額 10,717 千円

---

○ 難民キャンプの子どもや家族に対する支援プログラムの実施及びソーシャルワーカー、指導員の育成 [レバノン]

[項目]

人件費現地スタッフ・指導員雇用費(30人×10か月) (21,825円×30人×10月)	6,548千円
子ども向けプログラム(教材費:900人×10か月) (87円×900人×10月)	783千円
人件費現地スタッフ・ソーシャルワーカー雇用費(8人×12か月) (21,825円×8人×12月)	2,095千円
ワークショップ教材費(160人×10か月) (89円×160人×10月)	142千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーレバノン:4回) (194,000円×4回)	776千円
日本人スタッフ滞在費(60人日) (2,910円×60人日)	175千円
心理サポート研修(会場費:10日) (8,800円×10日)	88千円
心理サポート研修(参加費:38人×10日) (290円×38人×10日)	110千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 ハンガー・フリー・ワールド

配分総額 5,943 千円

○ 中学校校舎の増築と井戸の設置 [ベナン]

[項目]

校舎建設(壁体工事一式) (2,819,000円 * 1式)	2,819千円
校舎建設(木工工事一式) (539,000円 * 1式)	539千円
校舎建設(塗装作業一式) (231,000円 * 1式)	231千円
井戸建設(掘削作業一式) (842,000円 * 1式)	842千円
井戸建設(ポンプ設置作業一式) (494,000円 * 1式)	494千円
人件費現地スタッフ・事務局長雇用費(3か月) (21,825円 * 3月)	65千円
人件費現地スタッフ・フィールド担当者雇用費(3か月) (14,550円 * 3月)	44千円
運営諸経費(事業地視察交通費:20回) (4,350円 * 20回)	87千円
本部職員現地視察航空運賃(日本ーベナン:2回) (388,000円 * 2回)	776千円
本部職員現地視察現地交通費(8回) (4,375円 * 8回)	35千円
本部職員現地視察日当(14日) (776円 * 14日)	11千円

特定非営利活動法人 ピース ウィンズ・ジャパン

配分総額 15,735 千円

○ 職業訓練科再開のための電気技術科の実習室、合同講義室の再建 [リベリア]

[項目]

建築費・資材費一式 (9,154,000円 * 1式)	9,154千円
人件費現地スタッフ・アドミン・ファイナンス・オフィサー雇用費(1人×22日×8か月) (900円 * 1人 * 22日 * 8月)	158千円
人件費現地スタッフ・アシスタント・オフィサー雇用費(1人×22日×8か月) (600円 * 1人 * 22日 * 8月)	106千円
人件費現地スタッフ・建築監督雇用費(1人×22日×8か月) (900円 * 1人 * 22日 * 8月)	158千円
人件費現地スタッフ・建築監督アシスタント雇用費(1人×22日×8か月) (900円 * 1人 * 22日 * 8月)	158千円
人件費現地スタッフ・ジュニア・サプライ・オフィサー雇用費(1人×22日×8か月) (600円 * 1人 * 22日 * 8月)	106千円
人件費現地スタッフ・ロジ・アシスタント雇用費(1人×22日×8か月) (600円 * 1人 * 22日 * 8月)	106千円
人件費現地スタッフ・シニアドライバー雇用費(1人×22日×8か月) (600円 * 1人 * 22日 * 8月)	106千円
人件費現地スタッフ・ヴォインジャマ事務所運転手雇用費(1人×22日×8か月) (600円 * 1人 * 22日 * 8月)	106千円
人件費現地スタッフ・モンロビア事務所ドライバー雇用費(1人×22日×8か月) (600円 * 1人 * 22日 * 8月)	106千円
人件費現地スタッフ・ヴォインジャマ事務所警備員雇用費(7人×22日×8か月) (300円 * 7人 * 22日 * 8月)	370千円
人件費現地スタッフ・建築現場警備員(3人×22日×8か月) (300円 * 3人 * 22日 * 8月)	158千円
人件費現地スタッフ・倉庫・資材管理担当者雇用費(1人×22日×8か月) (600円 * 1人 * 22日 * 8月)	106千円
人件費現地スタッフ・建築モニター雇用費(2人×22日×8か月) (900円 * 2人 * 22日 * 8月)	317千円



人件費現地スタッフ・機械工雇用費(1人×22日×8か月) (800円×1人×22日×8月)	141千円
人件費現地スタッフ・作業員雇用費(5人×15日×8か月) (300円×5人×15日×8月)	180千円
日本人専門家航空運賃(日本ーリベリア:1人×1回) (283,945円×1人×1回)	284千円
日本人専門家滞在費(1人×2日) (3,000円×1人×2日)	6千円
日本人専門家日当(1人×2か月) (75,000円×1人×2月)	150千円
日本人スタッフ業務調整員航空運賃(日本ーリベリア:1人×1回) (312,600円×1人×1回)	313千円
日本人スタッフ業務調整員滞在費(1人×1日) (3,000円×1人×1日)	3千円
日本人スタッフ業務調整員日当(1人×8か月) (75,000円×1人×8月)	600千円
フィールド事務所賃借費(8か月) (30,000円×8月)	240千円
モンロビア事務所賃借費(8か月) (30,000円×8月)	240千円
現地交通費(車両燃料費:3台×8か月) (70,333円×3台×8月)	1,688千円
現地交通費(車両修理維持費:3台×8か月)) (28,125円×3台×8月)	675千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 ヒマラヤ保全協会

配分総額 2,808 千円

○ 住民のためのゴミ収集施設の建設及び環境教育 [ネパール]

[項目]

ゴミ集積場建設費(石材:24個) (7,291円 * 24個)	175千円
現地人スタッフ・建設作業員雇用費(132人日) (873円 * 132人日)	115千円
ゴミ箱作成費一式 (33,000円 * 1式)	33千円
ゴミ箱輸送費(トラック運送費:18個) (220円 * 18個)	4千円
ゴミ箱輸送費・現地人スタッフ山道運搬員雇用費(18人日) (873円 * 18人日)	16千円
ワークショップ費(テキスト代:40部) (725円 * 40部)	29千円
ワークショップ費(文房具代:40個) (125円 * 40個)	5千円
ワークショップ費(会場費:2回) (3,000円 * 2回)	6千円
日本人スタッフ航空運賃(東京ーネパール:6人) (198,850円 * 6人)	1,193千円
日本人スタッフ現地交通費(6回) (7,333円 * 6回)	44千円
日本人スタッフ滞在費(99人日) (2,910円 * 99人日)	288千円
日本人スタッフ日当(105人日) (2,910円 * 105人日)	306千円
現地スタッフ人件費・雇用費(2人 * 12か月) (13,673円 * 2人 * 12月)	328千円
現地スタッフ人件費・通訳雇用費(31日) (3,000円 * 31日)	93千円
現地事務所賃借費(光熱費含む:12か月) (8,944円 * 12月)	107千円

普及員育成費(資料代:1部)	
(6,000円 * 1部)	6千円
普及員育成費(現地スタッフ交通費:2回)	
(1,000円 * 2回)	2千円
現地人宿泊費(15泊)	
(1,266円 * 15泊)	19千円
パンフレット作成費(印刷費・インク代・紙代)	
(39,000円 * 1式)	39千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

## ひまわりの会

配分総額 3,535 千円

### ○ 障がい者のための就労支援、障がい者自立支援センターの運営支援 [ペルー]

#### [項目]

第一回日本人専門家航空運賃(日本ーペルー:3人) (250,000円 * 3人)	750千円
第一回日本人専門家日当・滞在費(30人日) (6,000円 * 30人日)	180千円
第一回日本人専門家車両借上費(7日) (9,000円 * 7日)	63千円
人件費現地スタッフ・指導員雇用費(養護学校教員等資格者:1人 * 12か月) (22,500円 * 1人 * 12月)	270千円
第二回日本人専門家航空運賃(日本ーペルー:2人) (250,000円 * 2人)	500千円
第二回日本人専門家日当・滞在費(14人日) (6,000円 * 14人日)	84千円
第二回日本人専門家車両借上費(5日) (9,000円 * 5日)	45千円
自立支援センター用機材購入費(就労継続支援事業用一式) (531,000円 * 1式)	531千円
自立支援センター用機材購入費(レスパイトサービス(障がい者の家族へのサービス)用一式) (189,000円 * 1式)	189千円
第三回日本人専門家航空運賃(日本ーペルー:1人) (250,000円 * 1人)	250千円
第三回日本人専門家日当・滞在費(7人日) (6,000円 * 7人日)	42千円
第三回日本人専門家車両借上費(5日) (9,000円 * 5日)	45千円
人件費現地スタッフ・指導員雇用費(養護学校教員等資格者:1人 * 12か月) (22,500円 * 1人 * 12月)	270千円
第四回日本人スタッフ航空運賃(日本ーペルー:1人) (250,000円 * 1人)	250千円

第四回日本人スタッフ日当・滞在費(5人日)	
(6,000円 * 5人日)	30千円
第四回日本人スタッフ車両借上費(4日)	
(9,000円 * 4日)	36千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

配分総額 1,872 千円

○ タイに居住するビルマ人難民に対する人権・権利に関する基礎的教育への支援 [タイ]

[項目]

(ピースローアカデミー)施設賃借費(11か月) (29,545円 * 11月)	325千円
(ピースローアカデミー)施設賃借費(電気・水道代:11か月) (5,636円 * 11月)	62千円
日本人専門家航空運賃(日本-タイ:3人) (110,000円 * 3人)	330千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-タイ:2人) (110,000円 * 2人)	220千円
日本人専門家・スタッフ滞在費(5名) (3,000円 * 5人)	15千円
日本人専門家・スタッフ(現地交通費:5名) (27,000円 * 5人)	135千円
ピースローアカデミー授業用教材費一式(11か月) (22,454円 * 1式 * 11月)	247千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-タイ:3人) (110,000円 * 3人)	330千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-タイ:1人) (100,000円 * 1人)	100千円
現地交通費(契約運転手:現地-メイソット往復 * 4回) (27,000円 * 4往復)	108千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 ラオスのこども

配分総額 728 千円

○ 小学校における基礎的応急手当に関する教員研修の実施 [ラオス]

[項目]

ハンドブック印刷費(500部) (464円 * 500部)	232千円
人件費現地スタッフ・研修講師滞在費(2人 * 2日 * 4回) (368円 * 2人 * 2日 * 4回)	6千円
人件費現地スタッフ・研修講師日当(2人 * 3日 * 4回) (613円 * 2人 * 3日 * 4回)	15千円
研修参加費(30人 * 3日 * 4回) (300円 * 30人 * 3日 * 4回)	108千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーラオス:2人) (120,000円 * 2人)	240千円
日本人スタッフ滞在費(11日 * 2回) (2,500円 * 11日 * 2回)	55千円
日本人スタッフ日当(12日 * 2回) (3,000円 * 12日 * 2回)	72千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 AMURT Japan

配分総額 16,746 千円

- 衛生環境改善のため、市場にトイレ、ゴミ箱、井戸を設置するとともに公衆衛生に関するワークショップを開催 [スーダン]

(配分額 10,238 千円)

[項目]

トイレ建設資材一式(3か所) (1,484,333円 * 1式 * 3か所)	4,453千円
井戸設置費用一式(3か所) (1,089,666円 * 1式 * 3か所)	3,269千円
プロジェクト実施費用(トレーニング・ワークショップ費用一式:3か所 * 3回) (38,800円 * 1式 * 3か所 * 3回)	349千円
物資・資機材調達費(衛生管理教材:1,000セット) (364円 * 1,000セット)	364千円
物資・資機材調達費(ゴミ箱:12個) (45,416円 * 12個)	545千円
資材輸送費(建設資材:ナイロビースーダン:1回) (545,000円 * 1回)	545千円
人件費現地スタッフ・フィールド・マネージャー雇用費(100日) (872円 * 100日)	87千円
人件費現地スタッフ・建設監督雇用費(60日) (872円 * 60日)	52千円
人件費現地スタッフ・衛生スタッフ雇用費(100日) (872円 * 100日)	87千円
人件費現地スタッフ・Admin & Finance担当者雇用費(100日) (872円 * 100日)	87千円
人件費現地スタッフ・自動車運転手雇用費(100日) (582円 * 100日)	58千円
日本人専門家・フィールド・コーディネーター航空運賃(日本ースーダン:1往復) (338,530円 * 1往復)	339千円
日本人専門家・フィールド・コーディネーター滞在費(1日) (2,910円 * 1日)	3千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



○ 知的障がい者の自立促進のための家庭菜園活動の支援 [スリランカ]

(配分額 6,508 千円)

[項目]

人件費現地スタッフ・コンサルタント日当(4人×5日) (872円×4人×5日)	17千円
指導員トレーニングプログラム開発費(コンサルタント現地交通費:4人×5日) (1,300円×4人×5日)	26千円
指導員トレーニングプログラム開発費(ワークショップ教材・文房具一式) (4,250円×1式×4人)	17千円
人件費現地スタッフ・専門指導員トレーニング講師日当(2人×5日) (872円×2人×5日)	9千円
専門指導員トレーニング費(教材費:20人分) (1,750円×20人分)	35千円
専門指導員トレーニング費(レンタカー:2台×1回) (15,500円×2台×1回)	31千円
専門指導員トレーニング費(講師交通費:2人×5日) (1,700円×2人×5日)	17千円
専門指導員トレーニング費(受講者交通費:20人×5日) (870円×20人×5日)	87千円
家庭菜園指導費(ワークショップ教材費一式:10組×20グループ) (3,150円×10組×20グループ)	630千円
人件費現地スタッフ・家庭菜園指導講師日当(5日×20グループ) (872円×5日×20グループ)	87千円
家庭菜園指導費(レンタカー:2台×20グループ) (7,025円×2台×20グループ)	281千円
家庭菜園指導費(受益者送迎用レンタカー:1台×20グループ) (7,000円×1台×20グループ)	140千円
資機材購入費(モデル家庭菜園設置費用一式:2セット) (218,500円×1式×2セット)	437千円
資機材購入費(受益者用家庭菜園道具一式:200セット) (10,485円×1式×200セット)	2,097千円
人件費現地スタッフ・プロジェクトマネージャー雇用費(12か月) (21,825円×12月)	262千円
人件費現地スタッフ・プロジェクトアシスタント雇用費(12か月) (14,550円×12月)	175千円

人件費現地スタッフ・フィールド調整員雇用費(2人×12か月) (14,550円×2人×12月)	349千円
人件費現地スタッフ・夜間監視員(2名)・調理師(1名)・看護師(1名)雇用費(4人×4.5か月) (11,349円×4人×5月)	227千円
人件費現地スタッフ・調理師、看護師雇用費(9人月) (12,610円×9人月)	113千円
施設賃貸費(METTA HOME 使用料:4.5か月分) (236,000円×1式)	236千円
現地スタッフ交通費(レンタカー:9か月) (52,333円×9月)	471千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-スリランカ:3回) (130,950円×3回)	393千円
資機材輸送費(1回) (22,000円×1回)	22千円
現地事務所賃借費(光熱費含む:12か月) (29,100円×12月)	349千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会

配分総額 16,805 千円

- 小中学校教員及び教員養成学校教員に対する子どもの成長に欠かせない情操教育(音楽教育)技術指導及びインストラクター養成 [カンボジア]

(配分額 1,605 千円)

[項目]

音楽トレーニング(参加者交通費:30人×14日) (483円×30人×14日)	203千円
音楽トレーニング(会場費:14日) (928円×14日)	13千円
音楽トレーニング(資料代:30人分) (100円×30人分)	3千円
音楽トレーニング(スタッフ宿泊費:4人×8日) (640円×4人×8日)	20千円
フォローアップトレーニング(参加交通費:140人×2日) (482円×140人×2日)	135千円
フォローアップトレーニング(会場費:16日) (937円×16日)	15千円
フォローアップトレーニング(資料代:140人分) (192円×140人分)	27千円
フォローアップトレーニング(スタッフ宿泊費:4人×6日) (640円×4人×6日)	15千円
教員養成学校教員対象トレーニング(会場費:10日) (1,000円×10日)	10千円
教員養成学校教員対象トレーニング(参加者交通費:30人×2回) (1,166円×30人×2回)	70千円
教員養成学校教員対象トレーニング(資料代:30人分) (100円×30人分)	3千円
地域インストラクター育成トレーニング(参加者交通費:10人×3回) (766円×10人×3回)	23千円
地域インストラクター育成トレーニング(会場費:15日) (933円×15日)	14千円

地域インストラクター育成トレーニング(資料代:10人分)	
(100円 * 10人分)	1千円
日本人スタッフ・コーディネーター日当(1人 * 10か月)	
(72,750円 * 1人 * 10月)	728千円
日本人スタッフ滞在費(1人 * 10か月)	
(10,670円 * 1人 * 10月)	107千円
人件費現地スタッフ・契約講師雇用費(1人 * 10か月)	
(21,825円 * 1人 * 10月)	218千円

○ 小学校教員養成学校の教育環境改善のための教室棟の建設 [カンボジア]

(配分額 15,200 千円)

[項目]

学校建設費(トイレ含む校舎建設費一式:1棟)	
(14,501,000円 * 1式 * 1棟)	14,501千円
現地調査監督交通費(10か月)	
(9,600円 * 10月)	96千円
日本人駐在員日当(1人 * 10か月)	
(46,075円 * 1人 * 10月)	461千円
日本人専門家航空運賃(日本ーカンボジア:1回)	
(126,100円 * 1回)	126千円
日本人専門家滞在費(6日)	
(2,668円 * 6日)	16千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 NGOアフリカ友の会

配分総額 7,748 千円

---

○ HIV・AIDS感染拡大防止のための保健指導員等の巡回指導 [中央アフリカ]

(配分額 4,248 千円)

[項目]

人件費現地スタッフ・ドクター雇用費(2人×12か月) (22,500円×2人×12月)	540千円
人件費現地スタッフ・看護師雇用費(5人×12か月) (22,500円×5人×12月)	1,350千円
人件費現地スタッフ・保健指導員雇用費(10グループ×12か月) (10,000円×10グループ×12月)	1,200千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ー中央アフリカ:2人) (450,000円×2人)	900千円
日本人スタッフ滞在費(2人×28日) (3,000円×2人×28日)	168千円
教材費(教材印刷代一式) (90,000円×1式)	90千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 貧困により栄養失調となった子どもの栄養改善と健康回復のための給食実施 [中央アフリカ]

(配分額 3,500 千円)

[項目]

食料(ミルク25キログラム入:24個) (21,150円×24個)	508千円
食料(オイルサーディン(オイル煮込み):1,200個) (108円×1,200個)	130千円
食料粥材料米50キログラム入(24袋) (7,254円×24袋)	174千円

人件費現地スタッフ・ドクター雇用費(1人×12か月) (22,500円×1人×12月)	270千円
人件費現地スタッフ・看護師雇用費(4人×12か月) (22,500円×4人×12月)	1,080千円
現地雇用費(ソーシャルワーカー:1人×12か月) (22,500円×1人×12月)	270千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ー中央アフリカ:2人) (450,000円×2人)	900千円
日本人スタッフ滞在費(2人×28日) (3,000円×2人×28日)	168千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

NGO地に平和

配分総額 8,375 千円

---

○ 女性の経済的自立のための刺繍小物作成と販売プロジェクト及び共同組合の設立  
[パレスチナ]

[項目]

人件費現地スタッフ雇用費(3人×12か月) (22,500円×3人×12月)	810千円
材料費(刺繍布:10,000個) (216円×10,000個)	2,160千円
材料費(刺繍糸:10,000個) (270円×10,000個)	2,700千円
材料費(付属品:10,000個) (54円×10,000個)	540千円
日本人スタッフ①航空運賃(日本ーパレスチナ:2回) (422,000円×2回)	844千円
日本人スタッフ②航空運賃(日本ーパレスチナ:1回) (400,000円×1回)	400千円
日本人スタッフ現地交通費(21日分) (326,700円×1式)	327千円
日本人スタッフ日当・滞在費(27日) (6,000円×27日)	162千円
賃借費(12か月) (18,000円×12月)	216千円
事務室・倉庫賃借費(12か月) (18,000円×12月)	216千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

## インドネシア教育振興会

配分総額 1,758 千円

- 貧困スラム世帯の子ども・女性に対する最低限の教育を受ける権利保障をするための図書館整備と児童会設立・運営指導 [インドネシア]

[項目]

改築工事費(建物改装工事費一式) (751,500円 * 1式)	752千円
改築工事費(室内備品・机いす一式) (571,500円 * 1式)	572千円
人件費現地スタッフ雇用費(1人 * 12か月) (22,500円 * 1人 * 12月)	270千円
人件費現地専門家雇用費(4人) (20,000円 * 4人)	80千円
現地事務所賃借費(水光熱費含む:12か月) (7,000円 * 12月)	84千円



特定非営利活動法人 アジア日本相互交流センター(ICAN)

配分総額 18,199 千円

○ 路上で生活する子どもたちのための包括的生活改善事業の実施(カウンセリング、教育、医療、保健活動等) [フィリピン]

(配分額 11,517 千円)

[項目]

路上保健活動(会場費:6か所×48回) (3,600円×6か所×48回)	1,037千円
路上保健活動(保健教育教材購入費:200人分) (180円×200人分)	36千円
路上保健活動(サンダル購入費:200人分) (72円×200人分)	14千円
路上保健活動(研修参加費:200人×48週間) (135円×200人×48週間)	1,296千円
人件費現地スタッフ・ストリートエジュケーター・路上教育専門家雇用費(2人×12か月) (22,500円×2人×12月)	540千円
人件費現地スタッフ・ソーシャルワーカー有資格者雇用費(2人×12か月) (22,500円×2人×12月)	540千円
人件費現地スタッフ・医師雇用費(72日) (900円×72日)	65千円
人件費現地スタッフ・保健師雇用費(1人×12か月) (22,500円×1人×12月)	270千円
人件費現地スタッフ・事務員雇用費(会計・記録・ロジ担当:2人×12か月) (15,000円×2人×12月)	360千円
人件費現地スタッフ・芸術家雇用費(1人×25日) (900円×1人×25日)	23千円
人件費現地スタッフ・職業訓練専門家雇用費(1人×6か月) (22,500円×1人×6月)	135千円
現地交通費(94人月) (9,000円×94人月)	846千円
日本人専門家航空運賃(日本ーフィリピン:5往復) (110,000円×5往復)	550千円

日本人専門家現地交通費(17人月) (9,000円 * 17人月)	153千円
日本人専門家日当(2人 * 9か月) (75,000円 * 2人 * 9月)	1,350千円
日本人専門家滞在費(2人 * 9か月) (90,000円 * 2人 * 9月)	1,620千円
現地事務所賃借費(水道光熱費含む:12か月) (30,000円 * 12月)	360千円
路上教育会場費(6か所 * 24回) (3,600円 * 6か所 * 24回)	518千円
路上教育教材購入費(200人分 * 12か月) (27円 * 200人分 * 12月)	65千円
路上教育研修参加費(200人) (135円 * 200人)	27千円
路上教育材料費(200人分一式(6か所 * 24回)) (1,350円 * 1式 * 6か所 * 24回)	194千円
路上教育参加者交通費(200人 * 3回) (180円 * 200人 * 3回)	108千円
医療活動医療費・治療費(12か月) (66,150円 * 12月)	794千円
医療活動参加者交通費(15人 * 12か月) (270円 * 15人 * 12月)	49千円
職業訓練材料費(30人 * 20回) (720円 * 30人 * 20回)	432千円
職業訓練研修参加費(30人 * 20回) (135円 * 30人 * 20回)	81千円
職業訓練参加者交通費(30人 * 20回) (90円 * 30人 * 20回)	54千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

○ 先住民族の教育・生計向上のための支援事業実施(学校給食、学校設備充実、織物技術訓練等) [フィリピン]

(配分額 6,682 千円)

[項目]

給食活動費(給食材料費:100回 * 5校) (2,250円 * 100回 * 5校)	1,125千円
--	---------

給食活動費(給食調理場整備経費:5校)	
(18,000円 * 5校)	90千円
給食活動費(調理器具購入費:5校)	
(9,000円 * 5校)	45千円
学校菜園・飼育活動費(苗、ヤギ等家畜等材料費:5校)	
(45,000円 * 5校)	225千円
学校菜園・飼育活動費(飼育施設建設資材費:5校)	
(18,000円 * 5校)	90千円
人件費現地スタッフ・教育専門家雇用費(1人 * 12か月)	
(22,500円 * 1人 * 12月)	270千円
人件費現地スタッフ・生計向上専門家雇用費(12か月)	
(31,500円 * 12人月)	378千円
現地交通費(2人 * 12か月)	
(15,300円 * 2人 * 12月)	367千円
現地交通費(航空運賃・マニラーミンダナオ:5往復)	
(25,200円 * 5往復)	126千円
現地事務所賃借費(水道光熱費含む:12か月)	
(30,000円 * 12月)	360千円
日本人専門家航空運賃(日本ーフィリピン:1往復)	
(115,000円 * 1往復)	115千円
日本人専門家現地交通費(航空運賃・マニラーミンダナオ:8往復)	
(25,200円 * 8往復)	202千円
日本人専門家(現地交通費2人 * 12か月)	
(9,000円 * 2人 * 12月)	216千円
日本人専門家日当(1人 * 12か月)	
(75,000円 * 1人 * 12月)	900千円
日本人専門家滞在費(1人 * 12か月)	
(75,000円 * 1人 * 12月)	900千円
子ども権利研修(会場費:2日 * 5校)	
(900円 * 2日 * 5校)	9千円
子ども権利研修(材料費:10回)	
(450円 * 10回)	5千円
子ども権利研修(参加費:50人)	
(145円 * 50人)	7千円
子ども権利研修(現地交通費:50人)	
(270円 * 50人)	14千円
学校設備向上費(図書、教材、学用品購入費等:5校)	
(45,000円 * 5校)	225千円

生活向上活動費(会場費:20日×5か所)	
(900円×20日×5か所)	90千円
生活向上活動費(研修参加費:50人×20日)	
(135円×50人×20日)	135千円
生活向上活動費(材料費:50人×20日)	
(720円×50人×20日)	720千円
生活向上活動費(現地交通費:50人×5日)	
(270円×50人×5日)	68千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 オアシス

配分総額 3,603 千円

○ 小学校児童に対する教育環境整備のための教室増築及び自然環境保全教育の実施  
[カンボジア]

[項目]

建設資材費一式 (2,881,676円 * 1式)	2,882千円
人件費現地スタッフ・専属建設職人雇用費(240人日) (873円 * 240人日)	210千円
家具材費(児童用机・いす:40組) (6,547円 * 40組)	262千円
家具材費(教師用机・いす:2組) (13,051円 * 2組)	26千円
家具材費(黒板:2個) (26,102円 * 2個)	52千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーカンボジア:1人) (170,720円 * 1人)	171千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

## オヴァ・ママの会

配分総額 3,062 千円

---

### ○ 養護施設(ホームレス児童受入れ、地域の幼稚園)の安全面、衛生面改善のための改修・修繕 [スリランカ]

#### [項目]

屋根修理工事費(木材一式) (216,000円 * 1式)	216千円
屋根修理工事費(瓦一式) (432,000円 * 1式)	432千円
人件費現地スタッフ・屋根修理工事作業員雇用費(3人 * 60日) (1,350円 * 3人 * 60日)	243千円
配管工事費(管材料一式) (162,000円 * 1式)	162千円
配管工事費(壁材・レンガ、セメント等一式) (180,000円 * 1式)	180千円
人件費現地スタッフ・配管工事作業員雇用費(3人 * 60日) (1,800円 * 3人 * 60日)	324千円
ガラス窓修理工事費(板ガラス:100枚) (675円 * 100枚)	68千円
人件費現地スタッフ・ガラス窓修理工事作業員雇用費(2人 * 5日) (1,305円 * 2人 * 5日)	13千円
便所改修工事費(便器一式) (180,000円 * 1式)	180千円
人件費現地スタッフ・便所工事改修工事作業員雇用費(2人 * 10日) (1,800円 * 2人 * 10日)	36千円
厨房設備工事費(厨房器具一式) (315,000円 * 1式)	315千円
人件費現地スタッフ・厨房設備工事作業員雇用費(2人 * 30日) (1,800円 * 2人 * 30日)	108千円
揚水ポンプ設置工事費(ポンプ:1台) (135,000円 * 1台)	135千円
揚水ポンプ設置工事費(管材料:50メートル) (1,080円 * 50m)	54千円

人件費現地スタッフ・揚水ポンプ設置工事作業員雇用費(2人×10日)

(1,800円×2人×10日)

36千円

日本人スタッフ航空運賃(日本ースリランカ:4人)

(140,000円×4人)

560千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

自立のための道具の会・TFSR Japan

配分総額 3,255 千円

---

○ 大工職人のための鉋(かんな)の作成、使用方法、メンテナンス技術指導と職人育成指導  
[スリランカ]

(配分額 1,615 千円)

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ースリランカ:2人×2回) (139,680円×2人×2回)	559千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ースリランカ:2人×2回) (139,680円×2人×2回)	559千円
現地交通費(車両借上費:14日) (8,865円×14日)	124千円
人件費現地スタッフ・運転手日当(14日) (582円×14日)	8千円
人件費現地スタッフ・木工通訳日当(14日) (2,910円×14日)	41千円
日本人専門家・木工指導日当(28人日) (2,910円×28人日)	81千円
日本人スタッフ・木工指導日当(28人日) (2,910円×28人日)	81千円
日本人専門家・木工指導滞在費(28人日) (2,910円×28人日)	81千円
日本人スタッフ・木工指導滞在費(28人日) (2,910円×28人日)	81千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



○ 地域住民のためのヤシ殻炭焼き及び魚・鶏燻製の作成技術指導 [スリランカ]

(配分額 1,640 千円)

[項目]

日本人炭焼き専門家航空運賃(日本-スリランカ:2人×2回) (139,680円×2人×2回)	559千円
日本人燻製専門家航空運賃(日本-スリランカ:1人×2回) (139,680円×1人×2回)	279千円
日本人記録調整スタッフ航空運賃(日本-スリランカ:1人×2回) (139,680円×1人×2回)	279千円
現地交通費(炭焼き・車両借上費:14日) (8,820円×14日)	123千円
人件費現地スタッフ・運転手日当(炭焼き:14日) (582円×14日)	8千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(炭焼き:14日) (2,910円×14日)	41千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(燻製:12日) (2,910円×12日)	35千円
日本人専門家・炭焼き指導日当(26人日) (2,910円×26人日)	76千円
日本人専門家・燻製指導日当(12人日) (2,910円×12人日)	35千円
日本人スタッフ・記録調整日当(14人日) (2,910円×14人日)	41千円
日本人専門家・炭焼き指導滞在費(26人日) (2,910円×26人日)	76千円
日本人専門家・燻製指導滞在費(12人日) (2,910円×12人日)	35千円
日本人スタッフ滞在費・記録調整滞在費(14人日) (2,910円×14人日)	41千円
機器購入費(炭焼き指導材料一式) (8,460円×1式)	8千円
機器購入費(燻製指導材料一式) (4,410円×1式)	4千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

スリヤールワ スリランカ

配分総額 2,386 千円

---

○ 津波被災者のための託児所の運営指導及び施設の増築 [スリランカ]

[項目]

人件費現地スタッフ・主任保育士雇用費(1人×12か月) (10,864円 * 1人 * 12月)	130千円
人件費現地スタッフ・保育士雇用費(1人×12か月) (10,282円 * 1人 * 12月)	123千円
人件費現地スタッフ・補助員・警備員雇用費(2人×12か月) (6,887円 * 2人 * 12月)	165千円
託児所運営費(教材費:12か月) (10,350円 * 12月)	124千円
託児所運営費(光熱費:12か月) (1,026円 * 12月)	12千円
託児所運営費(園児制服費一式) (30,816円 * 1式)	31千円
託児所運営費(現地交通費・ガソリン代:12か月) (6,210円 * 12月)	75千円
託児所運営費(工事費一式) (910,530円 * 1式)	911千円
日本人スタッフ(日本ースリランカ:2人×3回) (135,800円 * 2人 * 3回)	815千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 チェルノブイリ救援・中部

配分総額 3,824 千円

○ チェルノブイリ原発事故被曝者のための農地改善及び農業技術指導 [ウクライナ]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーウクライナ:2人×2回) (271,600円×2人×2回)	1,086千円
日本人専門家現地交通費(2回) (10,476円×2回)	21千円
日本人専門家経由地滞在費(4人) (2,910円×4人)	12千円
日本人専門家現地交通費(2回) (34,920円×2回)	70千円
日本人専門家日当・滞在費(36人日) (5,820円×36人日)	210千円
現地駐在員通訳費日当・滞在費(36人日) (5,820円×36人日)	210千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーウクライナ:1人×2回) (271,600円×1人×2回)	543千円
日本人スタッフ経由地滞在費(2回) (2,910円×2回)	6千円
日本人スタッフ現地交通費(2回) (17,100円×2回)	34千円
日本人専門家日当・滞在費(82日) (5,820円×82日)	477千円
ナタネ栽培関連費(栽培作業費:現地作業員85人×26日) (291円×85人×26日)	643千円
ナタネ栽培関連費(種子費一式) (26,626円×1式)	27千円
ナタネ栽培関連費(肥料・農薬費一式) (315,240円×1式)	315千円
人件費現地専門家雇用費(栽培担当者大学担当:1人×84日)) (873円×1人×84日)	73千円
人件費現地専門家雇用費(栽培担当者ナロジチ担当:1人×96日) (873円×1人×96日)	84千円

人件費現地専門家雇用費(栽培担当者プロジェクト統括:1人×9日)	
(873円×1人×9日)	8千円
人件費現地専門家雇用費(栽培担当者会計担当:1人×9日)	
(582円×1人×9日)	5千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構

配分総額 16,485 千円

○ 口腔先天異常疾患患者の無料手術の実施、手術手技等の移転及びモニタリングセンターの建設 [ベトナム]

(配分額 10,717 千円)

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本-ベトナム:4人×1回) (111,550円×4人×1回)	446千円
日本人専門家航空運賃(日本-ベトナム:12人×1回) (106,700円×12人×1回)	1,280千円
日本人専門家航空運賃(日本-ベトナム:4人×1回) (97,000円×4人×1回)	388千円
改修工事(モニタリングセンター工事一式) (4,633,200円×1式)	4,633千円
医療機材・薬剤費 (1,377,000円×1式)	1,377千円
現地交通費(通訳・現地医師移動費:44人分) (6,480円×44人分)	285千円
現地交通費(患者交通費:100人) (1,935円×100人)	194千円
現地スタッフ人件費・通訳日当(4人×9日) (2,900円×4人×9日)	104千円
現地スタッフ人件費・通訳日当(1人×7日) (2,910円×1人×7日)	20千円
現地スタッフ人件費・医師日当(30人日) (873円×30人日)	26千円
現地スタッフ人件費・コーディネーター雇用費(12か月) (21,825円×12月)	262千円
日本人専門家滞在費(181人日) (2,910円×181人日)	527千円
日本人専門家・医師日当(146人日) (2,910円×146人日)	425千円
日本人専門家・看護師日当(35人日) (2,910円×35人日)	102千円

患者入院費(100人)

(6,480円 \* 100人)

648千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 口腔先天異常疾患患者の無料手術の実施、手術手技等の移転 [チュニジア]

(配分額 1,425 千円)

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーチュニジア:7人 \* 1回)

(155,200円 \* 7人 \* 1回)

1,086千円

薬剤費

(176,400円 \* 1式)

176千円

日本人専門家日当・滞在費(7人 \* 3日)

(2,910円 \* 7人 \* 3日)

61千円

日本人専門家滞在費(6人 \* 4日)

(2,910円 \* 6人 \* 4日)

70千円

日本人専門家滞在費(1人 \* 11日)

(2,910円 \* 1人 \* 11日)

32千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 口腔先天異常疾患患者の無料手術の実施、手術手技等の移転及びモニタリングセンターの建設 [モンゴル]

(配分額 4,343 千円)

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーモンゴル:8人 \* 1回)

(135,800円 \* 8人 \* 1回)

1,086千円

医療機材・薬剤費(医療機材)

(450,000円 \* 1式)

450千円

医療機材・薬剤費(薬剤費)

(261,000円 \* 1式)

261千円

内装工事費一式

(1,115,100円 \* 1式)

1,115千円

日本人専門家現地航空運賃(8人)

(33,300円 \* 8人)

266千円

現地交通費(患者交通費:60人)	
(1,800円 * 60人)	108千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(2人 * 8日)	
(2,910円 * 2人 * 8日)	47千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(1人 * 7日)	
(2,910円 * 1人 * 7日)	20千円
現地スタッフ人件費・医師日当(5人 * 4日)	
(873円 * 5人 * 4日)	17千円
現地スタッフ人件費・雇用費(12か月)	
(17,049円 * 12月)	205千円
日本人専門家滞在費(68人日)	
(2,910円 * 68人日)	198千円
現地医師滞在費(5人 * 4日)	
(2,910円 * 5人 * 4日)	58千円
現地通訳滞在費(15泊)	
(2,910円 * 15泊)	44千円
日本人専門家・医師日当(60人日)	
(2,910円 * 60人日)	175千円
日本人専門家・看護師日当(1人 * 8日)	
(2,910円 * 1人 * 8日)	23千円
患者入院費(60人)	
(4,500円 * 60人)	270千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会

配分総額 16,120 千円

○ 口唇口蓋裂、口腔疾患患者への無料手術の実施及び医療従事者への技術指導 [ミャンマー]

(配分額 2,702 千円)

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーミャンマー:7人×1回) (126,100円×7人×1回)	883千円
医療機材・薬剤費(医療機材費) (505,440円×1式)	505千円
医療機材・薬剤費(薬剤費) (223,470円×1式)	223千円
日本人専門家現地国内航空運賃(4人) (10,942円×4人)	44千円
現地医師・通訳航空運賃(4人) (10,942円×4人)	44千円
現地交通費(患者交通費:30人) (1,823円×30人)	55千円
現地交通費(ガソリン代含む車両借上費:1台×14日) (5,471円×1台×14日)	77千円
患者入院費(30人) (4,559円×30人)	137千円
日本人専門家滞在費(53人日) (2,910円×53人日)	154千円
日本人専門家滞在費(21人日) (2,910円×21人日)	61千円
現地医師・通訳滞在費(15日) (2,026円×15日)	30千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(1人×14日) (2,910円×1人×14日)	41千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(1人×9日) (2,910円×1人×9日)	26千円



人件費現地スタッフ・医師日当(2人×14日) (873円×2人×14日)	24千円
人件費現地スタッフ・コーディネーター雇用費(12か月) (15,199円×12月)	182千円
日本人専門家・医師日当(2人×14日) (2,910円×2人×14日)	81千円
日本人専門家・医師日当(3人×9日) (2,910円×3人×9日)	79千円
日本人専門家・医師日当(1人×5日) (2,910円×1人×5日)	15千円
日本人専門家・看護師日当(1人×14日) (2,910円×1人×14日)	41千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

○ 口唇口蓋裂、口腔疾患患者への無料手術の実施及び医療従事者への技術指導 [ラオス]

(配分額 10,612 千円)

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーラオス:11人×1回) (135,800円×11人×1回)	1,494千円
医療機材・薬剤費(医療機材) (421,000円×1式)	421千円
医療機材・薬剤費(薬剤費) (159,000円×1式)	159千円
日本人専門家現地航空運賃(9人) (10,953円×9人)	99千円
現地交通費(通訳・医師航空運賃:7人) (10,953円×7人)	77千円
現地交通費(患者交通費:35人) (1,823円×35人)	64千円
現地交通費(資材運搬含む車両借上費:35台) (6,383円×35台)	223千円
研修棟工事一式 (6,836,400円×1式)	6,836千円
患者入院費(35人分) (4,559円×35人)	160千円

人件費現地スタッフ・通訳日当(1人×14日) (2,910円×1人×14日)	41千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(1人×4日) (2,910円×1人×4日)	12千円
人件費現地スタッフ・コーディネーター雇用費(12か月) (21,825円×12月)	262千円
人件費現地スタッフ・医師日当(5人×14日) (873円×5人×14日)	61千円
日本人専門家滞在費(6人×3日) (2,910円×6人×3日)	52千円
日本人専門家滞在費(5人×2日) (2,910円×5人×2日)	29千円
日本人専門家滞在費(4人×11日) (2,910円×4人×11日)	128千円
日本人専門家滞在費(3人×7日) (2,910円×3人×7日)	61千円
日本人専門家滞在費(4人×1日) (2,910円×4人×1日)	12千円
現地医師・通訳滞在費(68日) (2,026円×68日)	138千円
日本人専門家・医師日当(3人×14日) (2,910円×3人×14日)	122千円
日本人専門家・医師日当(3人×9日) (2,910円×3人×9日)	79千円
日本人専門家・医師日当(1人×4日) (2,910円×1人×4日)	12千円
日本人専門家・医師日当(2人×3日) (2,910円×2人×3日)	17千円
日本人専門家・看護師日当(1人×14日) (2,910円×1人×14日)	41千円
日本人スタッフ・事務員日当(1人×4日) (2,910円×1人×4日)	12千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 口唇口蓋裂、口腔疾患患者への無料手術の実施及び医療従事者への技術指導 [インドネシア]

(配分額 2,806 千円)

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本ーインドネシア:7人×1回) (126,100円 * 7人 * 1回)	883千円
医療機材・薬剤費(医療機材) (376,560円 * 1式)	377千円
医療機材・薬剤費(薬剤費) (220,028円 * 1式)	220千円
現地交通費(日本人専門家航空運賃:7人) (10,943円 * 7人)	77千円
現地交通費(現地同行者国内航空運賃:6人) (10,943円 * 6人)	66千円
現地交通費(ガソリン代含む車両借上費:14台) (5,472円 * 14台)	77千円
現地交通費(患者交通費:40人) (914円 * 40人)	37千円
患者入院費(18人分) (13,679円 * 18人)	246千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(1人×14日) (2,910円 * 1人 * 14日)	41千円
人件費現地スタッフ・医師日当(5人×14日) (873円 * 5人 * 14日)	61千円
人件費現地スタッフ・コーディネーター雇用費(12か月) (8,444円 * 12月)	101千円
日本人専門家滞在費(5人×6日) (2,910円 * 5人 * 6日)	87千円
日本人専門家滞在費(2人×4日) (2,910円 * 2人 * 4日)	23千円
日本人専門家滞在費(5人×8日) (2,910円 * 5人 * 8日)	116千円
日本人専門家滞在費(2人×6日) (2,910円 * 2人 * 6日)	35千円
現地人同行者滞在費(6人×8日) (2,026円 * 6人 * 8日)	97千円

日本人専門家・医師日当(4人×14日) (2,910円×4人×14日)	163千円
日本人専門家・医師日当(1人×10日) (2,910円×1人×10日)	29千円
日本人専門家・看護師日当(1人×14日) (2,910円×1人×14日)	41千円
日本人専門家(言語聴覚士)コーディネーター日当(1人×10日) (2,910円×1人×10日)	29千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

## ハイチの会

配分総額 1,706 千円

### ○ 貧困農民に対する生産向上のための農業技術指導 [ハイチ]

#### [項目]

人件費現地スタッフ雇用費(3人×6か月) (22,500円×3人×6月)	405千円
人件費現地スタッフ作業員雇用費(10人×50日) (300円×10人×50日)	150千円
機材費(機材費一式:農機具・有刺鉄線・有刺鉄線用釘等) (328,500円×1式)	329千円
種・苗調達費(調達費一式:コンゴ豆他・殺虫剤・肥料等) (167,400円×1式)	167千円
溜池建築資材費(建築用資材一式:セメント・砂・ブロック) (405,000円×1式)	405千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーハイチ:1人分×1往復) (250,000円×1人)	250千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 ACHAN JAPAN

配分総額 1,450 千円

○ 障がい者の自立支援のための職業訓練(農業、植林)及び居住施設の建設 [ベトナム]

[項目]

建設材料費(鉄筋、セメント等:1棟) (936,000円 * 1棟)	936千円
建設工事費(1棟) (135,000円 * 1棟)	135千円
建設工事費(重機使用経費:1日) (3,600円 * 1日)	4千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーベトナム:1人 * 3回) (80,000円 * 1人 * 3回)	240千円
日本人スタッフ日当(20日) (3,000円 * 20日)	60千円
日本人スタッフ滞在費(18日) (3,000円 * 18日)	54千円
現場小屋仮建設費 (12,150円 * 1式)	12千円
人件費現地スタッフ日当(1人 * 15日) (600円 * 1人 * 15日)	9千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

## DIFAR

配分総額 9,880 千円

○ 生ごみリサイクル(有機堆肥づくり)及び有機野菜栽培指導、堆肥販売に向けた試肥試験の実施 [ボリビア]

(配分額 4,000 千円)

[項目]

生ゴミリサイクル・一次、二次処理用材料一式 (940,500円 * 1式)	941千円
ゴミ回収費(ガソリン代:12か月) (6,210円 * 12月)	75千円
ゴミ回収費(車両借上費:12か月) (1,755円 * 12月)	21千円
栽培試験経費(種) (8,550円 * 1式)	9千円
栽培試験経費(ほ場賃借費:12か月) (4,410円 * 12月)	53千円
栽培試験経費(栽培経費) (18,000円 * 1式)	18千円
栽培試験経費(デモンストレーション経費) (52,200円 * 1式)	52千円
分析経費(10回) (4,320円 * 10回)	43千円
人件費現地スタッフ・専門家雇用費(12か月) (21,825円 * 12月)	262千円
講習会経費(準備・材料費) (61,200円 * 1式)	61千円
講習会経費(資料作成費用) (43,200円 * 1式)	43千円
講習会経費(研修参加費:5回) (9,700円 * 5回)	49千円
講習会経費(機材賃借費) (21,600円 * 1式)	22千円

人件費現地スタッフ・専門家講師日当(5回) (873円 * 5回)	4千円
堆肥場運営経費(農機具一式:4セット) (4,320円 * 1式 * 4セット)	17千円
堆肥場運営経費(ドラム缶:5缶) (3,420円 * 5缶)	17千円
堆肥場運営経費(焼却炉設置:1か所) (8,200円 * 1か所)	8千円
看板(1枚) (8,200円 * 1枚)	8千円
生ゴミ堆肥商品化経費(袋詰め用作成費) (8,200円 * 1式)	8千円
生ゴミ堆肥商品化経費(現地交通費:3回) (4,320円 * 3回)	13千円
現地事務所賃借費(12か月) (12,610円 * 12月)	151千円
人件費現地スタッフ雇用費(2人 * 12か月) (14,550円 * 2人 * 12月)	349千円
人件費現地スタッフ・作業員日当(300人日) (291円 * 300人日)	87千円
現地交通費(バイク燃料費:12か月) (13,050円 * 12月)	157千円
現地交通費(車両燃料費:12か月) (13,050円 * 12月)	157千円
現地交通費(バイク借上費:12か月) (4,320円 * 12月)	52千円
現地交通費(車両借上費:12か月) (16,650円 * 12月)	200千円
保険(バイク) (24,300円 * 1回)	24千円
保険(車) (31,050円 * 1回)	31千円
日本人専門家航空運賃(日本-ポリビア:1人 * 1回) (339,500円 * 1人 * 1回)	340千円
日本人専門家滞在費(1人 * 250日) (2,910円 * 1人 * 250日)	728千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



○ エコサントイレ(糞尿を肥料化するバイオトイレ)の設置及び堆肥利用の指導 [ボリビア]

(配分額 5,880 千円)

[項目]

建設材料費基礎一式 (3,699,000円 * 1式)	3,699千円
人件費現地スタッフ・左官屋雇用費(100人日) (873円 * 100人日)	87千円
建設材料費(運搬費:5回) (12,510円 * 5回)	63千円
現地交通費(バイク燃料費:12か月) (4,410円 * 12月)	53千円
現地交通費(車両燃料費:12か月) (8,820円 * 12月)	106千円
現地交通費(車両借上費:12か月) (8,820円 * 12月)	106千円
事務費(12か月) (1,710円 * 12月)	21千円
現地スタッフ人件費・現地雇用員(1人 * 12か月) (14,550円 * 1人 * 12月)	175千円
現地スタッフ人件費・雇用費(12か月) (21,825円 * 12月)	262千円
現地スタッフ人件費・プロモーター(180人日) (582円 * 180人日)	105千円
看板費(5枚) (2,970円 * 5枚)	15千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーボリビア:1人 * 1回) (388,000円 * 1人 * 1回)	388千円
日本人スタッフ滞在費(1人 * 275日) (2,910円 * 1人 * 275日)	800千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 リボーン・京都

配分総額 1,548 千円

○ 農村地域の住民のための職業訓練の実施 [ラオス]

[項目]

日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本ーラオス:3人×1回) (149,225円 * 3人 * 1回)	448千円
日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本ーラオス:2人×1回) (163,775円 * 2人 * 1回)	328千円
日本人専門家・スタッフ現地交通費(ビエンチャンービエントーン村:2回) (23,047円 * 2回)	46千円
日本人専門家・スタッフ現地交通費(指導場ーゲストハウス:14日×2回) (436円 * 14日 * 2回)	12千円
日本人専門家・スタッフ現地交通費(ビエンチャン市内移動:3回) (2,673円 * 3回)	8千円
日本人専門家・スタッフ滞在費(5人×2日) (2,134円 * 5人 * 2日)	21千円
日本人専門家・スタッフ滞在費(5人×13日) (1,455円 * 5人 * 13日)	95千円
日本人専門家・スタッフ滞在費(5人×15日) (1,067円 * 5人 * 15日)	80千円
人件費現地スタッフ・事業担当者日当(20日×2回) (873円 * 20日 * 2回)	35千円
人件費現地スタッフ・日本語通訳日当(15日×2回) (2,910円 * 15日 * 2回)	87千円
現地交通費(村人視察研修:2回) (1,440円 * 2回)	3千円
資機材設備費購入一式 (281,897円 * 1式)	282千円
研修関係費(教材運搬費:6回) (1,764円 * 6回)	11千円
研修関係費(作品送料:2回) (11,523円 * 2回)	23千円
研修関係費(現像フィルム・写真代:2回) (4,365円 * 2回)	9千円

奨励物件費一式

(60,498円 \* 1式)

60千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

アイユーゴー—途上国の人と共に—

配分総額 8,688 千円

○ 貧困農村に対する農林複合経営の導入による生産性向上支援 [マダガスカル]

(配分額 2,450 千円)

[項目]

開墾及び苗床造成(堆肥・開墾費等一式)	
(155,700円 * 1式)	156千円
苗木購入費(パイナップル・シナモンの苗木)	
(7.9円 * 180,000本 + 10円 * 1,800本)	1,440千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーマダガスカル: 1人 * 3回)	
(155,200円 * 1人 * 3回)	466千円
日本人スタッフ滞在費(1人 * 15日)	
(2,910円 * 1人 * 15日)	44千円
日本人スタッフ現地交通費(10日)	
(7,020円 * 10日)	70千円
貯蔵庫建設費(資材費: 2棟)	
(50,850円 * 2棟)	102千円
人件費現地スタッフ・植栽専門家雇用費(2人 * 50日)	
(640円 * 2人 * 50日)	64千円
人件費現地スタッフ・防火帯建設担当雇用費(3人 * 40日)	
(582円 * 3人 * 40日)	70千円
農具購入費(農具一式)	
(423円 * 90個)	38千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 貧困農村(少数民族)に対する有機栽培指導による生活向上支援 [タイ]

(配分額 2,381 千円)

[項目]

フェンス工事資材費一式	
(552,609円 * 1式)	553千円

物品・資材購入費(植栽資材費一式)	
(1,175,931円 * 1式)	1,176千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ータイ:3人 * 1回)	
(106,700円 * 3人 * 1回)	320千円
日本人スタッフ滞在費(10日)	
(2,910円 * 10日)	29千円
日本人専門家通訳滞在費(4日)	
(2,910円 * 4日)	12千円
現地交通費(車両借上費:12日)	
(7,857円 * 12日)	94千円
人件費現地スタッフ・フェンス工事専門家日当(5人 * 10日)	
(679円 * 5人 * 10日)	34千円
人件費現地スタッフ・植林指導専門家雇用費(8か月)	
(20,370円 * 8月)	163千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

○ 貧困農村(少数民族)に対する有機栽培指導による生活向上支援(農業情報支援センター建設) [ベトナム]

(配分額 3,857 千円)

[項目]

グリーンハウス建設費(資材費一式)	
(1,309,500円 * 1式)	1,310千円
センター建設費(資材費一式)	
(2,001,600円 * 1式)	2,002千円
日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本ーベトナム:3人 * 1回)	
(106,700円 * 3人 * 1回)	320千円
日本人専門家・スタッフ現地交通費(6回)	
(13,095円 * 6回)	79千円
人件費現地スタッフ・建築専門家雇用費(3人 * 75日)	
(388円 * 3人 * 75日)	87千円
現地交通費(6回)	
(8,730円 * 6回)	52千円
人件費現地スタッフ・コーディネーター雇用費(2回 * 8か月)	
(437円 * 2回 * 8月)	7千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

社団法人 アジア協会アジア友の会

配分総額 11,174 千円

○ 住民に対する生活改善のためのバイオガスプラントの普及及び環境保全指導 [ネパール]

[項目]

バイオガスプラント設置(ダーディン郡・建設費:115基) (28,125円 * 115基)	3,234千円
バイオガスプラント設置(バクタプール郡・建設費:131基) (28,125円 * 131基)	3,684千円
バイオガスプラント設置(カブレ郡・建設費:34基) (28,000円 * 34基)	952千円
バイオガスプラント設置(ピトゥリ村分・建設費:55基) (33,120円 * 55基)	1,822千円
日本人専門家航空運賃(日本-ネパール:1人 * 5回) (174,600円 * 1人 * 5回)	873千円
日本人専門家滞在費(44日) (2,910円 * 44日)	128千円
日本人専門家現地交通費(5回) (13,050円 * 5回)	65千円
日本人専門家日当(42日) (2,910円 * 42日)	122千円
現地スタッフ交通費(車両借上費:8回) (4,950円 * 8回)	40千円
現地スタッフ宿泊費(8日) (2,910円 * 8日)	23千円
現地交通費(燃料費:12か月) (1,080円 * 12月)	13千円
人件費現地スタッフ雇用費(12か月) (11,155円 * 12月)	134千円
人件費現地スタッフ・講師日当 (873円 * 6回)	5千円
啓蒙トレーニング費(参加費:350人分の文具・お茶含む) (225円 * 350人)	79千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

アジア保育教育交流推進実行委員会

配分総額 6,934 千円

○ 少数民族の初等教育整備のための学生寮建設及び保育園の改修 [タイ]

(配分額 3,405 千円)

[項目]

学生寮建設費・建造物工事費(整地、設計、建築一式)	
(1,728,000円 * 1式)	1,728千円
人件費現地スタッフ・作業員雇用費(120人日)	
(700円 * 120人日)	84千円
改修工事費(3か所)	
(315,000円 * 3か所)	945千円
人件費現地スタッフ・作業員雇用費(60人日)	
(700円 * 60人日)	42千円
日本人専門家航空運賃(日本-タイ:2人 * 1回)	
(98,000円 * 2人 * 1回)	196千円
日本人専門家滞在費(2人 * 7日)	
(3,000円 * 2人 * 7日)	42千円
人件費現地スタッフ日当(2人 * 7日)	
(600円 * 2人 * 7日)	8千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(7日)	
(3,000円 * 7日)	21千円
現地交通費(ガソリン代)	
(36,000円 * 1式)	36千円
日本人スタッフ航空運賃(日本-タイ:2人 * 1回)	
(98,000円 * 2人 * 1回)	196千円
日本人スタッフ滞在費(2人 * 7日)	
(3,000円 * 2人 * 7日)	42千円
現地スタッフ日当(2人 * 7日)	
(600円 * 2人 * 7日)	8千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(7日)	
(3,000円 * 7日)	21千円

現地交通費(ガソリン代)

(36,000円 \* 1式)

36千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ スラム地区、少数民族居住地区の保育園・図書館スタッフのスキルアップ研修の実施及び  
保育・幼児教育研修センターの設置 [タイ]

(配分額 3,529 千円)

[項目]

日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本-タイ:4人 \* 1回)

(75,000円 \* 4人 \* 1回)

300千円

日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本-タイ:4人 \* 1回)

(98,000円 \* 4人 \* 1回)

392千円

日本人専門家・スタッフ滞在費(4人 \* 7日 \* 2回)

(3,000円 \* 4人 \* 7日 \* 2回)

168千円

日本人専門家日当(3人 \* 8日 \* 2回)

(3,000円 \* 3人 \* 8日 \* 2回)

144千円

日本人専門家現地交通費(ガソリン代)

(18,000円 \* 1式)

18千円

研修会宿泊費(500人)

(300円 \* 500人)

150千円

研修関係費(会場費:2か所)

(13,500円 \* 2か所)

27千円

研修関係費(資料作成費・教材購入費:80人 \* 2回)

(1,350円 \* 80人 \* 2回)

216千円

現地交通費(ガソリン代)

(72,000円 \* 1式)

72千円

人件費現地スタッフ・研修会準備、運営補助スタッフ日当(10人 \* 5日 \* 2回)

(600円 \* 10人 \* 5日 \* 2回)

60千円

人件費現地スタッフ・通訳日当(7日 \* 2回)

(3,000円 \* 7日 \* 2回)

42千円

研修センター設置・運営費(改修工事費一式)

(630,000円 \* 1式)

630千円

研修センター設置・運営費(教材購入費一式)

(126,000円 \* 1式)

126千円

研修センター設置・運営費(参考書籍等購入費一式)

(180,000円 \* 1式)

180千円



研修センター設置・運営費(保育園補充用絵本購入費:15冊×50か所) (630円×15冊×50か所)	473千円
研修センター設置・運営費(データ処理用パソコン購入費) (153,000円×1式)	153千円
研修センター設置・運営費(広報紙、カタログ作成費) (126,000円×1式)	126千円
研修センター設置・運営費(ウェブ作成経費) (72,000円×1式)	72千円
現地スタッフ雇用費(12か月) (15,000円×12月)	180千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

## 関西日中交流懇談会

配分総額 10,519 千円

### ○ 小学校の教育環境向上のための未整備運動場の整備 [中国]

(配分額 4,357 千円)

#### [項目]

建設費・建造物工事費一式 (3,671,100円 * 1式)	3,671千円
工事安全防護措置費一式 (237,864円 * 1式)	238千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ー中国:3人 * 1回) (101,000円 * 3人 * 1回)	303千円
日本人スタッフ現地交通費(20日) (2,147円 * 20日)	43千円
日本人スタッフ滞在費(17日) (3,000円 * 17日)	51千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(3回) (3,000円 * 3回)	9千円
日本人スタッフ日当(14日) (3,000円 * 14日)	42千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

### ○ 学校の生活用水安定供給のための水道施設建設(取水場、導水路、貯水池) [中国]

(配分額 6,162 千円)

#### [項目]

取水場建設費2か所一式 (178,054円 * 1式)	178千円
貯水池建設費一式 (939,885円 * 1式)	940千円
導水管設置費一式 (4,596,017円 * 1式)	4,596千円

日本人スタッフ航空運賃(日本ー中国:3人×1回)	
(101,000円 * 3人 * 1回)	303千円
日本人スタッフ現地交通費(20日)	
(2,147円 * 20日)	43千円
日本人スタッフ滞在費(17日)	
(3,000円 * 17日)	51千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(3回)	
(3,000円 * 3回)	9千円
日本人スタッフ日当(14日)	
(3,000円 * 14日)	42千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

関西バングラデシュ友好協会

配分総額 4,224 千円

○ 高校の建設、地域住民に対する識字教育、保健衛生指導の実施 [バングラデシュ]

[項目]

トイレ工事費一式 (91,800円 * 1式)	92千円
トイレ工事資材一式 (544,068円 * 1式)	544千円
トイレ工事土砂洗浄費 (30,600円 * 1式)	31千円
建造物6教室工事費一式 (647,190円 * 1式)	647千円
建造物6教室資材一式 (2,070,090円 * 1式)	2,070千円
建造物6教室ミキサークレーン、レンガ粉砕機レンタル料一式 (26,010円 * 1式)	26千円
建造物内装工事費一式 (61,200円 * 1式)	61千円
建造物内装工事資材一式 (355,878円 * 1式)	356千円
物資・資材調達費(パソコン・プリンター) (76,500円 * 1式)	77千円
物資・資材調達費(本棚:4台) (30,600円 * 4台)	122千円
物資・資材調達費(椅子:25脚) (1,530円 * 25脚)	38千円
物資・資材調達費(テーブル大:2台) (7,650円 * 2台)	15千円
物資・資材調達費(テーブル小:10台) (1,530円 * 10台)	15千円
物資・機材調達費(ベンチ:40脚) (3,060円 * 40脚)	122千円
物資・資材調達費(黒板) (7,650円 * 1式)	8千円

特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか(TIFA)

配分総額 4,305 千円

○ 住民のための診療所の増築、運営支援、衛生教育の実施 [ネパール]

[項目]

医療機器代(血圧、心電図、脈拍、血中酸素飽和度測定セット:1セット) (465,600円 * 1セット)	466千円
医療機器代(医療・実験機器(顕微鏡、冷蔵機、試薬等):1セット) (209,520円 * 1セット)	210千円
医薬品一式 (148,410円 * 1式)	148千円
増築資材費一式 (1,657,350円 * 1式)	1,657千円
人件費現地スタッフ・増築工事作業員日当(10人 * 30日) (291円 * 10人 * 30日)	87千円
日本人専門家航空運賃(日本ーネパール:4回) (194,000円 * 4回)	776千円
日本人専門家滞在費(90人日) (2,910円 * 90人日)	262千円
日本人専門家現地交通費(4回) (43,650円 * 4回)	175千円
日本人専門家・看護師日当(60人日) (2,910円 * 60人日)	175千円
人件費現地スタッフ・看護師雇用費(2人 * 12か月) (9,700円 * 2人 * 12月)	233千円
人件費現地スタッフ・コーディネーター雇用費(12か月) (9,700円 * 12月)	116千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

## ネパールの星

配分総額 7,970 千円

○ 住民の診療、衛生教育及び巡回診療活動の自立運営のためのサポートセンター建設  
[ネパール]

[項目]

サポート・センター建設工事費一式(セメント、砂利、砂、鉄骨、材木、道具類、搬送費、労務費含む) (4,889,700円 * 1式)	4,890千円
トイレ水回り工事費一式(セメント、砂利、砂、鉄骨、材木、道具類、搬送費、労務費含む) (458,991円 * 1式)	459千円
家具備品等購入・運搬一式(事務所机、ロッカー、売店用備品、会議室用備品等購入費、搬送費含む) (733,320円 * 1式)	733千円
土地整備・用壁工事一式(セメント、砂利、砂、鉄骨、材木、道具類、搬送費、労務費含む) (458,325円 * 1式)	458千円
現地交通費(車両借上費) (1,429,974円 * 1式)	1,430千円

特定非営利活動法人 緑の地球ネットワーク

配分総額 3,409 千円

○ 集中豪雨による土壌浸食により沙漠化が進む地域への植林 [中国]

[項目]

物品調達費一式 (1,816,902円 * 1式)	1,817千円
人件費現地スタッフ・整地作業員雇用費(726人日) (300円 * 726人日)	218千円
人件費現地スタッフ・植栽作業員雇用費(594人日) (300円 * 594人日)	178千円
人件費現地スタッフ・灌水作業員雇用費(660人日) (300円 * 660人日)	198千円
人件費現地スタッフ・撫育作業員雇用費(500人日) (300円 * 500人日)	150千円
現地交通費(車両燃料費:2,000リットル) (72円 * 2,000リットル)	144千円
現地交通費(車両維持費一式:道路税・保険料・定期検査、修理等) (89,100円 * 1式)	89千円
人件費現地スタッフ雇用費一式 (255,000円 * 1式)	255千円
水光熱費(2か月分) (6,000円 * 2月)	12千円
日本人専門家航空運賃(3回) (70,000円 * 3回)	210千円
日本人専門家滞在費(46人日) (3,000円 * 46人日)	138千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 モンゴルパートナーシップ研究所

配分総額 5,811 千円

○ 遊牧民のための教育環境の整備(黒板配布)及び技術指導 [モンゴル]

(配分額 3,525 千円)

[項目]

日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本ーモンゴル:6人×1往復) (164,900円×6人×1往復)	989千円
現地交通費(運転手雇用費含む車両借上費:3回) (87,300円×3回)	262千円
日本人スタッフ滞在費(1人×14日) (2,910円×1人×14日)	41千円
日本人専門家滞在費(5人×7日) (2,910円×5人×7日)	102千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(1人×5日) (2,910円×1人×5日)	15千円
日本人専門家日当(5人×5日) (2,910円×5人×5日)	73千円
黒板製作費(100枚) (13,860円×100枚)	1,386千円
黒板製作費(プレート製作費:100枚) (873円×100枚)	87千円
黒板運送費(3回) (178,200円×3回)	535千円
人件費現地スタッフ・黒板運送運転手、助手日当(2人×30日) (582円×2人×30日)	35千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 遊牧民のための環境保全型牧畜運営の技術指導と普及 [中国]

(配分額 2,286 千円)

[項目]



日本人専門家航空運賃(日本－中国:3人×1回) (125,130円×3人×1回)	375千円
日本人専門家現地航空運賃(北京－銀川:3人×1回) (43,200円×3人×1回)	130千円
日本人専門家現地航空運賃(南京－銀川:1人×1回) (43,200円×1人×1回)	43千円
現地交通費(銀川又は蘭州－額済納旗:2往復) (70,650円×2往復)	141千円
現地交通費(額済納旗内:31日) (12,510円×31日)	388千円
日本人専門家日当・滞在費(64人日) (2,910円×64人日)	186千円
現地事務所賃借費(12か月) (29,100円×12月)	349千円
研修会場費(12回) (16,650円×12回)	200千円
研修資料等作成費(12回) (8,820円×12回)	106千円
環境教育・技術普及センター資料調達費(200冊) (1,755円×200冊)	351千円
環境教育・技術普及センター資料調達費(本棚:2個) (8,730円×2個)	17千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

## ラルパテの会

配分総額 1,779 千円

---

- 障がい児、その家族及び現地の理学療法士等に指圧・マッサージ・鍼治療・遊戯療法などを併用した治療とトレーニング及びリハビリテーションの技術指導 [ネパール]

### [項目]

人件費現地スタッフ・運営者雇用費(1人×80日) (882円×1人×80日)	71千円
人件費現地スタッフ・鍼灸師雇用費(2人×50日) (882円×2人×50日)	88千円
人件費現地スタッフ・アシスタント雇用費(4人×50日) (485円×4人×50日)	97千円
日本人専門家日当(2人×12日) (2,910円×2人×12日)	70千円
日本人専門家日当(1人×10日) (2,910円×1人×10日)	29千円
日本人専門家航空運賃(日本ーネパール:3人×1回) (145,500円×3人×1回)	437千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーネパール:3人×1回) (145,500円×3人×1回)	437千円
ワークショップ費用(会場費:10日) (8,730円×10日)	87千円
ワークショップ費用(運搬交通費含む材料費一式) (49,761円×1式)	50千円
施設賃借費(リハビリ用:12か月) (8,730円×12月)	105千円
トレーニング費用(トレーニング材料費一式) (151,640円×1式)	152千円
日本人専門家滞在費(2人×11日) (2,910円×2人×11日)	64千円
日本人専門家滞在費(1人×9日) (2,910円×1人×9日)	26千円
日本人スタッフ滞在費(2人×13日) (1,455円×2人×13日)	38千円

日本人スタッフ滞在費(1人×13日)	
(1,455円 * 1人 * 13日)	19千円
現地交通費(会場移動費:10回)	
(873円 * 10回)	9千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。	

特定非営利活動法人 アジア眼科医療協力会

配分総額 4,542 千円

○ チベット難民居住区における眼科医療、医療従事者に対する技術指導 [インド]

[項目]

日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本ーインド:10人×1回) (174,600円×10人×1回)	1,746千円
ヤグレーザー購入費 (2,484,800円×1式)	2,485千円
日本人専門家・スタッフ滞在費(71人日) (2,425円×71人日)	172千円
現地交通費(10人) (8,730円×10人)	87千円
顕微鏡レンタル <small>（1台）</small> (52,380円×1式)	52千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

アジア友好ネットワーク

配分総額 5,280 千円

○ ストリートチルドレンのためのチャイルドケアハウスの建設、運営指導 [ネパール]

(配分額 4,232 千円)

[項目]

建設費一式

(3,580,200円 \* 1式)

3,580千円

備品費一式

(479,381円 \* 1式)

479千円

消耗品費一式

(172,854円 \* 1式)

173千円

○ 老朽化した校舎(小・中・高一貫校)の再建と建設に対する助言、指導及び教育体制に対する実地指導 [ネパール]

(配分額 1,048 千円)

[項目]

建設費一式

(1,047,600円 \* 1式)

1,048千円

特定非営利活動法人 ギブ

配分総額 8,110 千円

○ 住民のための衛生改善指導、生活支援教育及び集会場の建設 [ペルー]

[項目]

建設事業費(建材費一式)	
(3,600,000円 * 1式)	3,600千円
人件費現地スタッフ・ロスアンジェレス村現場監督雇用費(1人×5か月)	
(21,825円 * 1人 * 5月)	109千円
人件費現地スタッフ・ロスアンジェレス村左官雇用費(1人×5か月)	
(19,400円 * 1人 * 5月)	97千円
人件費現地スタッフ・ロスアンジェレス村大工雇用費(1人×5か月)	
(19,400円 * 1人 * 5月)	97千円
人件費現地スタッフ・ロスアンジェレス村作業員雇用費(10人×5か月)	
(7,275円 * 10人 * 5月)	364千円
人件費現地スタッフ・ロスアンジェレス村運転手雇用費(1人×5か月)	
(14,550円 * 1人 * 5月)	73千円
人件費現地スタッフ・ウナヌエ村現場監督雇用費(1人×4か月)	
(21,825円 * 1人 * 4月)	87千円
人件費現地スタッフ・ウナヌエ村左官雇用費(1人×4か月)	
(19,400円 * 1人 * 4月)	78千円
人件費現地スタッフ・ウナヌエ村大工雇用費(1人×4か月)	
(19,400円 * 1人 * 4月)	78千円
人件費現地スタッフ・ウナヌエ村作業員雇用費(10人×4か月)	
(7,275円 * 10人 * 4月)	291千円
人件費現地スタッフ・ウナヌエ村運転手(1人×4か月)	
(14,550円 * 1人 * 4月)	58千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーペルー:3人×1回)	
(252,200円 * 3人 * 1回)	757千円
日本人スタッフ滞在費(2人×14日)	
(2,910円 * 2人 * 14日)	81千円
日本人スタッフ滞在費(1人×27日)	
(2,910円 * 1人 * 27日)	79千円
日本人スタッフ日当(2人×12日)	
(2,910円 * 2人 * 12日)	70千円

日本人スタッフ日当(1人×21日)	
(2,910円×1人×21日)	61千円
栄養改善(調理実習食材費:30人×20回×2村)	
(171円×30人×20回×2村)	205千円
栄養改善(栄養補助パン:100個×60回×2村)	
(13円×100個×60回×2村)	156千円
栄養改善(栄養補助ミルク:100個×60回×2村)	
(21円×100個×60回×2村)	252千円
栄養改善(教材用紙類、文房具一式)	
(25,550円×1式)	26千円
生活支援(教材費一式)	
(17,550円×1式)	18千円
生活支援(手芸品:70セット×10回×2村)	
(436円×70セット×10回×2村)	610千円
生活支援(裁縫道具セット:50セット×2村)	
(1,710円×50セット×2村)	171千円
人件費現地スタッフ・リーダー育成講師日当(40回)	
(780円×40回)	31千円
リーダー育成(会場費:40回)	
(522円×40回)	21千円
現地事務所賃借費(5か月)	
(14,500円×5月)	73千円
人件費現地スタッフ・コーディネーター雇用費(5か月)	
(21,825円×5月)	109千円
現地交通費(5か月)	
(34,830円×5月)	174千円
集会所備品(コンロ、鍋、食器一式)	
(23,000円×1式)	23千円
集会所備品(机、いす、黒板一式)	
(261,000円×1式)	261千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 国際エンゼル協会

配分総額 10,988 千円

---

○ 地域児童生徒の教育環境充実のための新校舎建設 [バングラデシュ]

[項目]

建設工事・資材購入費(レンガ、砂利、セメント、砂一式) (7,345,800円 * 1式)	7,346千円
建設工事・資材購入費(工事用材木一式) (489,600円 * 1式)	490千円
建設工事・資材購入費(工事用竹一式) (91,800円 * 1式)	92千円
建設工事・資材購入費(釘、シートなど一式) (153,000円 * 1式)	153千円
建設工事費一式 (2,907,000円 * 1式)	2,907千円



特定非営利活動法人 地球ボランティア協会

配分総額 3,465 千円

○ 貧困地域住民に対する収入増加のための特産品の開発支援 [フィリピン]

[項目]

人件費現地スタッフ・研修講師日当(44日)	
(900円 * 44日)	40千円
試作(3品 * 5村)	
(14,175円 * 3品 * 5村)	213千円
パッケージ開発(ラベルデザイン:5品)	
(10,125円 * 5品)	51千円
パッケージ開発(パッケージデザイン)	
(14,175円 * 5品)	71千円
パッケージ開発(ラベル、外箱などの印刷と複製:5品)	
(14,175円 * 5品)	71千円
パッケージ開発(密封処理:5品)	
(10,125円 * 5品)	51千円
品質管理(5品)	
(40,500円 * 5品)	203千円
販売促進イベント(1回)	
(91,125円 * 1回)	91千円
人件費現地スタッフ・プロジェクトマネジメント専門家日当(20日 * 12か月)	
(900円 * 20日 * 12月)	216千円
人件費現地スタッフ・マーケティング専門家日当(10日 * 4か月)	
(900円 * 10日 * 4月)	36千円
人件費現地スタッフ・食品品質管理士日当(10日 * 4か月)	
(900円 * 10日 * 4月)	36千円
人件費現地スタッフ・会計士日当(10日 * 12か月)	
(900円 * 10日 * 12月)	108千円
日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本-フィリピン:3人 * 1回)	
(115,000円 * 3人 * 1回)	345千円
日本人専門家日当(50日)	
(3,000円 * 50日)	150千円
日本人専門家滞在費(47日)	
(3,000円 * 47日)	141千円

機材購入費(パッケージ資材一式)	
(50,625円 * 1式)	51千円
機材購入費(加工施設の整備一式)	
(759,375円 * 1式)	759千円
教材費(研修教材一式)	
(162,000円 * 1式)	162千円
教材費(販促ツール準備一式)	
(30,375円 * 1式)	30千円
研修費(参加費交通費:870人日)	
(540円 * 870人日)	470千円
研修費(会場費:42日)	
(4,050円 * 42日)	170千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 アフリカ児童教育基金の会

配分総額 15,396 千円

○ 医療援助活動の充実及び有機物を活用した自然再生型農業の普及と生活環境向上のための援助 [ケニア]

[項目]

日本人専門家・診療所責任者日当・滞在費(1人×12か月) (97,000円×12月)	1,164千円
人件費現地スタッフ・歯科医師雇用費(1人×12か月) (21,825円×1人×12月)	262千円
人件費現地スタッフ・歯科助手雇用費(1人×12か月) (21,825円×1人×12月)	262千円
人件費現地スタッフ・検査技師雇用費(2人×12か月) (19,400円×2人×12月)	466千円
人件費現地スタッフ・薬剤師雇用費(2人×12か月) (19,400円×2人×12月)	466千円
人件費現地スタッフ・会計担当者(1人×12か月) (19,400円×1人×12月)	233千円
人件費現地スタッフ・産科助産婦雇用費(6人×12か月) (21,825円×6人×12月)	1,571千円
人件費現地スタッフ・エイズカウンセラー雇用費(2人×12か月) (21,825円×2人×12月)	524千円
人件費現地スタッフ・エイズ担当准医師雇用費(責任者:1人×12か月) (21,825円×1人×12月)	262千円
日本人専門家・農業研修所責任者日当(1人×12か月) (48,500円×1人×12月)	582千円
人件費現地スタッフ・農業研修所専任講師雇用費(4人×12か月) (21,825円×4人×12月)	1,048千円
人件費現地スタッフ・農業研修所実習技師雇用費(4人×12か月) (21,825円×4人×12月)	1,048千円
人件費現地スタッフ・農業研修所寄宿舎舎監雇用費(2人×12か月) (14,550円×2人×12月)	349千円
人件費現地スタッフ・農業研修所警備員雇用費(昼夜2人体制:4人×12か月) (7,275円×4人×12月)	349千円

日本人専門家・会計担当者日当(1人×12か月) (48,500円×1人×12月)	582千円
現地交通費(運転手含む巡回車両借上費:12か月) (130,950円×12月)	1,571千円
現地交通費(巡回車両燃料費:12か月) (61,110円×12月)	733千円
物品調達費(レントゲン機械購入費一式) (2,716,000円×1式)	2,716千円
物品調達費(レントゲン暗室備品費一式) (122,220円×1式)	122千円
物品調達費(超音波診療機械購入費一式) (1,086,000円×1式)	1,086千円

特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構

配分総額 15,538 千円

○ 貧困世帯女性に対する自立支援のための生活改善事業 [ミャンマー]

(配分額 6,138 千円)

[項目]

人件費現地スタッフ・プロジェクトコーディネーター雇用費(1人×12か月) (21,825円 * 1人 * 12月)	262千円
人件費現地スタッフ・会計士雇用費(1人×12か月) (21,825円 * 1人 * 12月)	262千円
人件費現地スタッフ・保健指導員雇用費(2人×12か月) (21,825円 * 2人 * 12月)	524千円
人件費現地スタッフ・農業指導専門家雇用費(1人×5か月) (21,825円 * 1人 * 5月)	109千円
人件費現地スタッフ・畜産指導専門家雇用費(1人×5か月) (21,825円 * 1人 * 5月)	109千円
人件費現地スタッフ・村落開発普及員リーダー雇用費(1人×12か月) (21,825円 * 1人 * 12月)	262千円
人件費現地スタッフ・村落開発普及員雇用費(1人×12か月) (21,825円 * 1人 * 12月)	262千円
人件費現地スタッフ・村落開発普及員雇用費(2人×12か月) (21,340円 * 2人 * 12月)	512千円
人件費現地スタッフ・ドライバー雇用費(1人×12か月) (14,550円 * 1人 * 12月)	175千円
人件費現地スタッフ・事務補助員雇用費(2人×12か月) (7,275円 * 2人 * 12月)	175千円
研修等開催費(農業研修開催費:28回) (4,365円 * 28回)	122千円
研修等開催費(農業研修教材作成費:1回) (44,550円 * 1回)	45千円
研修等開催費(畜産研修開催費:28回) (873円 * 28回)	24千円
研修等開催費(畜産研修教材作成費:1回) (71,910円 * 1回)	72千円

研修等開催費(保健教材作成費:1回)	
(88,200円 * 1回)	88千円
メッティラ事務所賃借費(水光熱費含む:12か月)	
(8,536円 * 12月)	102千円
ヤンゴン事務所賃借費(水光熱費含む:12か月)	
(29,100円 * 12月)	349千円
現地交通費(車両借上費:12か月)	
(38,062円 * 12月)	457千円
現地交通費(車両燃料費:12か月)	
(28,547円 * 12月)	343千円
現地交通費(車両修理維持費:12か月)	
(15,277円 * 12月)	183千円
現地交通費(現地スタッフ移動費:6回)	
(1,920円 * 6回)	12千円
現地スタッフ技術補完研修費(1回)	
(95,157円 * 1回)	95千円
現地スタッフ技術補完研修関連印刷費(1回)	
(47,578円 * 1回)	48千円
パソコン及び周辺機器(1台)	
(135,315円 * 1台)	135千円
日本人スタッフ日当・滞在費(6か月)	
(160,050円 * 6月)	960千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーミャンマー:1人 * 1回)	
(194,970円 * 1人 * 1回)	195千円
日本人スタッフ現地交通費(ヤンゴンーメッティラ:4回)	
(15,277円 * 4回)	61千円
日本人スタッフ現地交通費(ヤンゴンー首都ネピト:1回)	
(10,476円 * 1回)	10千円
日本人専門家日当・滞在費(1か月)	
(160,050円 * 1月)	160千円
日本人専門家現地交通費(ヤンゴンーメッティラ:1回)	
(15,277円 * 1回)	15千円
日本人専門家現地交通費(ヤンゴンー首都ネピト:1回)	
(10,476円 * 1回)	10千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

○ 新生児と妊産婦の健康改善のための保健衛生教育及び妊産婦検診の実施 [ネパール]

(配分額 9,400 千円)

[項目]

日本人専門家・開発専門家日当(15日×2回) (2,910円×15日×2回)	87千円
日本人専門家・開発専門家滞在費(14日×2回) (2,910円×14日×2回)	81千円
日本人専門家・保健専門家日当(51日) (2,910円×51日)	148千円
日本人専門家・保健専門家滞在費(49日) (2,910円×49日)	143千円
日本人スタッフ・本部職員日当・滞在費(1人×8か月・1人×3.5か月) (1,841,060円×1式)	1,841千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーネパール:1人×2回) (218,250円×1人×2回)	437千円
日本人専門家航空運賃(日本ーネパール:2人×2回) (218,250円×2人×2回)	873千円
人件費現地スタッフ・村落開発専門家雇用費(2人×12か月) (21,825円×2人×12月)	524千円
人件費現地スタッフ・保健専門家雇用費(2人×12か月) (21,825円×2人×12月)	524千円
人件費現地スタッフ・ドライバー雇用費(1人×12か月) (14,550円×1人×12月)	175千円
人件費現地スタッフ・会計事務管理者雇用費(1人×12か月) (21,825円×1人×12月)	262千円
人件費現地スタッフ・ロジ・調達事務管理者雇用費(1人×12か月) (21,825円×1人×12月)	262千円
保健教育活動費(保健教育活動セミナー開催費:10回×15村) (4,888円×10回×15村)	733千円
保健教育活動費(保健教育教材作成費:15村) (6,984円×15村)	105千円
保健教育活動費(調理デモンストレーション実施費・野菜等:15村) (4,190円×15村)	63千円
保健教育活動費(調理器具購入費一式:15村) (6,984円×15村)	105千円

保健教育活動費(簡易妊娠検査キット購入費:300個) (419円 * 300個)	126千円
保健教育活動費(ヘルスポランティアユニフォーム作成費:50着) (2,095円 * 50着)	105千円
保健教育活動費(妊産婦検診受診交通費:10人 * 4回 * 15村) (488円 * 10人 * 4回 * 15村)	293千円
保健教育活動費(基金管理用金庫:15村) (4,190円 * 15村)	63千円
資機材購入費(パソコン:1台) (209,520円 * 1台)	210千円
資機材購入費(パソコン周辺機器一式) (41,904円 * 1式)	42千円
資機材購入費(ビデオ教材及び記録用ビデオカメラ一式) (62,856円 * 1式)	63千円
資機材購入費(緊急時搬送用サイクルリキシャ(自転車にリヤカーを付けたもの):6台) (48,888円 * 6台)	293千円
日本人スタッフ現地交通費(カトマンズーフトワール往復:10回) (24,007円 * 10回)	240千円
日本人スタッフ現地交通費(公共交通機関利用費:12回) (1,396円 * 12回)	17千円
講師日当・滞在費(2人 * 3日 * 2回) (2,829円 * 2人 * 3日 * 2回)	34千円
研修費(講師交通費:2人 * 3日 * 2回) (1,236円 * 2人 * 3日 * 2回)	15千円
研修費(参加者交通費:20人 * 3日 * 2回) (698円 * 20人 * 3日 * 2回)	84千円
研修費(会場費:6回) (4,108円 * 6回)	25千円
研修費(リプロダクティブヘルス(安全な出産などに関する健康と権利)教材:2セット) (27,936円 * 2セット)	56千円
研修費(資料等作成費:6回) (2,592円 * 6回)	16千円
現地交通費(車両借上費:12か月) (41,904円 * 12月)	503千円
現地交通費(燃料費:12か月) (41,904円 * 12月)	503千円
現地事務所賃借費(12か月) (29,100円 * 12月)	349千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



特定非営利活動法人 ハート・オブ・ゴールド

配分総額 4,161 千円

○ 小学校の合同巡回指導を通じて、指導要領に沿った保健科授業の確立 [カンボジア]

[項目]

人件費現地スタッフ・通訳日当(6人×6日×2回) (3,000円×6人×6日×2回)	216千円
教員育成講習会開催費(翻訳費:50頁) (2,475円×50頁)	124千円
教員育成講習会開催費(スタッフ交通費:14日) (7,920円×14日)	111千円
教員育成講習会開催費(現地スタッフPT・HG滞在費:84人日) (1,980円×84人日)	166千円
教員育成講習会開催費(参加者交通費:18人×5日×2回) (495円×18人×5日×2回)	89千円
教員育成講習会開催費(指導書印刷費:246冊) (297円×246冊)	73千円
教員育成講習会開催費(資料購入費一式) (90,000円×1式)	90千円
教員育成講習会開催費(保健科教育教材:30セット) (4,950円×30セット)	149千円
教員育成講習会開催費(会場費:5日×2回) (9,900円×5日×2回)	99千円
教員育成講習会の看板製作費 (9,900円×2回)	20千円
日本人専門家航空運賃(日本ーカンボジア:7人×1回) (155,000円×7人×1回)	1,085千円
日本人専門家滞在費(36人日) (3,000円×36人日)	108千円
日本人専門家日当(3人×7日×2回) (3,000円×3人×7日×2回)	126千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(2人×6日×1回) (3,000円×2人×6日×1回)	36千円
プロジェクトチーム育成講習会開催費(翻訳費:30頁) (2,475円×30頁)	74千円

プロジェクトチームPT育成講習会開催費(教育省バナー借料・PT育成:1回) (9,900円 * 1回)	10千円
プロジェクトチームPT育成講習会開催費(PEO/DEO交通費:2人) (990円 * 2人)	2千円
人件費現地スタッフ・PEO/DEO滞在費(2人 * 5日) (1,980円 * 2人 * 5日)	20千円
プロジェクトチームPT育成講習会開催費(資料印刷費一式:2,100枚) (10,350円 * 1式)	10千円
プロジェクトチームPT育成講習会開催費(会場費:6日) (9,900円 * 6日)	59千円
フォローアップ巡回指導(交通費:30人) (2,178円 * 30人)	65千円
フォローアップ巡回指導スタッフPT滞在費(3人 * 4日 * 6回) (1,980円 * 3人 * 4日 * 6回)	143千円
フォローアップ巡回指導スタッフHG滞在費(3人 * 4日 * 6回) (1,980円 * 3人 * 4日 * 6回)	143千円
フォローアップ巡回指導(資料印刷費一式:1,620枚) (8,019円 * 1式)	8千円
伝達講習会開催費(講習会資料印刷費一式:1,960枚) (9,702円 * 1式)	10千円
伝達講習会開催費(交通費:5人) (2,178円 * 5人)	11千円
伝達講習会開催費(スタッフ滞在費PT・HG:32人日) (1,980円 * 32人日)	63千円
伝達講習会開催費(会場費:8日) (9,900円 * 8日)	79千円
人件費現地スタッフ・オフィサー雇用費(1人 * 12か月) (22,500円 * 1人 * 12月)	270千円
人件費現地スタッフ・コーディネーター雇用費(12か月) (22,000円 * 12月)	264千円
人件費現地スタッフ・補助員雇用費(12か月) (8,250円 * 12月)	99千円
現地事務所経費(光熱費含み、通信費除く:12か月) (20,295円 * 12月)	244千円
現地交通費(燃料費:12か月) (7,920円 * 12月)	95千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

ひろしまルソン友好協会

配分総額 10,935 千円

---

○ 災害(地滑り)防止、水源涵養のための植林及び管理指導 [フィリピン]

(配分額 5,582 千円)

[項目]

苗木代等(苗木・ラタン:20,000本) (657,000円 * 1式)	657千円
苗木代等(苗木・ラタン以外:80,000本) (880,200円 * 1式)	880千円
苗木代等(ポット袋:100,000袋) (108,000円 * 1式)	108千円
人件費現地スタッフ・植林、メンテナンス作業員雇用費(25人 * 100日) (291円 * 25人 * 100日)	728千円
人件費現地スタッフ・植林、メンテナンス作業員雇用費(20人 * 200日) (291円 * 20人 * 200日)	1,164千円
環境整備資材費(セメント:700袋) (459円 * 700袋)	321千円
環境整備資材費(川砂:150回) (2,160円 * 150回)	324千円
環境整備資材費(石:150回) (2,610円 * 150回)	392千円
人件費現地スタッフ・石工雇用費(5人 * 50日) (848円 * 5人 * 50日)	212千円
人件費現地スタッフ・石垣作り作業員雇用費(10人 * 50日) (291円 * 10人 * 50日)	146千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーフィリピン:4人 * 1回) (84,875円 * 4人 * 1回)	340千円
日本人スタッフ現地交通費(サンタフェ・バスチャーター:4人) (13,050円 * 4人)	52千円
日本人スタッフ滞在費(4人 * 8日) (2,910円 * 4人 * 8日)	93千円
メンテナンス資材費(草刈り機:2台) (81,450円 * 1式)	81千円

環境学習費(ハイヤー代:4回)		
(2,565円 * 4回)		10千円
環境学習費(参加証制作費:130人分)		
(41円 * 130人分)		5千円
スーパーかまど講習会費(セメント:5袋 * 2回)		
(436円 * 5袋 * 2回)		4千円
スーパーかまど講習会費(ハローブロック:20個 * 2回)		
(787円 * 1式)		1千円
スーパーかまど講習会費(川砂運び:2回)		
(2,205円 * 2回)		4千円
人件費現地スタッフ・スーパーかまど講習会講師日当(2回)		
(875円 * 2回)		2千円
現地事務所賃借費(12か月)		
(4,850円 * 12月)		58千円
※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。		

○ デイケアスクールの運営及び小学3年生コースの新設のための校舎増築 [フィリピン]

(配分額 5,353 千円)

[項目]

人件費現地スタッフ・デイケアスクール幼稚園コース教員雇用費(1人 * 12か月)		
(14,550円 * 1人 * 12月)		175千円
人件費現地スタッフ・デイケアスクール幼稚園コースアシスタント雇用費(1人 * 12か月)		
(12,125円 * 1人 * 12月)		146千円
デイケアスクール・幼稚園コース運営費(教材・図書:12か月)		
(4,230円 * 12月)		51千円
人件費現地スタッフ・デイケアスクール小学校コース教員雇用費(4人 * 12か月)		
(19,500円 * 4人 * 12月)		936千円
デイケアスクール・小学校コース運営費(教材・図書:12か月)		
(10,980円 * 12月)		132千円
デイケアスクール・小学校コース増築工事資材費一式		
(1,962,000円 * 1式)		1,962千円
人件費現地スタッフ・デイケアスクール小学校コース増築工事・建築大工雇用費(3人 * 50日)		
(848円 * 3人 * 50日)		127千円

人件費現地スタッフ・デイケアスクール小学校コース増築工事・作業員雇用費(7人 × 50日)	
(291円 * 7人 * 50日)	102千円
デイケアスクール小学校コース周辺石垣工事資材費一式	
(1,062,000円 * 1式)	1,062千円
人件費現地スタッフ・デイケアスクール小学校コース周辺石垣工事・石工雇用費(5人 × 45日)	
(848円 * 5人 * 45日)	191千円
人件費現地スタッフ・デイケアスクール小学校コース周辺石垣工事・作業員雇用費(8人 × 45日)	
(291円 * 8人 * 45日)	105千円
日本人スタッフ航空運賃(日本ーフィリピン:3人 × 1回)	
(84,875円 * 3人 * 1回)	255千円
日本人スタッフ現地交通費(マニラ、サンタフェ・バスチャーター:3人)	
(13,050円 * 3人)	39千円
日本人スタッフ滞在費(3人 × 8日)	
(2,910円 * 3人 * 8日)	70千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

徳島ネパール友好協会

配分総額 7,667 千円

○ 農業労働軽減のための荷物運搬用索道の建設 [ネパール]

[項目]

架設資材費一式 (4,648,950円 * 1式)	4,649千円
架設用機械器具一式 (765,000円 * 1式)	765千円
日本人専門家航空運賃(日本-ネパール:3人 * 3回) (182,000円 * 3人 * 3回)	1,638千円
日本人専門家滞在費(9人 * 6日) (3,000円 * 9人 * 6日)	162千円
人件費現地人通訳日当(7日 * 3回) (3,000円 * 7日 * 3回)	63千円
人件費現地人通訳滞在費(7日 * 3回) (3,000円 * 7日 * 3回)	63千円
現地交通費(車両運賃:3回) (67,500円 * 3回)	203千円
人件費現地スタッフ・運搬作業員日当(243人日) (300円 * 243人日)	73千円
人件費現地スタッフ・第1支間架設作業員日当(25人日) (300円 * 25人日)	8千円
人件費現地スタッフ・第2支間架設作業員日当(25人日) (300円 * 25人日)	8千円
人件費現地スタッフ・第3支間架設作業員日当(25人日) (300円 * 25人日)	8千円
人件費現地スタッフ・第4支間架設作業員日当(22人日) (300円 * 22人日)	7千円
人件費現地スタッフ・第5支間架設作業員日当(36人日) (300円 * 36人日)	11千円
人件費現地スタッフ・起点施設架設作業員日当(20人日) (300円 * 20人日)	6千円
人件費現地スタッフ・終点施設架設作業員日当(10人日) (300円 * 10人日)	3千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

社団法人 セカンドハンド

配分総額 1,998 千円

○ 住民のための救急医療システムの構築及び救急隊員の養成 [カンボジア]

[項目]

日本人専門家・救急行政専門家航空運賃(日本ーカンボジア:2往復)

(150,000円 \* 2往復)

300千円

日本人専門家・救急行政専門家日当・滞在費(283日)

(6,000円 \* 283日)

1,698千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 東洋歯学友好会

配分総額 16,930 千円

○ 貧困地域住民のための歯科医療設備の整備、巡回歯科診療の実施及び技術指導 [ベトナム]

[項目]

日本人専門家航空運賃(日本-ベトナム:3人×3回) (97,000円×3人×3回)	873千円
日本人専門家滞在費(39人日) (2,910円×39人日)	113千円
日本人専門家日当(33人日) (2,910円×33人日)	96千円
医薬品・機器材一式 (15,848,000円×1式)	15,848千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。



財団法人 北九州国際技術協力協会

配分総額 2,415 千円

○ 住民に対する衛生環境向上のための廃棄物収集システムの構築 [インドネシア]

[項目]

日本人スタッフ航空運賃(日本ーインドネシア:2人×3回) (180,000円×2人×3回)	1,080千円
日本人スタッフ滞在費(2人×15日) (3,000円×2人×15日)	90千円
日本人スタッフ日当(2人×15日) (3,000円×2人×15日)	90千円
資機材調達(分別小屋建設材料費:2か所) (81,000円×2か所)	162千円
現地人スタッフ:分別小屋建設作業員雇用費(4名×8日×2か所) (300円×4人×8日×2か所)	19千円
資機材調達(堆肥化容器:100個) (1,350円×100個)	135千円
資機材調達(収集袋他、分別ボックス) (108,000円×1式)	108千円
現地交通費(車両借上費:60日) (4,500円×60日)	270千円
現地活動費(会議費:2回/会場借上費) (18,000円×2回)	36千円
人件費現地スタッフ・指導員雇用費(2人×10か月) (10,000円×2人×10月)	200千円
人件費現地スタッフ・通訳日当(15日) (3,000円×15日)	45千円
打合せ・研修資料用翻訳料(20枚) (4,500円×20枚)	90千円
研修資料用資料作成費(コピー代他一式) (45,000円×1式)	45千円
研修資料用資料作成用(事務用品代一式) (45,000円×1式)	45千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 にこにこプラットホーム

配分総額 719 千円

○ 貧困地域の住民のためのリサイクル事業の実施支援 [インド]

[項目]

人件費現地スタッフ雇用費(ソーシャルドライバー:2人×12か月) (15,000円×2人×12月)	360千円
現地事務所賃借費(12か月) (10,400円×12月)	125千円
日本人専門家航空運賃(日本ーインド:1人×1回) (234,000円×1人×1回)	234千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

特定非営利活動法人 地球市民の会

配分総額 10,309 千円

○ 地域住民に対する循環型農業研修と普及及び情報発信拠点のためのコミュニティセンターの設置 [ミャンマー]

[項目]

資機材費(農業資材費一式:12か月) (15,783円 * 1式 * 12月)	189千円
資機材費(鶏舎建設資材費:1棟) (88,784円 * 1棟)	89千円
資機材費(オフィスセット借料費一式:5か月) (4,438円 * 1式 * 5月)	22千円
コミュニティセンター建設費一式 (6,085,656円 * 1式)	6,086千円
資機材費(精米機:1台) (1,093,594円 * 1台)	1,094千円
資機材費(搾油機:1台) (287,490円 * 1台)	287千円
資機材費(穀物粉碎機:1台) (84,555円 * 1台)	85千円
人件費現地スタッフ・プロジェクトマネージャー雇用費(1人×12か月) (21,825円 * 1人 * 12月)	262千円
人件費現地スタッフ・プロジェクトアドミニストレーター雇用費(1人×12か月) (21,825円 * 1人 * 12月)	262千円
人件費現地スタッフ・プロジェクトアシスタント雇用費(1人×12か月) (21,825円 * 1人 * 12月)	262千円
人件費現地スタッフ・事業担当者雇用費(1人×12か月) (17,539円 * 1人 * 12月)	210千円
人件費現地スタッフ・フィールドスタッフ雇用費(1人×12か月) (5,481円 * 1人 * 12月)	66千円
人件費現地スタッフ・コミュニティセンター責任者雇用費(1人×12か月) (14,249円 * 1人 * 12月)	171千円
人件費現地スタッフ・運営スタッフ雇用費(2人×12か月) (5,481円 * 2人 * 12月)	132千円

印刷製本代(12か月)	
(493円 * 12月)	6千円
現地交通費(車両借上費:12か月)	
(37,486円 * 12月)	450千円
日本人専門家・スタッフ航空運賃(日本ーミャンマー:2人 * 2回)	
(121,250円 * 2人 * 2回)	485千円
日本人専門家・スタッフ日当(28人日)	
(2,910円 * 28人日)	81千円
日本人専門家・スタッフ滞在費(24人日)	
(2,910円 * 24人日)	70千円

※ 航空運賃には、空港使用料、査証取得手数料及び国内交通費等の諸経費を含まない。

## DANKA DANKA

配分総額 5,252 千円

---

○ 貧困所帯住民の自立促進効果のための多目的共同作業場の増設、設備充実、職業訓練及び識字教育の指導 [セネガル]

## [項目]

日本人専門家・果樹専門家航空運賃(1人×1回) (400,000円×1人×1回)	400千円
日本人スタッフ航空運賃(1人×2回) (400,000円×1人×2回)	800千円
日本人専門家・果樹専門家滞在費(1人×15日) (3,000円×1人×15日)	45千円
日本人スタッフ滞在費(1人×60日) (3,000円×1人×60日)	180千円
共同作業場増築費一式 (1,582,173円×1式)	1,582千円
人件費現地スタッフ・熟練石工雇用費(180人日) (900円×180人日)	162千円
人件費現地スタッフ・DANKA見習い石工雇用費(300人日) (810円×300人日)	243千円
人件費現地スタッフ雇用費(4人×12か月) (15,000円×4人×12月)	720千円
マラリア撲滅普及活動費(10か月) (6,480円×10月)	65千円
マラリア対策用蚊帳(1,000セット) (292円×1,000セット)	292千円
マラリア撲滅普及・蚊帳配布用自転車(2台) (19,440円×2台)	39千円
縫製訓練研修材料費(電動ミシン:1台) (60,750円×1台)	61千円
縫製訓練研修材料費(足踏みミシン:4台) (31,500円×4台)	126千円
縫製訓練研修材料費(染色布:12セット) (4,860円×12セット)	58千円

縫製訓練研修材料費(コットン布:200メートル) (243円 * 200m)	49千円
縫製訓練研修材料費(糸・ボタン・針その他一式) (9,000円 * 1式)	9千円
縫製訓練研修材料費(衣装タンス:1棹) (29,160円 * 1棹)	29千円
果樹栽培研修材料費(さし木実施研修:1回) (37,800円 * 1回)	38千円
果樹栽培研修材料費(肥料その他一式) (9,000円 * 1式)	9千円
人件費現地スタッフ・識字講師日当(100回) (900円 * 100回)	90千円
識字教育(文房具・教材一式) (4,500円 * 1式)	5千円
日本人専門家・果樹専門家日当(1人 * 15日) (3,000円 * 1人 * 15日)	45千円
日本人スタッフ日当(1人 * 60日) (3,000円 * 1人 * 60日)	180千円

/

# 国際ボランティア貯金に係る配分団体等の認可について

## 1 国際ボランティア貯金に係る配分団体等の概要等

### (1) 配分原資の状況等

	20年度	(参考)19年度下期
① 寄附金発生額	0万円	13億1,148万円
② 前年度からの寄附金繰越額等	14億3,493万円	6億 842万円
③ 必要経費控除額(寄附の委託の勸奨等に特 に要した費用(注1))	0万円	113万円
④ 配分原資(①+②-③)	14億3,493万円	19億1,877万円
⑤ 配分金額	7億9,731万円	4億9,949万円
⑥ 必要経費控除予定額等(配分金の使途の監査 等のための費用(注2))	0万円	821万円
⑦ 配分保留額(④-⑤-⑥)	6億3,762万円	14億1,106万円

注：計数は、切捨ての関係で一致しない場合がある。

注1：取扱いが終了しているため寄附金は発生しない  
注2：今年度から、必要経費は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の負担により実施

### (2) 配分の概要等

#### ① 配分団体等の概要

		20年度	(参考)19年度下期
申請	団体数	111団体	81団体
	事業数	144事業	102事業
	金額	10億3,791万円	6億9,536万円
配分	団体数	109団体	74団体
	事業数	140事業	94事業
	金額	7億9,731万円	4億9,949万円

※配分団体（109団体）のうち、新規配分は11団体

## 2 審査結果

認可申請された平成20年度の国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額並びに配分団体が守らなければならない事項は、その内容が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）の規定に適合していること等から、これらを認可することが適当と認められる。

### ② 配分内訳

[地域別内訳]					
アジア	15か国	111事業	5億9,530万円 (74.7%)		
アフリカ	11か国	15事業	1億1,564万円 (14.5%)		
中南米	4か国	8事業	3,761万円 (4.7%)		
欧州	3か国	3事業	2,350万円 (2.9%)		
中近東	2か国	3事業	2,525万円 (3.2%)		
計	35か国	140事業	7億9,731万円		
[主たる援助対象者からみた分類]		[主たる援助分野からみた分類]			
住民一般を対象とするもの……	61事業	3億6,459万円	医療・衛生 …………… 34事業	2億 661万円	
子どものために実施 ……………	48事業	2億5,407万円	教育 …………… 33事業	1億6,485万円	
農民の自立のために実施 ……………	17事業	7,919万円	農業指導等農村開発 ……………	23事業	1億1,143万円
女性の自立のために実施 ……………	5事業	4,517万円	生活改善一般 …………… 22事業	1億6,922万円	
難民のために実施 ……………	5事業	3,908万円	職業訓練・技術指導 ……………	21事業	1億1,039万円
災害による被災民（難民関係を 除く）のために実施 ……………	4事業	1,519万円	環境保全 …………… 7事業	3,478万円	
計	140事業	7億9,731万円	計	140事業	7億9,731万円

### (3) 配分団体が守らなければならない事項の概要

①配分金の使途の制限	・ 配分金は、機構が配分を決定した援助事業の実施計画以外の使途に使用してはならない
②実施計画の変更等	・ 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない ・ やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、機構の承認を受けなければならない
③配分金の経理等	・ 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならない ・ 援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに余剰金を返還しなければならない
④配分金に係るものであることの表示等	・ 配分金に係る設備等には、寄附金によるものであることを表示しなければならない
⑤完了報告	・ 配分金に係る援助事業が完了したときは、速やかに機構に報告しなければならない
⑥その他	・ 不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構に当該配分金を返還しなければならない

# 国際ボランティア貯金に係る配分団体等の申請 概要及び審査結果について

平成 2 1 年 3 月 2 日  
総 務 省

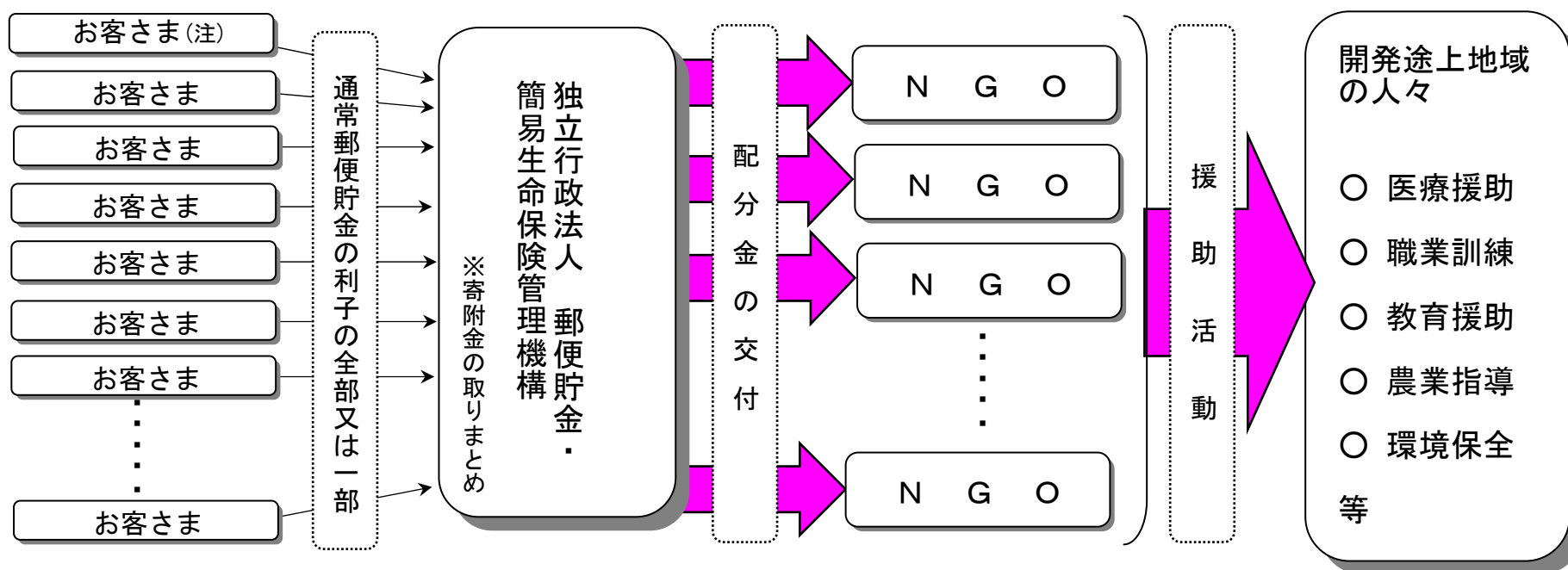


# 1 国際ボランティア貯金の概要

## (1) 目的

預金者から通常郵便貯金の税引き後の受取利子の全部又は一部（20%から100%までの10%単位で選択。）を日本郵政公社に寄附委託していただき（民営化後は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が寄附金を引き継ぎ）、海外で活動する民間援助団体（NGO）を通じて、開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資すること。〔平成3年1月4日取扱開始、平成19年9月30日取扱終了〕

## (2) 寄附金の流れ

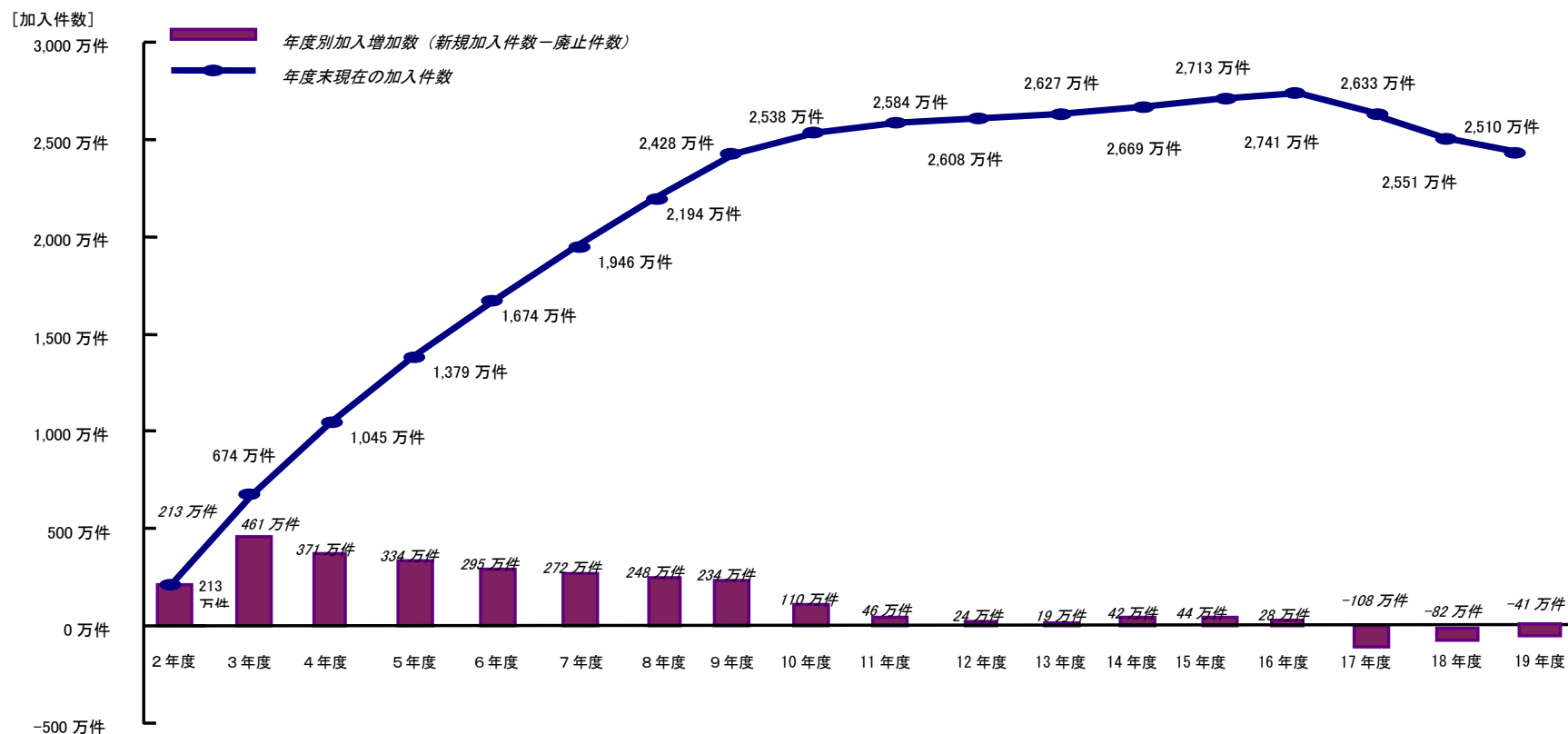


注：旧公社に対して通常郵便貯金の利子の全部又は一部を海外で活動する民間援助団体（NGO）に寄附することを委託した預金者。

## 2 国際ボランティア貯金の加入状況の推移等

- 国際ボランティア貯金の加入件数については、制度創設当初は順調に増加してきていたが、平成17年より行った通帳の冊数制限に関する取組みを反映し、17年以降は減少。取扱終了時点の加入件数は約2,510万件。
- 平成19年9月30日で取扱いを終了しており、20年度は19年度下期からの未配分残高を原資として配分を行う。

### (1) 国際ボランティア貯金の加入状況の推移



## (2) 国際ボランティア貯金の加入状況の推移

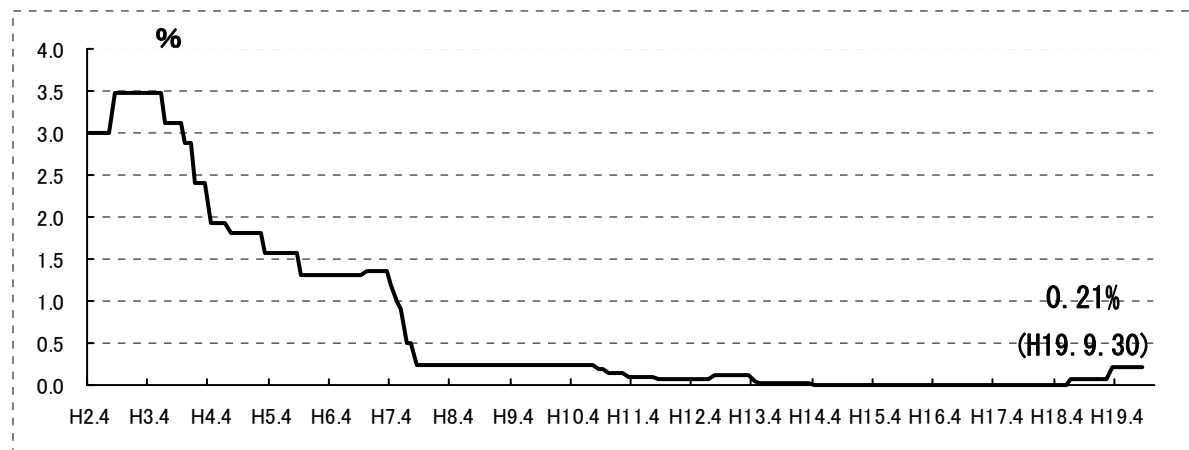
年度	寄附金発生額	1件当たり平均発生額	年度平均利率
平成2年度	11億905万円	520.8円	3.26%
平成3年度	27億1,580万円	402.7円	3.06%
平成4年度	24億1,956万円	231.6円	1.85%
平成5年度	25億2,130万円	182.9円	1.45%
平成6年度	30億3,417万円	181.2円	1.33%
平成7年度	14億7,056万円	75.6円	0.52%
平成8年度	9億6,867万円	44.1円	0.25%
平成9年度	12億1,071万円	49.9円	0.25%
平成10年度	11億3,292万円	44.6円	0.20%
平成11年度	5億8,517万円	22.6円	0.09%
平成12年度	7億8,083万円	29.9円	0.10%
平成13年度	1億9,356万円	7.4円	0.02%
平成14年度	5,659万円	2.1円	0.006%
平成15年度	5,308万円	1.9円	0.005%
平成16年度	5,699万円	2.0円	0.005%
平成17年度	5,888万円	2.2円	0.005%
平成18年度	10億5,058万円	41.1円	0.08%
平成19年度	13億1,148万円	52.2円	0.21%
合計	207億2,998万円		

注1 通常貯金の利率は平成19年3月5日から0.21%（平成21年1月8日から0.05%）

注2 平成19年度は、平成19年度上期の計数。

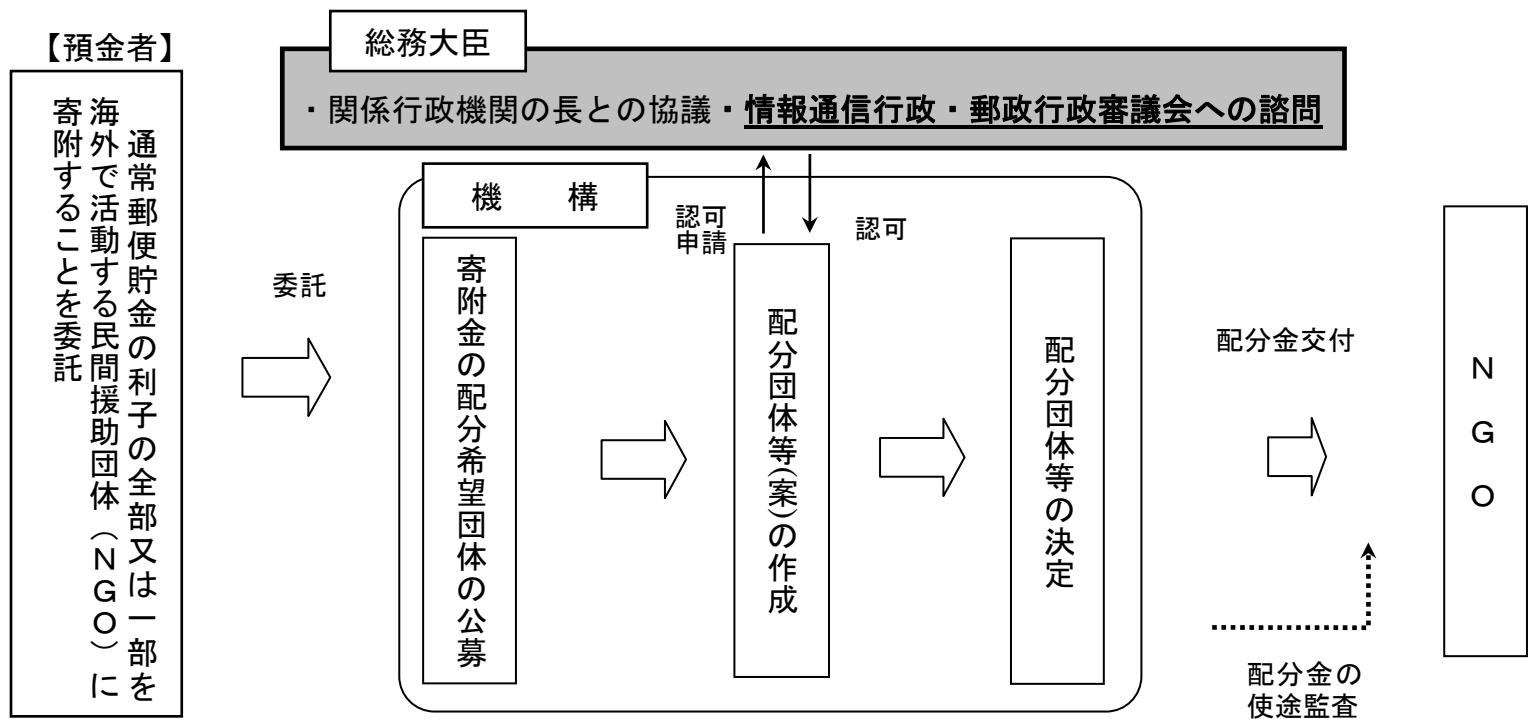
注3 金額は単位未満を切り捨て（以下同様）。

### 〔参考1〕郵便貯金金利の推移



### 3 国際ボランティア貯金に係る配分団体等の決定方法

- 旧国際ボランティア貯金法（注）において、国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額並びに配分団体が守らなければならない事項は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が総務大臣の認可を受けて決定。
- 配分団体等の決定に当たっては、機構は、預金者からの委託の本旨に従い、預金者の善意が有効に無駄なく活かされるように注意しながら、法律の趣旨にかなったNGOに寄附金を配分する義務を負っているところ。



注：郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第23条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律

## (参考) 配分対象となる団体及び事業の要件

### 【配分対象となる団体の要件】

以下の要件すべてを満たす団体を配分対象とする。

- ① 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確であること。
  - ② 海外援助に関する事業を実施する営利を目的としない民間の団体であること。
  - ③ 適正な会計処理が行われていること。
  - ④ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
  - ⑤ 過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと。
- ※ 上記①～②については、団体の定款や規約などにより確認している。

※ 上記②について、海外援助に関する事業を実施する団体であっても、国連機関や地方公共団体若しくは国の公的資金により設立された特殊法人などは、配分対象としていない。

※ 上記③については、配分申請書に添付の収支決算書等により確認する。

#### ※ 配分対象となる経費

- ① 開発途上地域の住民のために実施する援助事業に直接関わる経費。
- ② 恒常的に要する経費や配分の成果が見えにくいものは対象外(国内事務所の管理運営費等)。
- ③ 申請金額の上限は、既配分団体は2,000万円、新規申請団体は200万円(団体の海外援助事業実績が1年未満の団体は100万円)を限度とする。

### 【配分対象となる事業の要件】

以下の要件すべてを満たす事業を配分対象とする。

- ① 援助事業の対象地域の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs) を充足させる事業であること。(※)
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で援助事業の実施方法などの事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体がスタッフや専門家を援助地域に派遣し、現地の人々と直接顔を合わせ、両者が協力して活動を展開する「お互いの顔の見える援助」であること。
- ⑤ 援助事業の対象地域の住民に技術を指導するなど、当該地域の住民の自立を支援するものであること。
- ⑥ 援助事業の実施期間が配分対象期間内のものであること。
- ⑦ 継続して配分を受けている事業の場合、5年目以下であること。
- ⑧ 活動内容に政治的または宗教的行為(類似行為を含む)が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な助成機関に重複して申請していないこと。
- ⑩ 事業実施に当たって、現地政府や住民等と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している「渡航情報(危険情報)」により、事業実施地域について「退避に関する情報」が発出されておらず、現地での活動に対する邦人の十分な安全が確保されていること。

※ ①「BHN [basic human needs] を充足させる事業」とは…

衣食住、水、必要最低限の医療、教育など、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させるなど、開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく内容の事業。

## 4 国際ボランティア貯金に係る配分団体等の申請概要等

- 平成20年度の国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分については、109団体の実施する140事業に対し、総額約7億9,731万円を配分しようとするもの。
- 地域別では、アジアを中心に35か国において事業を実施するNGOに配分され、事業内容別内訳の援助対象者別では、事業数では「住民一般を対象」に実施するものが多く、次いで「子どものため」に実施するものが多い。また、事業内容別内訳の援助分野別では、「医療・衛生」が多く、次いで「教育」が多くなっている。

### (1) 配分原資の状況等

① 寄附金発生額（注1）	0万円
② 前回からの寄附金繰越額等	14億3,493万円
③ 必要経費控除額（寄付の委託の勸奨等に特に要した費用（注2））	0万円
④ 配分原資（①+②-③）	14億3,493万円
⑤ 配分金額	7億9,731万円
⑥ 必要経費控除予定額（配分金の使途の監査等のための費用（注2））	0万円
⑦ 配分保留額（④-⑤-⑥）	6億3,762万円

注1：取扱いが終了しているため寄附金は発生しない

注2：今年度から、必要経費は機構の負担により実施。

注：計数は、切捨ての関係で一致しない場合がある。

### (2) 配分の概要等

#### ① 配分団体等の概要

		20年度	(参考) 19年度下期
申請	団体数	111団体	81団体
	事業数	144事業	102事業
	金額	約10.3億円	約6.9億円
配分	団体数	109団体	74団体
	事業数	140事業	94事業
	金額	7億9,731万円	4億9,949万円

## ② 配分内訳

### ア 地域別内訳

事業実施国：アジアを中心に35か国

アジア	15か国	111事業	5億9,530万円 (74.7%)
アフリカ	11か国	15事業	1億1,564万円 (14.5%)
中南米	4か国	8事業	3,761万円 (4.7%)
欧州	3か国	3事業	2,350万円 (2.9%)
中近東	2か国	3事業	2,525万円 (3.2%)
計	35か国	140事業	7億9,731万円

### イ 事業内容別内訳

援助対象者別では、事業数では「住民一般を対象」に実施するものが多く、次いで「子どものため」に実施するものが多い。

援助分野別では、「医療・衛生」が多く、次いで「教育」が多い。

#### [主たる援助対象者からみた分類]

住民一般を対象とするもの	61事業	3億6,459万円
子どものために実施するもの	48事業	2億5,407万円
農民の自立のために実施するもの	17事業	7,919万円
女性の自立のために実施するもの	5事業	4,517万円
難民のために実施するもの	5事業	3,908万円
災害による被災民（難民関係を 除く）のために実施するもの	4事業	1,519万円
計	140事業	7億9,731万円

#### [主たる援助分野からみた分類]

医療・衛生	34事業	2億661万円
教育	33事業	1億6,485万円
農業指導等農村開発	23事業	1億1,143万円
生活改善一般	22事業	1億6,922万円
職業訓練・技術指導	21事業	1億1,039万円
環境保全	7事業	3,478万円
計	140事業	7億9,731万円

## 5 国際ボランティア貯金寄附金の申請・配分状況（一般援助分）

区別	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度 上期	平成19年度 下期	平成20年度
申請団体数	103 団体	284 団体	341 団体	319 団体	319 団体	345 団体	334 団体	305 団体	263 団体	263 団体	228 団体	210 団体	131 団体	91 団体	73 団体	66 団体	99 団体	81 団体	111 団体
申請事業数	180 事業	478 事業	524 事業	517 事業	464 事業	442 事業	403 事業	349 事業	306 事業	305 事業	261 事業	228 事業	131 事業	91 事業	73 事業	66 事業	123 事業	102 事業	144 事業
申請金額	約18 億円	約69 億円	約70 億円	約67 億円	約57 億円	約40 億円	約31 億円	約23 億円	約22 億円	約16 億円	約13 億円	約10 億円	約3.8 億円	約2.4 億円	約1.7 億円	約1.5 億円	約7 億円	約7 億円	約10 億円
申請事業実施国数	52 개국	71 개국	76 개국	67 개국	78 개국	75 개국	72 개국	72 개국	61 개국	63 개국	55 개국	47 개국	39 개국	31 개국	26 개국	27 개국	38 개국	30 개국	35 개국
配分団体数	102 団体	185 団体	185 団体	197 団体	235 団体	223 団体	209 団体	204 団体	202 団体	198 団体	172 団体	137 団体	88 団体	64 団体	53 団体	38 団体	81 団体	74 団体	109 団体
配分事業数	148 事業	250 事業	240 事業	261 事業	305 事業	264 事業	239 事業	234 事業	237 事業	225 事業	193 事業	150 事業	88 事業	64 事業	53 事業	38 事業	103 事業	94 事業	140 事業
配分金額	91,358 万円	232,636 万円	218,563 万円	236,272 万円	281,074 万円	157,568 万円	106,190 万円	124,227 万円	118,023 万円	65,041 万円	66,646 万円	34,102 万円	14,266 万円	10,177 万円	8,603 万円	7,026 万円	47,870 万円	49,949 万円	79,731 万円
事業実施国数	48 개국	49 개국	58 개국	56 개국	61 개국	57 개국	50 개국	52 개국	50 개국	51 개국	45 개국	36 개국	30 개국	27 개국	22 개국	17 개국	35 개국	26 개국	35 개국
アジア	21 개국	19 개국	20 개국	18 개국	18 개국	18 개국	15 개국	15 개국	15 개국	16 개국	15 개국	15 개국	14 개국	15 개국	15 개국	12 개국	15 개국	16 개국	15 개국
中近東	3 개국	5 개국	5 개국	5 개국	4 개국	4 개국	4 개국	4 개국	5 개국	5 개국	4 개국	2 개국	0 개국	1 개국	1 개국	0 개국	3 개국	2 개국	2 개국
アフリカ	14 개국	11 개국	15 개국	15 개국	20 개국	17 개국	17 개국	17 개국	18 개국	18 개국	15 개국	11 개국	8 개국	7 개국	2 개국	2 개국	10 개국	5 개국	11 개국
太平洋	2 개국	3 개국	4 개국	5 개국	3 개국	3 개국	3 개국	1 개국	0 개국	2 개국	2 개국	0 개국	0 개국	0 개국	0 개국	0 개국	1 개국	0 개국	0 개국
中南米	7 개국	8 개국	10 개국	7 개국	10 개국	9 개국	6 개국	7 개국	7 개국	4 개국	5 개국	4 개국	4 개국	3 개국	3 개국	3 개국	5 개국	2 개국	4 개국
欧州	1 개국	3 개국	4 개국	6 개국	6 개국	6 개국	5 개국	8 개국	5 개국	6 개국	4 개국	4 개국	4 개국	1 개국	1 개국	0 개국	1 개국	1 개국	3 개국



## 6 「配分団体が守らなければならない事項」の概要

- ・ 配分団体が守らなければならない事項として、配分金の使途の適正の確保に資することを目的とする事項が規定されている。

### 【定められている事項の主な内容】

#### ① 配分金の使途の制限

- ・ 配分金は、機構が配分を決定した援助事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと。

#### ② 実施計画の変更等

- ・ 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならないこと。
- ・ やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、機構の承認を受けなければならないこと。  
等

#### ③ 配分金の経理等

- ・ 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならないこと。
- ・ 援助事業が終了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに余剰金を返還しなければならないこと。  
等

#### ④ 配分金に係るものであることの表示等

- ・ 配分金に係る設備等には、寄附金によるものであることを表示しなければならないこと。  
等

#### ⑤ 完了報告

- ・ 配分金に係る援助事業が完了したときは、速やかに機構に報告しなければならないこと。

#### ⑥ その他

- ・ 不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構に当該配分金を返還しなければならないこと。

## 7 審査結果

当該申請は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 21 条により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が設けた審査基準による機構内の審査等を経て、総務省に申請があったものである。

総務省でその審査基準、審査基準に基づく審査の結果、そして整備法附則第 22 条に基づき機構が設けた「配分団体が守らなければならない事項」について検証したところ、以下のとおり、審査基準は適正なものであること、また、申請された平成 20 年度の国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（以下「配分額」という。）については、適正な審査内容によって団体が選ばれ、配分が決定していること、さらに、配分団体が守らなければならない事項については、その内容が整備法の規定に適合するものであること等から、当該申請に係る機構の審査は適当であると判断される。したがって当該申請は認可することが適当と認められる。

### I 配分団体及び配分額

※ 下表で使用される法令名については、以下のとおりとする。

- ・ 郵政民営化等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）第 2 条第 6 号の規定により廃止される前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号）  
→ 旧郵便貯金利子寄附委託法
- ・ 郵政民営化等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）第 2 条第 1 号の規定により廃止される前の郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）  
→ 旧郵便貯金法

関連条文	審査結果	理由
<p><b>【整備法附則第 21 条第 1 項前段】</b></p> <p>機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 1 項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第 1 項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 2 項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第 5 条及び第 6 条第 2 項（附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。</p> <p>※旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条</p> <p>この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政公社に委託する制度を実施することを目的とする。</p> <p>※旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項</p> <p>郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法</p>	<p>適</p>	<p>1 配分団体及び配分額に係る審査基準</p> <p>機構では、整備法附則第 21 条第 1 項前段の規定を踏まえ、配分団体に係る審査基準及び配分額に係る審査基準をあらかじめ定めている。</p> <p>(1) 配分団体に係る審査基準</p> <p>配分団体に係る審査基準は「Ⅰ 形式検査」、「Ⅱ 団体要件」、「Ⅲ 事業要件」を骨子としており、主な確認項目として次のようなものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要書類の全てが提出されていること （Ⅰ 形式検査）</li> <li>・ 海外援助に関する事業を実施する非営利民間団体であること （Ⅱ 団体要件）</li> <li>・ 地域実態を踏まえた BHN（基礎的生活分野）を充足に資する事業であること （Ⅲ 事業要件）</li> </ul> <p>なお、これら確認項目は、整備法附則第 21 条第 1 項前段に規定中の「旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条の目的に適合」するものと認められる。</p> <p>(2) 配分額に係る審査基準</p> <p>機構では、上記（1）の審査で適正と認められた団体の事業について、配分申請額を費目別に分類して査定を行うとともに、過年度の事業評価等を勘案して配分額を決定することとしている。</p> <p>なお、この配分方法で決定された金額は、整備法附則第 21 条第 1 項前段に規定中の「民間海外援助事業の実施に必要な費用」と認められる。</p> <p>以上により本審査基準は適切なものであると認められる。</p> <p>2 配分団体及び配分額の決定</p> <p>機構は、配分申請を行った 111 団体 144 事業のうち、上記 1（1）の審査基準を満たすことが確認された 109 団体 140 事業について、上記 1</p>

関連条文	審査結果	理由
<p>律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であって元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、<u>民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助</u>（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。</p>		<p>（２）の配分方法に基づき配分額を決定しており、適正な手続に則って配分団体及び配分額を決定していると認められる。</p> <p>なお、機構において、上記１（１）の要件を満たさないものとして、総務省に認可申請がなされなかった２団体４事業については、提出された書類等から上記１（１）中「Ⅲ事業要件」等に合致しない項目があることが確認されたため非配分としており、その判断は妥当なものと認められる。</p>

## Ⅱ 配分団体が守らなければならない事項

関連条文	審査結果	理由
<p><b>【整備法附則第 22 条第 1 項】</b>  機構は、配分金（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。</p>	<p>適</p>	<p>配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するものが定められており、配分金の用途の適正を確保するものであることから、整備法附則第 22 条第 1 項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p>

## 8 今後のボランティア貯金の取扱いについて

---

### ① 現在発生している配分金

- ・ 本審議会において配分先等を決定し、残額については翌期以降の配分原資とする。

### ② 平成21年4月1日以降の取扱い

- ・ 上記残額は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が引き続き配分を行う。

## 参 考 資 料

- 平成 20 年度国際ボランティア貯金寄附金の配分申請のご案内  
(別紙 1)【独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構作成】
- 関係法令条文 (別紙 2)

平成20年度国際ボランティア貯金寄附金  
の配分申請のご案内

平成20年6月

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

# 《 目 次 》

I	はじめに	1
II	国際ボランティア貯金の概要	2
III	平成20年度寄附金配分申請要領	
第1	申請から事業完了までの流れ（予定）	3
第2	配分対象となる団体	4
第3	配分対象となる事業	6
第4	配分対象とならない事業の例	12
第5	配分対象となる経費	13
第6	寄附金の配分申請方法	15
第7	継続配分年数の制限について	16
第8	その他配分申請に関する注意事項等	19
IV	配分決定後の事務処理等について	
第1	配分決定後の事務処理等について	20
第2	監査について	22



## I はじめに

「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」が廃止され、国際ボランティア貯金寄附金が新たに発生するはありませんが、寄附金の未配分残高が約14億円あり、これがなくなるまで配分等の事務を当機構が行うことになっています。

このたび、平成20年度国際ボランティア貯金寄附金の配分を希望する団体を公募しますので、希望団体は、このご案内をよくお読みいただき、申請いただくようお願いいたします。

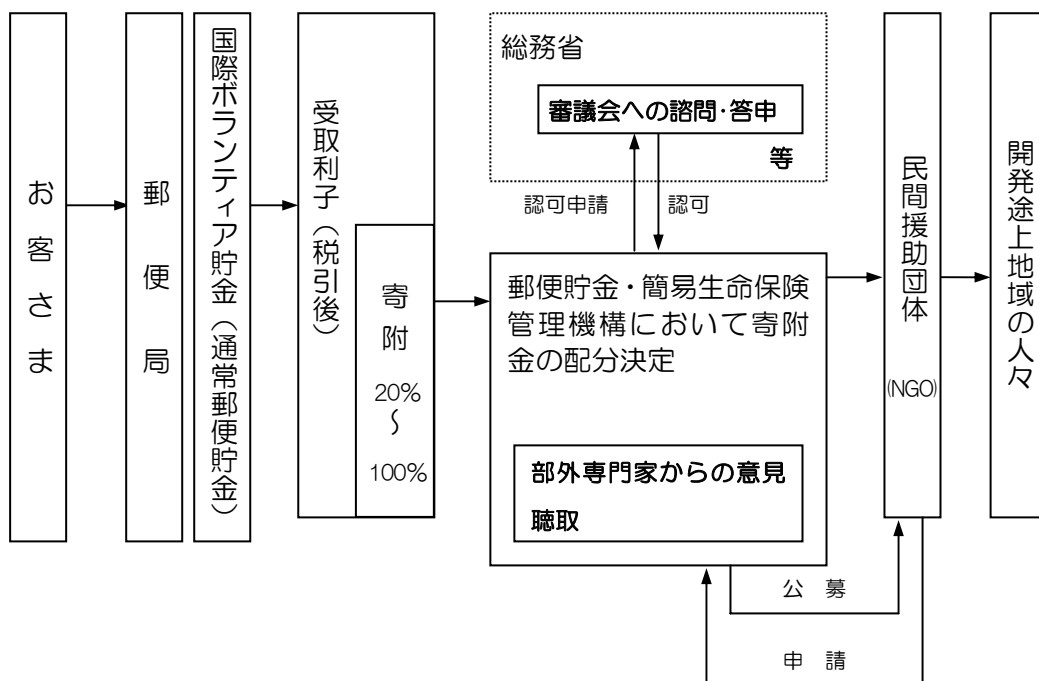
なお、寄附金の交付は、平成21年度となります。

## II 国際ボランティア貯金の概要

### 第1 目的等

旧日本郵政公社において取り扱われておりました国際ボランティア貯金は、預金者から通常郵便貯金の税引後の受取利息を寄附（寄附割合は20%から100%までの間の10%単位で選択）していただき、寄附金を海外で活動する民間援助団体（NGO）に配分し、開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資することを目的とし、平成3年1月4日から平成19年9月末までの約17年間取り扱われました。

### 第2 仕組み

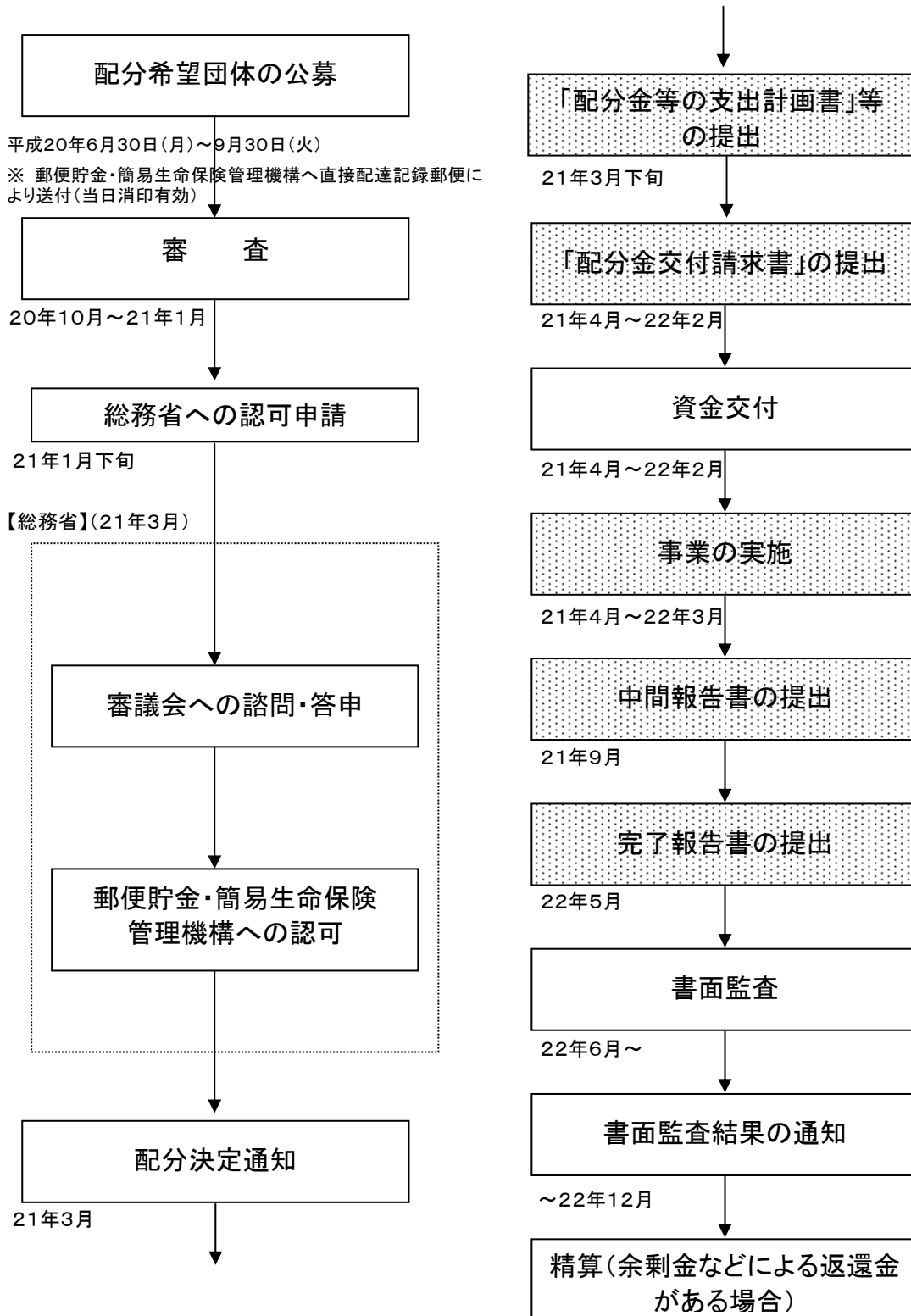


### 第3 寄附金の配分状況等

- ・ 国際ボランティア貯金の寄附金は、累計で約207億円となっており、平成19年度下期配分（配分金の交付は平成20年度）までに約191億円（平成19年度下期配分額は配分決定額で計算）を配分しました。
- ・ 平成19年度下期配分においては、郵政行政審議会の答申、総務省からの認可を経て、74団体、94事業に約5億円を配分決定しました。

### Ⅲ 平成20年度寄附金配分申請要領

#### 第1 申請から事業完了までの流れ（予定）



※ 網掛け部分については、配分団体の事務等

## 第2 配分対象となる団体

次の要件すべてを満たす団体を配分対象としています。

- ① 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
- ② 海外援助に関する事業を実施する営利を目的としない民間の団体であること。
- ③ 適正な会計処理が行われていること。
- ④ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑤ 過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと。

※ 上記①～②については、団体の定款や規約などにより確認しています。

※ 上記②について、海外援助に関する事業を実施する団体であっても、国連機関や地方公共団体若しくは国の公的資金により設立された特殊法人などは、配分対象としておりません。

※ 上記③については、配分申請書に添付の収支決算書等により確認します。

### 【配分対象となる団体に関するQ & A】

Q 1 法人格を持っていない任意の団体でも申請できるのですか。

A 1 申請団体の要件を満たしていれば、任意の団体でも申請することができます。

Q 2 「意思決定及び活動の責任の所在が明確」であるとは、どういうことですか。

A 2 国際ボランティア貯金の寄附金は、申請事業を主体的に実施できる団体に配分することとし、団体としての意思決定の方法や代表者の権限等が団体の定款や規約などに明記されていることを確認しています。しかし、実際の団体運営に当たり、代表者として定められている人は対外的に責任ある対応を取ることができない場合や、日本国内に事務所を有していても、申請事業の実施状況を把握している担当者がいない場合には、要件を満たしているとは認められません。

Q 3 代表者が外国人でも申請できるのですか。

A 3 配分対象となる団体の要件を満たしており、外国人登録がなされているなど、印鑑（登録）

証明書の発行が可能であれば、申請できます。

**Q 4 本部・支部がある団体については、別の事業であれば双方から申請できるのですか。**

A 4 本部・支部がある団体については、必ず本部から申請していただくこととなります。また、異なる団体であったとしても、実態として本部・支部の関係とみなせる場合（例えば、団体の規約等で、別の団体を支援することを目的として明記している場合）には同様の扱いとなります。

**Q 5 申請する団体が海外援助に関する事業を実施することは明文化されていなければならないのですか。**

A 5 団体の約款又は寄付行為、規約などの団体設立の目的や事業内容に、海外で援助事業を実施する旨が明文化されている必要があります。

**Q 6 「適正な会計処理が行われている」とは、どういうことですか。**

A 6 法人はもちろんのことですが、任意の団体についても、予算書や決算書などの財務諸表が整備されており、会員等に報告するなど、会計の透明性及び団体の健全経営が確保されている必要があります。

**Q 7 「他の援助団体に対して、助成を行っていないこと」というのは、どういうことですか。**

A 7 限りある寄附金を有効に配分する必要があることから、国内外のNGOに対して、自ら資金の助成を行っている団体については、配分対象外としています。ただし、専門家などの他の団体への派遣や本部・支部間の資金の助成については、他の援助団体への助成とはみなしていません。

**Q 8 「過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと」とは、どのようなことを示しているのですか。**

A 8 過去に配分を受けたことのある団体については、当該事業実施に当たり重大な問題がある団体、例えば、現地で問題を起こしたことがある団体や完了報告時の会計処理に問題があり、監査結果で「不適正」である旨指摘されている団体などを示します。また、新規の申請については、過去に実施した援助事業で現地において問題を起こしたことがある団体や粉飾決算などが行われていた団体を示します。なお、これらについて、配分決定後に判明した場合は、状況に応じて配分金の全部又は一部を返還していただくほか、次回から配分を控えさせていただくこととします。

### 第3 配分対象となる事業

#### 1 一般援助事業

次の要件すべてを満たす事業を配分対象としています。

- ① 援助事業の対象地域の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs : 基礎生活分野) を充足させる事業であること。(※)
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で援助事業の実施方法などの事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体がスタッフや専門家を援助地域に派遣し、現地の人々と直接顔を合わせ、両者が協力して活動を展開する「お互いの顔の見える援助」であること。
- ⑤ 援助事業の対象地域の住民に技術を指導するなど、当該地域の住民の自立を支援するものであること。
- ⑥ 援助事業の実施期間が配分対象期間内のものであること。
- ⑦ 継続して配分を受けている事業の場合、5年目以下であること。(※)
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行為（類似行為を含む）が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な助成機関に重複して申請していないこと。
- ⑩ 事業実施に当たって、現地政府や住民等と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している渡航情報（危険情報）により、事業実施地域について「退避に関する情報」が発出されておらず、現地での活動に対する邦人の十分な安全が確保されていること。

※ ①「BHN [basic human needs] を充足させる事業」とは…

衣食住、水、必要最低限の医療、教育など、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させるなど、開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく内容の事業。

※ 環境保全分野の事業については、開発途上地域の人々の生活改善への効果が間接的であっても、明らかにその効果が高いものと認められる場合には、配分対象とする場合があります。

※ 継続配分年数に関しては、「第7 継続配分年数の制限について」をご覧ください。

## 2 緊急援助事業

海外において、天災その他非常の災害が発生した際に、その災害を受けた地域の住民の緊急の需要を満たすための援助で、実施しようとする援助事業が対象地域の住民の緊急の需要を満たすものである必要があります。

※ 現在のところ、実施（公募）予定はありません。

### 【援助事業の要件に関するQ & A】

Q 1 「BHN (basic human needs) を充足させる事業」とはどのような事業なのですか。

A 1 国際ボランティア貯金の寄附金は、衣食住、水、必要最低限の医療、教育など、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させるなど、開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく内容の援助事業に配分しています。

したがって、例えば教養を深めるための外国語教育、有利な就職や進学に結びつくパソコン訓練などの高等教育や、生活習慣病の発見を目的とした人間ドックの実施など、日常生活を営む上で必要不可欠であるとは言い難い内容の事業は配分対象外となります。

Q 2 援助事業の配分対象となる援助事業実施地域は、どのような地域ですか。

A 2 原則として、OECDの加盟国以外の国又は地域としています。ただし、台湾、シンガポールや香港などのように、現在では開発途上地域とは言えない国や地域については配分対象としておりません。

<参考>OECD加盟国

オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ合衆国、日本、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、韓国、スロバキア

Q 3 渡航情報（危険情報）の「退避に関する情報」とはどのようなことですか。

A 3 外務省の海外安全ホームページの渡航情報で「退避を勧告します。渡航は延期してください。」との情報がある場合は、非配分とします。

また、援助事業実施地域の安全状況について、在外公館に確認しますが、退避に関する情報がない場合においても、在外公館から特に安全上の懸念が表明された場合は、非配分とすることがあります。

Q 4 援助事業実施地域の危険度が、配分申請後に引き上げられた場合は、どうなりますか。

A 4 配分申請以降、配分決定までに援助事業実施地域の危険度が引き上げられた場合、「危険度が引き下げられるまでは保留」として配分決定することがあります。その場合、危険度が下

がり、事業の実施に問題のないことが確認されるまでの間（別途通知するまでの間）は、寄附金の交付は行いません。

また、配分決定後又は寄附金交付後に危険度が引き上げられた場合については、状況に応じて必要な措置を講じていただくこととなります。

**Q 5 「申請団体が主体となって計画・実施する事業」とは、どのような事業を示すのですか。**

A 5 申請団体が主体となって計画、実施するものでなければ、配分対象となりません。例えば国連機関や現地政府、国内外の他のNGOが実施しているプロジェクトの一部を請け負って行う事業や現地NGOが主体で申請団体は資金を提供するのみの事業などは、配分対象となりません。現地NGOなどのカウンターパートと共に実施する事業でも、申請団体が主体となっていれば、配分対象となります。

**Q 6 申請書を提出後、事業開始までに現地に赴き、事前調査を行いたいのですが。**

A 6 事業計画は、事前調査に基づき詳細まで明確に決定した上で申請してください。したがって、申請書提出後に事前調査を行う場合や事業計画の中に当該事業そのものに係る調査や実施計画の策定のための渡航計画が含まれている場合には、配分対象となりません。

**Q 7 現地政府やカウンターパートからの聞き取りだけでは事前調査不足なのですか。**

A 7 国際ボランティア貯金の寄附金は、援助事業の計画から実施に至るまで、受益者である現地住民が幅広く参画するなど、事業実施地域の条件や現地住民のニーズを十分に反映させたいいわゆる「草の根の事業」に配分しています。実際に申請団体のスタッフ等が援助対象地域に赴き、現地住民から直接意見を聞くなどの実地調査を行い、十分にニーズを把握していることが必要です。現地政府やカウンターパートからの聞き取りだけでは、現地住民のニーズを十分に把握し、反映したとは認められません。

また、次の場合も、十分にニーズを把握しているとは認められません。

- ・ 調査時期が1年以上前のもの
- ・ 新聞記事やテレビ報道などをもとに住民からのニーズがあるとするもの
- ・ 実際に援助対象地域で調査を行ったもののほとんど現地の声聞いていないもの

**Q 8 「お互いの顔の見える援助」とはどのような事業なのですか。**

A 8 申請団体がスタッフや専門家を援助地域に派遣し、現地の人々と直接顔を合わせ、両者が協力して活動を展開する事業を指しています。したがって、現地協力団体任せになっている事業、現地協力団体への資金や物資を援助するだけの事業では、直接活動を実施しているとは言えません。

なお、「両者が協力して活動を展開する事業」となるためには、日本から派遣されたスタッフ等が現地に一定期間滞在（活動）する必要があると考えられます。国際ボランティア貯金の寄附金は、日本から派遣されたスタッフ等が最低でも2週間（14日間）以上現地で活動する



援助事業に配分することとしています。

また、現地での活動内容についても、協議、式典への参加、視察などが中心となる場合は配分対象としていません。

**Q 9 2週間以上の現地での活動期間というのは、渡航した延べ日数でよいのですか。**

A 9 日本から派遣された専門家又はスタッフ（人数は問わず）が現地で援助活動を実施する期間は原則2週間（14日間）以上（複数回に分かれる場合は、その合計）とします。移動のみの日は活動期間に含めません。

活動期間は、現地での活動日数であり、複数名のスタッフなどが同一期間に7日間（1週間）活動しても活動期間は7日間（1週間）となります。

**Q 10 援助事業が2か国以上にまたがる場合は、それぞれの国での活動日数を合算して2週間以上あればよいのですか。**

A 10 援助事業自体が2つの国にまたがることは何の問題もありませんが、援助活動実施地域（現地）の考え方としては、国をまたがってまで拡大はできないこととなります。これまでの配分事業では、いくつかの州や県、市をまたがって実施しているものはありますが別々の国を一つの実施地域（現地）とすることは認めておりません。

このため、同じ事業でも2か国以上にまたがる場合は、それぞれの国で2週間以上の日数確保をお願いすることとなります。

**Q 11 「当該地域の住民の自立を支援するものであること」とは、どういうことですか。**

A 11 国際ボランティア貯金の寄附金で実施する援助事業は、最終的に申請団体が関与しなくても、現地の住民の自力で事業を継続、あるいは事業で学んだことを活かしていけるようになることを目指しています。したがって、農業技術や縫製技術の指導、学校や組合の運営方法の指導、教育など、援助事業完了後の維持・管理については、現地住民が責任を持って実施するなど「現地住民の自立を支援する事業」であることが必要です。そこで、現地の自立を促すため、同地域で同様の事業を継続している事業への配分については、5年（5回）までとしています。

**Q 12 援助事業の実施方法などの事業計画について、実施時期にならないと分からない部分については、どのように記載すればよいのですか。**

A 12 事業計画については、事前に十分な調査や現地との調整を行い綿密な計画を立てる必要があります。事業目的を達成するために、いつ、誰が、何を、どのように実施するかなどの具体的な作業計画や作業の進捗状況の管理方法、事業完了後の評価・フォローアップ方法などの事業計画全体が明確になっている必要があります。その時期にならないと分からないような計画は、配分対象とはなりません。また、「顔の見える援助」であることが必要であるため、申請書には日本から派遣するスタッフ等の人数や派遣期間等についても、詳しく記載する必要があります。

**Q 1 3 援助事業実施計画が複数年に渡る場合には、申請できないのですか。**

A 1 3 平成20年度の国際ボランティア貯金の寄附金の配分対象事業の実施期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとしており、援助事業計画はこの期間内に開始して完了できることが必要です。なお、団体として複数年計画としているものであっても、この期間内で事業計画を立てているものについては配分対象となりますが、寄附金の配分決定は年度単位となっていますので、配分申請は毎年度必要です。ただし、寄附金がなくなった段階で配分を終了しますので、将来の配分を約束するものではありません。

**Q 1 4 配分対象期間内で立てられている事業計画であれば、問題ないのですか。**

A 1 4 例え配分対象期間内で立てられている計画であったとしても、事業内容から判断して、とても期間内に終わるとは考えられないなど、計画の実現性に疑義が生じるものについては、配分対象外となることがあります。

**Q 1 5 「5年目以下」の基準について、もう少し詳しく示してください。**

A 1 5 同一地域における同一分野の事業について、過去の配分年数が既に5年（5回）以上である事業については配分対象外とします。詳しくは「第7 継続配分年数の制限について」のページをご覧ください。

**Q 1 6 「国や地方公共団体などの公的な助成制度に重複して申請していないもの」というのはどういうものですか。**

A 1 6 限られた寄附金を有効に配分する観点から、他の公的な助成制度から補助金その他の資金的支援を受けている事業には配分していません。配分決定後に重複受給が判明した場合は、配分金の全部又は一部を返還していただいています。また、現地NGOなどのカウンターパートが申請事業の一部経費に対して日本の公的な助成制度から支援を受けている場合やジャパンプラットフォームからの資金により実施する事業についても、同様に重複受給と判断していますので、十分に注意してください。

**Q 1 7 公的な助成制度から補助金その他の資金的支援とはどのようなものでしょうか。**

A 1 7 外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人環境再生保全機構（地球環境基金）等政府及び政府関連機関、地方公共団体及び地方公共団体関連機関が実施する助成制度からの補助金、資金的支援をいいます。

**Q 1 8 現地政府との調整とは、どのようなことをすればよいのですか。**

A 1 8 外国籍NGOによる活動について、現地政府がNGO団体の登録制度や事業の承認制度、協定の締結などを義務付けている国が多いことから、現地政府に確認をした上で必要な措置を講じてください。また、国や地域によって制度や風習が異なりますので、後でトラブルになら

ないように現地の行政機関や住民と十分な事前調整を行った上で事業計画を立てる必要があります。

**Q 1 9 「現地での活動に対する邦人の十分な安全対策」とは、具体的にはどのようなことですか。**

A 1 9 現地に赴く際には日本大使館に連絡を取り、不測の事態が発生したときには、現地に赴いているスタッフなどと連絡が取れるような対策が必要です。また、事業実施期間中は常時現地と連絡が取れるような体制を整え、定期的に現地の状況を確認することも必要となります。不測の事態に備えて、それぞれの国情に併せた退避マニュアルなどを作成することをお勧めします。

**Q 2 0 緊急援助事業は、具体的にどのような事業なのですか。**

A 2 0 緊急援助事業は、国際赤十字などが緊急アピールを発出するなど、世界的に注目されている海外における災害（大規模な干ばつ、地震、洪水などの自然災害や内戦による大量の難民発生など）が発生した際に、当該現地住民の緊急の需要を満たすための援助事業のことであり、援助対象地域の政府などの受入体制が十分にできていることが必要です。このような非常災害が発生した際に必要と認められれば、一般援助事業の公募期間とは別に、災害内容や事業要件を限定して公募期間を設けることがあります。ただし現在のところ、実施予定はありません。

## 第4 配分対象とならない事業の例

次の例については配分対象とはなりません。

- ① BHNを充足させる事業となっていない事業
  - ・スタディーツアー（体験学習旅行）
  - ・主に調査研究を目的とした事業
  - ・主に文化遺産や動植物の保護を目的とした事業
  - ・外国語教育、パソコン訓練などの高等教育を目的とした事業
  - ・生活習慣病の発見を目的とした人間ドックの実施などの事業
- ② 申請団体が主体となって計画・実施しない事業
  - ・他のNGO（カウンターパートを含む）を支援する事業
- ③ 事業計画が明確になっていない事業
  - ・事業期間開始後に現地のニーズ調査等を実施する事業
- ④ 「お互いの顔の見える援助」となっていない事業
  - ・日本国内に研修生を招へいする事業
  - ・主に物資や資金提供を目的とした事業
  - ・団体スタッフの派遣期間が短いなど効果が見込めない事業
- ⑤ 住民に技術指導するなどの自立を支援する事業となっていない事業
  - ・主に親善・交流を目的とする事業
  - ・視察が主な派遣目的で、住民への指導、技術移転を伴わない事業
- ⑥ 援助事業の実施期間が配分期間外である事業
- ⑦ 同一地域、同一分野での配分が6年（6回）以上となる事業
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行為が含まれる（類似行為を含む）事業
- ⑨ 国や公共団体など公的な助成機関に重複して申請している事業
- ⑩ 事業計画実施に当たって、現地政府や住民等と十分な調整が図られていないと判断される事業
- ⑪ 危険地域で実施する事業

## 第5 配分対象となる経費

配分対象となる経費については、次のとおりです。

- ① 開発途上地域の住民のために実施する援助事業に直接関わる経費に配分します。
- ② 国内事務所の管理運営費のように恒常的に要する経費や配分の成果が具体的な形で見えにくいものは対象外となります。
- ③ 限られた寄附金を有効に配分する観点から、申請金額の上限は、既に配分を受けたことのある団体については2,000万円、新規に配分を受ける団体については、200万円とします。ただし、新規に配分を受ける団体のうち、相応の海外援助事業の実績を有している期間が1年未満の団体については、100万円を限度とします。

### 【経費に関するQ & A】

Q 1 具体的にはどのような経費に配分されるのですか。

A 1 配分対象とする経費は次のようなものがあります。

- (例) ○物資・資機材の調達費                      ○現地での研修関係費  
○建設費、建造物の工事費  
○現地事務所経費（事務所借料、光熱費、水道料など）  
○現地における雇用費（専門家、スタッフ及び作業員など）  
○スタッフや専門家の派遣費（航空運賃、現地交通費、滞在費、日当）

Q 2 配分対象とならない経費はあるのですか。

A 2 限られた寄附金を有効に配分する観点から、次のような経費については配分対象外としています。

- (例) ○国内事務所経費（事務所借料、国内通信費、光熱費、水道料、人件費など）  
○日本国内での交通費    ○空港使用料、関税  
○旅券・査証取得手数料    ○事前調査、事後評価の経費  
○送金手数料    ○用地取得費  
○通信費  
○物資、資機材の現地への輸送関係費  
○海外傷害保険加入費及び戦争危険担保特約に要する費用  
○車輛購入費  
○必要性、緊急性の乏しい物品

**Q 3 「相応の海外援助事業の実績」とはどのようなことですか。**

A 3 過去に実施した海外援助事業が、「第3 配分対象となる事業」欄に記載している条件を満たしている場合には、相応の海外援助事業の実績があるものと判断しています。

団体としての活動年数は長いものの事業内容が「第4 配分対象とならない事業の例」欄に記載しているような援助事業のみの場合は、相応の海外援助活動の実績があるとは認めていません。

## 第6 寄附金の配分申請方法

寄附金の配分申請方法を次に示します。

- 1 公募期間 平成20年6月30日（月）～平成20年9月30日（火）
- 2 申請書類等の入手方法  
申請書類等には次のものがあります。
  - ・ 平成20年度国際ボランティア貯金寄附金の配分申請のご案内（本資料）
  - ・ 平成20年度国際ボランティア貯金寄附金の配分申請書（様式）
  - ・ 平成20年度国際ボランティア貯金寄附金の配分申請書記入要領申請書類等は、下記の方法により入手できます。
  - ① 当機構のホームページから印刷 (<http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/volpost/>)
  - ② 電子メール又は郵送  
次の当機構連絡先へ①団体の名称、②団体の所在地、③担当者氏名、④連絡先（電話番号、メールアドレス）をご連絡ください。後日ご希望の方法（電子メール又は郵送）により送付いたします。  
【連絡先（ボランティア貯金担当）】  
電子メールアドレス <mailto:kikouchokin@yuchokampo.go.jp>  
電話番号 03-5472-7105
  - ③ 配分申請説明会における配布  
7月下旬に開催する「事前説明会」において配布します。  
詳しくは、「第8 その他配分申請に関する注意事項等」のページをご覧ください。
- 3 提出していただく書類 … 「平成20年度国際ボランティア貯金寄附金の配分申請書」及び添付資料各1部（配分申請書には添付資料として、**印鑑証明書（配分申請書提出前の直近3月以内に発行されたもの）**、団体規約、団体役員名簿などを添付していただく必要があります。）
- 4 書類の提出  
次の送付先へ必要事項を記載した配分申請書及び添付資料を公募期間内に**配達記録郵便（当日消印有効）**で送付してください。  
なお、当機構において申請書を受領した場合は、申請書を受領した旨を電子メール等により連絡いたしますので、提出後長期間連絡がない場合には当機構（03-5472-7105）までお問い合わせください。  
※ 書類に不備がある場合は、寄附金の配分はできないこととなりますので、内容を十分確認の上、提出してください。  
  
【送付先】〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-8虎ノ門4丁目MTビル5F  
独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
貯金部 財務課 ボランティア貯金担当  
(封筒の表面に「申請書在中」と記載してください。)

## 第7 継続配分年数の制限について

配分年数の上限については次のとおりです。

同一団体による同一地域における同一分野での事業への配分は、5年（5回）までとします。

### 【継続配分年数の制限に関するQ & A】

Q 1 「同一地域における同一分野の事業」への配分は5年（5回）までとなっているのはなぜですか。

A 1 現地の自立化のためには、相応の援助が必要ですが、限りない援助の継続は現地の自立化の弊害となる可能性もあることから配分期間に制限を設けたものです。

また、経験の浅い小規模団体を含め、配分を希望する団体は多く、特定の団体に長期にわたり配分を行うことは、配分機会の均等の観点からも望ましくないことです。

Q 2 「継続配分」であるかどうかは、どのような基準で判断されるものですか。

A 2 国際ボランティア貯金による援助事業は、これまで、①医療・衛生、②職業訓練、③教育、④農業指導、⑤環境保全、⑥生活改善一般の6つの分野に分類してきましたので、その分野が同じ場合、かつ同一地域での事業は継続とみなし、5年（5回）を超えて配分しないこととします。

ただし、⑥生活改善一般において、同一の分野内でも明らかに内容が異なる事業については個別に検討します。

Q 3 過去に配分を受けていた場合、その年数は含まれるのですか。

A 3 年数を計算するに当たっては、途中、配分のなかった年があっても、これまでの累計年数で計算することとします。

例1…事業は平成14年度から、配分は平成19年度下期配分からの場合、平成20年度の配分申請は「2年（2回）目」となります。

例2…平成18～19年度上期配分、平成19年度下期配分なしの場合、平成20年度の配分申請は「3年（3回）目」となります。

例3…平成13～17年度配分（5年間配分）、平成18～19年度下期配分なしの場合、平成20年度の配分申請は「6年（6回）目」となります。

Q 4 配分を受ける前から、自己資金で事業を行ってきましたので、事業の実施は既に5年となりますが…。

A 4 年数の計算に当たっては、あくまで「寄附金の配分を受けた年数」をもって計算します。



Q 5 これまでは歯科診療を行ってきましたが、平成21年度は新たに同じ国内で保健セミナーの事業を始めたいと考えています。同じ「医療・衛生」の分野ではありますが、全く別の事業なので継続とは言えないと思うのですか？

A 5 継続かどうかを判断する基準として「同一地域における同一分野は継続とみなす」こととします。

この場合は、同一国内であっても地域が違うのであれば「継続」とはみなしません。

Q 6 現在は同じ地域で学校運営（教育援助）と職業訓練を行う事業として配分を受けています。学校運営については平成19年度下期配分決定が5年（5回）目でしたが、職業訓練についてはまだ2年（2回）目です。ともに20年度配分申請を行いたいと考えていますが…。

A 6 学校運営についてみれば継続5年（5回）以上となるため、配分対象となりませんが、職業訓練であれば、申請していただくことができます。

Q 7 分野別に配分事業の例を示してください。

A 7 参考として例示します（以下の事業例のみを配分対象とするものではありません）。

(1) 医療・衛生

- 医療施設での診療・巡回による診療の実施
- 医療専門家の育成、育成施設の運営指導
- 医療施設・医療機器等の整備、運営・修理技術指導
- 保健衛生教育の実施、普及指導員の育成（衛生状態改善、栄養指導、母子保健、H I V感染予防等）
- 障害者のためのリハビリ技術指導      ○義肢装具・車椅子の製作、技術指導

(2) 職業訓練

- 縫製・手工芸などの職業訓練の実施      ○職業訓練施設の整備、運営指導
- 職業訓練指導者の育成、育成施設の運営指導
- 製品販売・資機材調達等を目的とした相互扶助組合の運営指導

(3) 教育

- 教師・保育者の育成、育成施設の運営指導      ○識字教育の実施
- 学校・保育所・託児所の建設、施設整備、運営指導      ○教材作成方法の指導と普及
- 図書館・点字図書館・巡回図書館の運営指導
- 遠距離通学者・ストリートチルドレンのための寄宿舎の建設、運営指導

(4) 農業指導

- 農業技術指導の実施、農業技術の普及（水稻・野菜の栽培、家畜の飼育、魚の養殖等）
- 農業指導者・技術者の育成、育成施設の運営指導      ○土壌改良のための技術指導

- 農業設備（灌漑施設等）の整備技術指導
- 相互扶助組合（米銀行、家畜銀行等）の運営指導

**(5) 環境保全**

- 砂漠化防止のための植林、植林後の管理技術指導
- 育苗技術・施設運営指導
- 環境教育の実施、教師に対する教授法指導
- 代替燃料の普及、技術指導

**(6) 生活改善一般**

- 生活改善・収入向上のための相互扶助組合の運営指導
- 簡易水道の設置、施設設備、管理技術指導
- 飲料水確保のための井戸設置・管理技術指導
- 生活改善・収入向上のための指導、普及指導員の育成
- 難民・災害被災民の生活復興のための住居建設指導

## 第8 その他配分申請に関する注意事項等

- ① 配分申請に関する「事前説明会」について、以下の日程により実施します。  
説明会への参加申込み及び説明会会場の問い合わせは、当機構（03-5472-7105）へ  
お願いします。

開催地	開催日時	申込み締め切り日
郵便局株式会社東海支社 名古屋市中区丸の内3-2-5	平成20年7月30日（水） 午後1時30分から	平成20年7月25日（金） までに当機構に連絡願いま す。
郵便局株式会社近畿支社 大阪市中央区北浜東3-9	平成20年7月31日（木） 午後1時30分から	
メルパルク東京 東京都港区芝公園2-5-20	平成20年8月5日（火） 午後1時30分から	

- ② 提出された配分申請書の記載内容について確認が必要な場合、あるいは更に詳細な  
情報が必要な場合には、電話などによる照会、追加資料の提出依頼を行うことがあり  
ます。
- ③ 限られた寄附金を有効に配分するため、団体規模、事業内容及び過年度の事業実施  
状況などを勘案し、必要に応じて申請内容の見直しをお願いすることがあります。
- ④ 配分申請書及び添付資料については、情報公開法の開示請求の対象となるため、請  
求があれば申請書の記載内容等を開示することがあります。
- ⑤ 提出された配分申請書及び添付資料は、寄附金の配分ができなかった場合でもお返  
しいたしません。
- ⑥ 配分申請書及び添付資料は、次年度以降の配分審査等に使用するために複製を作成  
します。（一定の保存期間経過後、処分します。）

## IV 配分決定後の事務処理等について

### 第1 配分決定後の事務処理等について

配分決定以降の手順及び必要となる事務処理等について、以下に示します。

- ① 総務大臣の認可を経て、国際ボランティア貯金の寄附金を配分する団体に対して配分決定の通知を行います。
- ② 配分決定後にも、以後の寄附金交付のために至急提出していただく書類があります。
- ③ 配分申請書の事業実施計画は、真にやむを得ない事由であると判断される場合を除いて変更することができません。
- ④ 事業実施期間中に「中間報告書」、事業完了後に「完了報告書」を提出していただく必要があります。
- ⑤ 完了報告書により書面監査を行った結果、未使用となった配分金があるなどの場合は、当該金額を精算（返還）していただきます。
- ⑥ 申請書に記載されている団体名の名称や代表者名、登録された印鑑、住所、電話・FAX番号、団体の定款などが変更となった場合は、速やかに届出を行っていただく必要があります。

#### 【配分決定後の事務処理等に関するQ & A】

Q 1 配分決定は、いつ頃どのような方法で通知されるのですか。

A 1 配分団体名等は、決定（平成21年3月（予定））次第速やかに報道発表し、当機構のホームページに掲載します。必要書類は配分団体あてに速やかに送付します。

Q 2 配分決定後、速やかに提出する書類とはどのようなものですか。

A 2 配分決定後に提出いただく書類は、次の2つです。

- ① 「振込先口座及び配分金交付希望調書」・・・配分金の振込先口座（振替口座番号等）と交付希望時期及び金額をお知らせいただく書類です。

②「配分金等の支出計画書」…配分決定を受けて、配分金と自己資金を合わせた総事業費の計画をお知らせいただく書類です。

**Q 3 配分決定された場合、配分金はどのようにして交付されるのですか。**

A 3 交付希望時期に「国際ボランティア貯金寄附金の配分金交付請求書」を提出していただくことにより、指定の振替口座に振り込みます。

なお、交付希望時期については、事業実施計画に合わせて必要な時期に必要な金額を請求するようにして、交付後長期に保管することのないようにしてください。

**Q 4 申請書の事業実施計画のとおりにより事業が実施できなくなったときはどうするのですか。**

A 4 申請書の事業実施計画は、原則として変更することはできませんが、変更理由が真にやむを得ない事由であると判断される場合に限り、「実施計画変更承認申請書」の提出により計画変更を承認します。この「実施計画変更承認申請書」は、事後の提出は認められませんので、事業実施計画を変更する必要がある生じたら、速やかに連絡してください。また、軽微な変更については、「実施計画変更承認申請書」の提出が不要の場合もありますので、あらかじめ電話等にてご相談ください。

なお、計画変更により事業規模が縮小された場合及び計画変更が不承認となった場合には、配分金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

**Q 5 「中間報告書」や「完了報告書」とはどのようなものですか。**

A 5 「中間報告書」…事業の実施期間中に、途中経過、スタッフの派遣状況、以後の予定等を報告していただく書類です。

「完了報告書」…1年間の事業の実施状況を総括して報告いただく書類で、提出期限を厳守して提出いただきます。完了報告書には、国際ボランティア貯金の配分金の使用状況が分かる会計帳簿、領収書類、航空券控え及び送金・両替票及び事業の実施状況が分かる写真などの添付が必要です。

なお、領収書類は原本を提出していただくこととしています。

## 第2 監査について

国際ボランティア貯金の寄附金は、加入された預金者の善意によって成り立っています。

国際ボランティア貯金制度により寄附していただいた寄附金が効果的、効率的に使用されていることを明らかにし、お客さまからの信頼を確保していく必要があります。

そこで、配分を受けた事業については、次により監査を実施します。

- ① 書面監査 … 中間報告書及び完了報告書により、配分申請書に記載された実施計画どおりに事業が実施されたこと及び配分金が適切に使用されたこと等を確認します。
- ② 実地監査 … 配分団体の事務所又は現地の事業実施地域を訪問し、事業が計画どおり適正に行われていることなどを確認します。

※ 国際ボランティア貯金の寄附金の経過措置を定めた法律（「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）の中に、「機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。（附則第22条第2項）」とあり、監査を行うことが明記されています。

※ 監査結果については、公表することがあります。

Q1 「書面監査」とは、どのようなものですか。

A1 すべての配分事業を対象に、中間報告書や完了報告書により、会計監査及び事業実施面の監査を行っています。

完了報告書には、会計帳簿類、領収書類、航空券控え、送金両替票及び事業の実施状況が分かる写真などを添付していただくこととしています。

Q2 「実地監査」とは、どのようなものですか。

A2 配分団体の事務所や、海外の事業実施地域を訪問し、活動状況などを監査しています。

Q3 なぜ監査が必要なのですか。

A3 国際ボランティア貯金の寄附金は、事業実施前に配分金を交付する「概算払い」の方式を採用していることから、交付済みの配分金が適正に使用されたかどうかを事業実施後に確認させていただいているものです。

Q4 配分金の返還が必要なケースには、どのようなものがありますか。

A4 配分金は、指定された項目に沿って支出していただく必要があります。したがって、配分

金を決定内容と異なる目的で使用した場合は、その項目分の全額又は一部を返還していただく場合があります。また、予定より安価で調達できた場合も「余剰金」部分については返還していただく場合があります。

なお、配分決定時に数量などを指定している項目は、支出額が配分金額を超えていても、実際の数量が指定した数に満たなかった場合は、その分を返還していただくこととなります。

例	・	配分決定	…	滞在費（3人×14日）	126,000円
	・	実際の支出	…	滞在費（2人×14日）	140,000円
	・	要返還額	…	滞在費（1人×14日）	42,000円（126,000円×1/3）

**国際ボランティア貯金の寄附金の配分申請に関する照会先**

**独立行政法人**

**郵便貯金・簡易生命保険管理機構**

**貯金部財務課 ボランティア貯金担当**

**〒105-0001**

**東京都港区虎ノ門 4-1-8 虎ノ門 4 丁目 MTビル 5F**

**電 話：(03) 5472-7105**

**FAX：(03) 5472-7169**

**ホームページ**

<http://www.yuchokampo.go.jp/>



# 関係法令条文

## ○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）（平成十七年法律第百二号）

（法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一～五 （略）

六 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）

七～十三 （略）

附 則

（郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十条 旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の規定により寄附の委託を行った者は、旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除された利子があり、かつ、当該利子につき同条第二項の規定による決定が行われていないときは、次条第一項の規定による最初の決定がまだ行われていない場合に限り、機構に対し、当該委託の取消しをし、当該利子の返還を請求することができる。

2 前項の返還に関する費用は、当該返還の請求をした者の負担とする。

第二十一条 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第五条及び第六条第二項（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第一条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、機構は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため機構において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（旧郵便貯金利子寄附委託法第五条（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下この項において「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。

2 前項の「配分期間」とは、三月三十一日から翌年三月三十日までの期間（当該期間内に施行日を含む場合にあつては、最後に旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定による控除が行われた日から平成二十年三月三十日までの期間）をいう。

第二十二条 機構は、配分金（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第一項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第一項若しくは同条第三項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

第二十三条 機構は、配分金（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金を附則第二十一条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定については、旧郵便貯金利子寄附委託法第五条、第六条第二項、第七条から第八条まで及び第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	配分金の全部	配分金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）附則第二十二條第一項に規定する配分金をいう。以下同じ。）の全部
	当該配分期間	当該配分期間（前条第二項又は整備法附則第二十一條第二項に規定する配分期間をいう。以下同じ。）
	寄附金	寄附金（前条第二項又は整備法附則第二十一條第一項に規定する寄附金をいう。以下同じ。）
第六条第二項	前項の規定により	寄附金を
第七条の二第一項	第四条第二項	整備法附則第二十一條第一項
	同条第三項	整備法附則第二十二條第一項

○ 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）

（目的）

第一条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政公社に委託する制度を実施することを目的とする。

（利子の寄附委託）

第二条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であつて元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。

2 前項の規定により寄附の委託を行った預金者は、いつでも、当該委託の取消しをすることができる。この場合において、第四条第一項の規定により既に控除された利子があるときは、預金者は、当該利子につき同条第二項の規定による最初の決定がまだ行われていない場合に限り、当該利子の返還を請求することができる。

（寄附金の処理）

第四条 （略）

2 公社は、郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金のうち公社が定める種類のものについて前項の規定による控除を行った日以後最初に到来する同項の規定による控除を行う日の前日までの期間（以下「配分期間」という。）ごとに、第二条第一項の委託があつた通常郵便貯金につき前項の規定により控除した利子を合計した金額（同条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る次条及び第六条第二項の金額の合計額（以下「寄附金」という。）について、民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に規定するこの法律の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、公社は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため公社において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（次条の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため公社において特に要する費用の額を差し引くことができる。

3 公社は、配分金の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

第五条 交付し又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が、当該配分期間経過後に返還され又

は交付できなくなったときは、当該返還され又は交付できなくなった配分金は、当該返還され又は交付できなくなった日の属する配分期間の寄附金に充てるものとする。

- 2 配分期間の末日において、配分金とならなかった寄附金があるときは、これを当該配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

(寄附金の経理等)

#### 第六条 (略)

- 2 前項の規定により運用した結果生じた利子その他の収入金は、当該利子その他の収入金が生じた日の属する配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

(認可等)

第七条の二 公社は、第四条第二項の決定をしようとするとき又は同条第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

### ○ 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)

(郵便貯金の種類)

第七条 郵便貯金は、次の六種とする。

- 一 通常郵便貯金 預入及び払戻しについて特別の条件を付けないもの  
(以下略)